

消防庁防災業務計画

令和 7 年 8 月

消 防 庁

消防庁防災業務計画

作成	昭和38年12月	消防庁防災業務計画
修正	昭和44年 8月	消防庁防災業務計画
	昭和46年11月	消防庁防災業務計画
	昭和47年 5月	消防庁防災業務計画
	昭和52年 3月	消防庁防災業務計画
	昭和53年 4月	自治省・消防庁防災業務計画
	昭和54年12月	自治省・消防庁防災業務計画
	昭和55年10月	自治省・消防庁防災業務計画
	平成 8年 5月	自治省・消防庁防災業務計画
	平成13年 1月	消防庁防災業務計画
	平成13年 4月	消防庁防災業務計画
	平成16年 4月	消防庁防災業務計画
	平成16年 6月	消防庁防災業務計画
	平成19年 2月	消防庁防災業務計画
	平成21年 3月	消防庁防災業務計画
	平成24年 2月	消防庁防災業務計画
	平成24年11月	消防庁防災業務計画
	平成26年 8月	消防庁防災業務計画
	平成27年 3月	消防庁防災業務計画
	平成27年 9月	消防庁防災業務計画
	平成28年 3月	消防庁防災業務計画
	平成28年 7月	消防庁防災業務計画
	平成29年 6月	消防庁防災業務計画
	平成30年 8月	消防庁防災業務計画
	令和 2年 3月	消防庁防災業務計画
	令和 2年 7月	消防庁防災業務計画
	令和 3年11月	消防庁防災業務計画
	令和 4年12月	消防庁防災業務計画
	令和 6年 6月	消防庁防災業務計画
	令和 7年 8月	消防庁防災業務計画

目 次

第Ⅰ部 総則

第1編 目的	1
第2編 基本方針及び基本理念	1

第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置

第1編 基本対策編

第1章 防災体制

第1節 消防庁における防災体制	3
第2節 地方公共団体における防災体制	4

第2章 調査研究

第1節 調査研究及び研究開発の体制の整備	6
第2節 資料の収集及び分析並びにデータベース化の推進	6
第3節 調査研究事項	6
第4節 地方公共団体における調査研究	7

第3章 災害予防

第1節 防災上必要な教育及び訓練の推進	7
第2節 防災思想の普及、防災意識の向上・知識の普及及び災害 教訓の伝承	8
第3節 自主防災体制の整備	9
第4節 災害ボランティアの育成及び活動環境の整備	10
第5節 防災訓練の実施	10
第6節 防災施設等の整備	11
第7節 情報の収集・伝達の体制の整備	12
第8節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え	13

第4章 災害応急対策

第1節 応急体制の確立	15
第2節 災害情報等の収集・伝達	17
第3節 災害応急対策の実施	19
第4節 広域応援体制の確立	21

第5章 災害復旧・復興

第1節 消防施設等の災害復旧の促進	23
第2節 防災施設等の災害復旧	23
第3節 被災者の援護を図るための措置	23
第4節 復興の促進	23
第5節 職員の派遣及びあっせん	23

第2編 個別災害対策編

第1章 地震災害対策

第1節 基本的考え方	23
第2節 防災体制	24

第3節	被害想定の実施	24
第4節	調査研究	24
第5節	災害予防	25
第6節	災害応急対策	27
第7節	災害復旧・復興	29
第8節	東海地震に係る地震防災応急対策	29
第9節	南海トラフ地震臨時情報発表時の災害応急対策	30
第10節	北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時の防災対応	32
第2章	津波災害対策	
第1節	基本的考え方	33
第2節	防災体制	33
第3節	被害想定の実施	33
第4節	調査研究	34
第5節	災害予防	34
第6節	災害応急対策	36
第7節	災害復旧・復興	37
第3章	風水害対策	
第1節	基本的考え方	37
第2節	調査研究	37
第3節	災害予防	37
第4節	災害応急対策	38
第5節	災害復旧・復興	39
第4章	火山災害対策	
第1節	基本的考え方	39
第2節	防災体制	39
第3節	調査研究	40
第4節	災害予防	40
第5節	災害応急対策	41
第6節	災害復旧・復興	41
第5章	雪害対策	42
第6章	林野火災対策	42
第7章	危険物施設災害対策	45
第8章	石油コンビナート等災害対策	46
第9章	地下街等及び高層建築物災害対策	47
第10章	原子力災害対策	48
第11章	航空機災害対策	49
第12章	海上災害対策	49
第13章	毒劇物等災害対策	49
第14章	車両火災対策	50

第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準

第1編 基本対策編

第1章	地域防災計画作成の基本	51
-----	-------------	----

第2章	地域の災害危険性の把握	51
第3章	防災施策の基本方針	51
第4章	防災体制	
第1節	関係機関等の防災業務の大綱の策定と責任の明確化	51
第2節	広域的な防災体制	51
第3節	防災力の調査・把握	52
第4節	自主防災体制	52
第5節	男女共同参画及び多様な主体の視点を取り入れた防災体制	52
第5章	調査研究	
第1節	調査研究体制の整備	52
第2節	資料の収集及び分析	52
第3節	調査研究事項	53
第6章	災害予防	
第1節	防災上必要な教育及び訓練の推進	53
第2節	防災思想の普及、防災意識の向上・知識の普及及び災害 教訓の伝承	53
第3節	自主防災体制の整備	54
第4節	災害ボランティアの育成及び活動環境の整備	54
第5節	防災訓練の実施	55
第6節	防災施設等の整備	55
第7節	情報の収集・伝達体制の整備	56
第8節	災害の未然防止及び災害応急対策への備え	56
第7章	災害応急対策	
第1節	応急体制の確立	59
第2節	災害情報等の収集・伝達	60
第3節	災害応急対策の実施	61
第4節	広域応援体制の確立	63
第8章	災害復旧・復興	64
第2編	個別災害対策編	
第1章	地震災害対策	
第1節	被害想定を作成	64
第2節	防災体制	65
第3節	災害予防	65
第4節	災害応急対策	66
第5節	災害復旧・復興	67
第6節	東海地震に係る地震防災応急対策等	67
第7節	南海トラフ地震に係る対策	68
第8節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る対策	71
第2章	津波災害対策	
第1節	被害想定を作成	72
第2節	防災体制	72

第3節	災害予防	72
第4節	災害応急対策	74
第5節	災害復旧・復興	74
第6節	南海トラフ地震に係る対策	74
第7節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る対策	75
第3章	風水害対策	
第1節	災害危険性の把握	76
第2節	災害予防	76
第3節	災害応急対策	78
第4節	災害復旧・復興	79
第4章	火山災害対策	
第1節	防災体制	79
第2節	火山災害の危険性の把握	79
第3節	災害予防	79
第4節	災害応急対策	80
第5節	災害復旧・復興	80
第5章	雪害対策	80
第6章	林野火災対策	81
第7章	危険物施設災害対策	83
第8章	石油コンビナート等災害対策	84
第9章	地下街等及び高層建築物災害対策	85
第10章	原子力災害対策	85
第11章	航空機災害対策	86
第12章	海上災害対策	86
第13章	毒劇物等災害対策	86
第14章	車両火災対策	86

第Ⅰ部 総則

第１編 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 1 項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法律（平成 16 年法律第 27 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、消防庁がその所掌事務について防災に関しとるべき措置及び地域防災計画等の作成の基準となるべき事項を定め、もって防災対策の総合的かつ計画的な実施を図ることを目的とする。

第２編 基本方針及び基本理念

- 1 この計画においては、次のとおり、第Ⅰ部から第Ⅲ部の内容をもって構成するものとする。

第Ⅰ部 総則

第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置

第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成基準

また、第Ⅱ部及び第Ⅲ部においては、あらゆる種類の災害への対策として概ね共通する基本的事項については「基本対策編」において記載し、各々の種類の災害への対策として特記すべき事項等については「個別災害対策編」において記載する。

なお、地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、「地震災害対策」は、主として揺れによるものを対象として記述し、「津波災害対策」は、主として津波によるものを対象として記述しており、両者は重なるところもあることから、両対策併せて「震災対策」のために活用する。

- 2 この計画の実施に当たっては、消防庁は、総務省内部部局と緊密な連携を図るとともに、防災関係省庁、地方公共団体等の行う防災対策と十分調整を図り、防災対策が総合的かつ有機的に実施されるよう努める。
- 3 この計画の実施に当たっては、必要に応じマニュアルを作成するとともに、研修・訓練等を通じて職員の対応力の向上を図り、災害のあらゆる状況においても適切な対応ができるように努める。
- 4 この計画に基づき、地方公共団体に対し、勧告・指導・助言の実施や、その他適切な措置をとる（以下「助言等」という。）に当たっては、当該団体の自然的、社会的条件等地域の実情に十分配慮する。
- 5 この計画は、災害の経験及び地域の防災体制の現況等を踏まえて、毎年及び随時見直しを行い、必要に応じて修正を加え、もって、現実に即したより実践的な計画とする。
- 6 この計画においては、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、関係機関が相互に密接な連携を図りながら、一体となってさまざまな対策を組み合わせる災害に備えるものとする。
- 7 この計画においては、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第十一条において、国の計画は国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされているため、国土強靱化に関する部分については、その基本目標である、
 1. 人命の保護が最大限図られる
 2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 4. 迅速な復旧・復興
- を踏まえ防災対策の推進を図るものとする。

第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置

第1編 基本対策編

第1章 防災体制

第1節 消防庁における防災体制

1 防災体制の基本等

防災に関する事務を的確かつ円滑に実施するため、消防庁の防災体制について随時、必要に応じ検討を加え、その整備を図るとともに、他の指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体等との間の協力体制を確立するものとする。その際には、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制等に留意するものとする。各課等（総務省組織令（平成12年政令第246号）に規定する消防庁各課（室を含む。）及び消防大学校をいう。）が所掌する事項に関する防災対策については、それぞれ当該事項を所掌する各課等において行うものとする。この場合において、各課等は関係部局等と密接な連携を図るとともに、その総合調整は、総務課において行う。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の体制をあらかじめ設定し、防災訓練を実施するとともに、特に災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関と、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え、発災後に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整えるよう努めるものとする。

2 災害の実態に応じた防災体制

多種多様な災害の実態や社会構造の変化に的確に対応しつつ、防災対策を企画立案し、その推進を図るとともに、地方公共団体に対する当該防災対策の助言等に当たるため、災害の種類ごとの担当課等（室を含む。以下「災害担当課」という。）を下表のとおり定める。

なお、下表に掲げる災害の種類以外の災害については、災害対策の態様に応じて別に定める。

災 害 の 種 類	災 害 担 当 課
地震災害対策	防災課
津波災害対策	防災課
風水害対策	防災課
火山災害対策	防災課
雪害対策	防災課
林野火災対策	特殊災害室
危険物施設災害対策	危険物保安室
石油コンビナート等災害対策	特殊災害室
地下街等及び高層建築物災害対策	予防課
原子力災害対策	特殊災害室
航空機災害対策	特殊災害室
海上災害対策	特殊災害室
毒劇物等災害対策	危険物保安室
車両火災対策	特殊災害室

第2節 地方公共団体における防災体制

各地方公共団体における地域防災計画の作成・実施状況を定期的に把握するとともに、第Ⅲ部第1編又は第2編地域防災計画の作成の基準等を踏まえ、特に次の事項について助言等を行う。

1 都道府県の防災体制

(1) 都道府県防災会議の開催

都道府県防災会議を積極的に開催するとともに、部会及び専門委員を十分活用すること。また、女性、高齢者、障害者、外国人などの多様な主体の視点が反映されるよう留意すること。

(2) 都道府県地域防災計画の見直し

都道府県地域防災計画の見直しを毎年及び随時実施するとともに、地域の実態に即した具体的かつ実践的な計画とするように努めること。また、必要に応じマニュアルの整備を図ること。

(3) 平常時

平常時から、都道府県地域防災計画に基づき、災害に強い安全なまちづくりを推進するとともに、職員、関係機関等に対して都道府県地域防災計画及び関連マニュアルの周知徹底を図り、住民の積極的な参加も得つつ訓練を実施するなど、災害時において迅速かつ的確に応急対策を実施できるよう十分な準備を行うこと。

(4) 災害時

市町村、国その他防災関係機関と緊密な連携を図るとともに、情報の迅速かつ的確な収集・伝達及びこれに基づく適切な措置を講ずるため、都道府県地域防災計画に基づき、都道府県災害対策本部を設置するなど必要な体制を整備すること。

(5) 災害復旧・復興期

都道府県地域防災計画に基づき、迅速かつ円滑に災害復旧等を図り、災害からの復興を推進すること。

(6) 市町村に対する助言・支援等

平常時、災害時及び災害復旧・復興期における防災対策の推進について、市町村に対し適切な助言・支援等を行うこと。

2 市町村の防災体制

(1) 市町村防災会議の開催

市町村防災会議を積極的に開催するとともに、部会及び専門委員を十分活用すること。また、女性、高齢者、障害者、外国人などの多様な主体の視点が反映されるよう留意すること。

(2) 市町村地域防災計画の見直し

市町村地域防災計画の見直しを毎年及び随時実施するとともに、各地域の実態に即した具体的かつ実践的な計画とするように努めること。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第7条第1項の規定に基づき、市町村地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を定めること。また、必要に応じマニュアルの整備を図ること。

(3) 平常時

平常時から、市町村地域防災計画に基づき、災害に強い安全なまちづくりを推進するとともに、職員、関係機関等に対して市町村地域防災計画及び関連マニュアルの周知徹底を図ること。

また、住民、事業者をはじめ、消防団や自主防災組織、防災士など防災活動に携わる地域の多様な主体とともに、地域防災の充実強化についての議論や訓練を実施するなど、災害時において迅速かつ的確に応急対策を実施できるよう十分な準備を行うこと。

(4) 災害時

都道府県、国その他防災関係機関と緊密な連携を図るとともに、情報の迅速かつ的確な収集・伝達及びこれに基づく適切な措置を講ずるため、市町村地域防災計画に基づき、市町村災害対策本部を設置するなど必要な体制を整備すること。

(5) 災害復旧・復興期

市町村地域防災計画に基づき、迅速かつ円滑に災害復旧等を図り、災害からの復興を推進すること。

(6) 消防体制等の充実強化

地域の実情に即し、大規模災害発生時や津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、都道府県や市町村の防災担当部局等と連携し、市町村消防計画の見直しを行うとともに、消防施設の整備及び消防職員の確保等により、消防力の強化を図ること。

あわせて、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、ドローン等のデジタル技術の活用加速化、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むとともに、自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携や、地域住民と消防団員の交流等を通じた消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めることにより、地域防災力の充実強化を推進するほか、安全資機材の整備など消防団員の安全管理を図ること。

特に災害対策基本法第5条第2項において、消防機関等の整備、自主防災体制の充実が求められていることを踏まえ、その整備方針、整備水準等の基本的な考え方を計画の中で明らかにすることが適当であること。

3 消防広域応援体制

(1) 市町村間及び都道府県下の応援体制

市町村間の消防相互応援協定（消防団に係るものを含む。）の締結の促進、都道府県下の消防広域応援体制の整備を行うこと。

(2) 緊急消防援助隊の体制

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱等に基づき、応援等実施計画及び受援計画を策定する。また、緊急消防援助隊の迅速な進出や効果的な活動による体制強化及び車両・装備資機材の充実を図るとともに、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制、後方支援体制及び通信支援体制の強化のための施設・設備の整備等を推進すること。

南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生に備え、被害想定や消防庁が策定するアクションプラン等の内容を踏まえ、進出拠点、宿営場所及び進出ルート確保等、多数の応援隊を迅速に受け入れるための体制を整備すること。

(3) 緊急消防援助隊の運用

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練、都道府県防災訓練等を通じて、緊急消防援助隊の応援及び受援の体制等の検証を図るとともに、緊急消防援助隊の技術の向上及び関係機関との連携強化等を推進すること。

(4) 緊急消防援助隊と他の関係機関との連携

被災地への出動及び被災地での活動に関して、緊急消防援助隊と警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下同じ）、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。以下同じ。）等との連携強化を推進すること。

4 広域的な防災体制

(1) 広域防災応援及びその受入れ体制

物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用、広域避難・広域一時滞在等に関する地方公共団体間の広域防災相互応援協定の事例を地方公共団体へ周知・共有し、協定締結を

促進するとともに、広域的な応援及びその受入れが迅速かつ効率的に実施できる体制の整備を進めること。この際、都道府県の区域を超えた災害時の相互応援協定の締結及び受援計画等の策定に留意すること。

(2) 消防の広域化

消防力を維持・強化していくため、自主的な市町村の消防の広域化及び消防事務の一部についての連携・協力を推進するなど、消防の対応力の強化を図ること。

(3) 職員の派遣体制

災害時及び災害復旧・復興期における地方公共団体職員の派遣要請及びあっせんの依頼を受けた場合等に、関係団体等と連携しながら、これに適切に対応できる体制の整備に努めること。都道府県にあっては、市町村からの派遣要請がない場合でも、状況によって職員を派遣できるように留意すること。

5 関係機関との協力連携

防災関係機関及び防災に関し重要な役割を担う民間ボランティア・企業等の多様な主体との協定の締結など協力連携を強化すること。

特に、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局を連携した取組の推進を図ること。

6 男女共同参画の視点

物資の備蓄や避難所の運営等に関して女性の視点に配慮した対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立すること。

7 防災力の調査・把握

大規模災害の備えとして、各種の調査の結果を踏まえて地域防災計画の見直しやその他防災体制の整備を行うよう努めること。

第2章 調査研究及び研究開発

第1節 調査研究及び研究開発の体制の整備

高齢化、国際化、情報化等社会経済情勢の変化の中で、災害の多様化、複雑化、大規模・広域化に適切に対処するため、調査研究を推進するとともに、地震等の災害発生時における円滑な消火活動、人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発や、市街地火災による被害を抑制するための研究開発を推進する。また、科学技術の進展を踏まえ、消防分野における新技術の研究開発・実用化や現場導入を推進する。これらの推進に際し、火災対策、自然災害対策その他の防災対策に関し、基礎的なデータを収集、整理するとともに、科学的分析の導入を図りながら、これまでの経験を集約し、防災に関する基礎的、実用的試験研究を推進するための体制の強化を図る。なお、関係省庁、地方公共団体、研究機関等との連携協力についても十分配慮する。

第2節 資料の収集及び分析並びにデータベース化の推進

我が国及び海外における各種災害に関する資料、防災施設等に関する資料、地域ごとに残されている災害にまつわる記録や言い伝え、その他防災対策に関する資料の収集に努めるとともに、これを十分分析、整理して調査研究を進める。これに際し、地方公共団体等との連携を図りつつ、防災に関するデータや調査研究の成果のデータベース化を推進し、防災対策の企画立案や広域応援及びその受入れ並びに広域避難・広域一時滞在の円滑な実施など災害時の適切な対策や、防災教育の推進を講じるために活用する。

第3節 調査研究事項

- (1) 災害の実態に関すること。
- (2) 地域の災害危険性の把握及び被害想定に関すること。
- (3) 災害時の情報の収集・伝達に関すること。

- (4) 災害時における避難誘導に関すること。
- (5) 燃焼現象、耐火性・難燃性の向上、消火剤・消防用設備等の高度化、火災の態様に
応じた消防戦術の研究、気象と火災との関係、その他防火及び消火に関すること。
- (6) 平常時又は災害時における緊急かつ適切な救助・救急業務の遂行を推進するための
救助体制、救急体制、活動方法、装備の改善等救助・救急対策に関すること。
- (7) 危険物に係る保安対策に関すること。
- (8) 広域応援及びその受入れ並びに広域避難・広域一時滞在の効果的な実施に関すること。
- (9) 日常生活における各種の危険や大規模災害等に適切に対応するためのコミュニティ
活動に支えられた自主防災体制の整備、事業所等における自主防災体制の整備及び災
害時におけるボランティア活動の推進等自発的な防災活動に関すること。
- (10) 自然災害対策に係る経験の集約及びこれに対する科学的検討に基づく総合的な自
然災害対策に関すること。
- (11) その他消防庁及び地方公共団体における災害対策の円滑かつ効果的な推進に資す
るための制度及び施策に関すること。

第4節 地方公共団体における調査研究

地方公共団体において実施する調査研究に関し、有用な情報を提供するとともに、必要に応じて助言等を行う。

第3章 災害予防

第1節 防災上必要な教育及び訓練の推進

1 消防庁職員の防災教育訓練

消防庁職員個々の対応力の向上を図るため、職場における訓練・研修の実施及びマニュアルの作成、配布等により、次の事項について防災教育訓練を行う。

- (1) 災害に関する基礎知識及び職場・家庭等における安全確保対策
- (2) 防災関係の法令・制度及び消防庁の災害応急対策
- (3) 地方公共団体の防災対策
- (4) 消防庁の自衛消防隊の活動内容

2 地方公共団体の職員等に対する防災教育訓練

地方公共団体の職員等の個々の対応力の向上を図るため、活動時の安全管理に関して特に留意しながら、次の事項について防災教育訓練を行う。

- (1) 地方公共団体の首長に対する防災教育訓練
各地方公共団体における首長の災害危機管理対応力の向上を図るため、セミナーや実災害時の動きを想定した実践的な防災教育訓練の実施について、助言等を行うとともに、関係団体等と協力して推進する。
- (2) 地方公共団体の職員に対する防災教育訓練
地方公共団体の幹部職員や危機管理・防災責任者等の防災関係職員に対し、研修会、連絡会の開催、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等を通じ、防災関係の法令・制度、地域防災計画の運用その他防災全般について防災教育訓練を実施するとともに、地方公共団体が行う防災関係職員への防災教育訓練について助言等を行う。
- (3) 消防大学校における教育訓練
国及び都道府県の消防防災関係職員並びに市町村の防災関係職員、消防職員、消防団員の幹部及び防災関係職員に対し、消防大学校において、防災に関する高度な教育及び訓練を行う。
- (4) 消防学校における教育訓練
消防学校の教育訓練の基準等に基づき、市町村の消防職員、消防団員等に対し、防

災に関する教育訓練を実施するよう助言等を行うとともに、防災に関する教科書その他の教養資料の作成を行い、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図る。

(5) 災害マネジメント総括支援員等に対する教育・訓練

被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員に対し、教育・訓練、支援を行う。

(6) e-カレッジによる防災教育訓練

防災担当職員・消防職員を始めとした地方公共団体の職員、消防団、自主防災組織、災害ボランティア、一般市民等を対象として、インターネットを通じて学習できる「e-カレッジ」のシステムとコンテンツの整備・充実を図る。

第2節 防災思想の普及、防災意識の向上・知識の普及及び災害教訓の伝承

1 防災思想の普及、防災意識の向上

自らの身の安全は自らが守るという防災の基本について、国民が自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう国民に対する防災思想の普及の徹底や、防災意識の向上を図る。

2 防災知識の普及

国民に対し、災害の態様と危険性の周知を図るとともに、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、住宅用防災機器の設置、緊急警報放送を受けて自動起動するテレビ等の普及など家庭、職場等における備えを呼びかける。

また、災害時の身の安全の確保、警報・注意報等の発表時や避難指示等の発令時における災害種別毎のとりべき行動（指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は緊急安全確保等）、立ち退き避難の場合の避難先及び着目すべき情報、初期消火や救助、応急手当（AEDを含む。）の方法、要配慮者への支援、流言飛語の防止など災害時に適切に対応する上で必要な防災知識の普及を図る。

3 普及方法

(1) 広報誌等の活用

自ら発行する広報誌等により普及啓発を行い、また、地方公共団体の広報誌等の活用を促進するとともに、地方公共団体に対し広報資料を提供する。

(2) マスメディア等による普及

新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等報道機関に対し、資料を積極的に提供するとともに、インターネット（ホームページ、SNS等）を活用した情報提供を行う。

(3) 各種キャンペーンの実施

火災予防運動、防災週間、危険物安全週間、救急の日、国民安全の日、津波防災の日、防災とボランティア週間等の防災に関する諸行事を通じ、防災思想・知識の普及を図る。

(4) 消防防災関係団体等による普及

広報誌、パンフレット、ビデオの制作、研修・講習の実施など消防防災関係団体が行う啓発活動に協力する。

(5) 表彰の実施

防災に関し功績のあった個人・団体、事業所等について、表彰を実施する。

(6) 実践的防災訓練を通じた普及

住民等による実災害時の動きを想定した実践的な訓練の実施を推進することにより、防災思想・知識の普及を図る。

(7) 社会活動等を通じた普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ等の活動や学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を促進し、それらを通じて防災思想・知識の普及を図る。

(8) 地方公共団体における防災意識の向上・知識の普及

地方公共団体において、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用など地域の実情に応じた防災意識の向上・知識の普及啓発が効果的に推進されるよう助言等を行う。

4 災害教訓の伝承

地方公共団体の行う災害教訓を伝承する取組について助言等を行う。

第3節 自主防災体制の整備

1 整備方針

災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限にとどめるためには、公的機関による防災活動のみならず自主的な防災活動が必要である。このため、地域住民による自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等の育成強化を図るなど、自主防災体制の強化を推進する。

また、自主防災組織等相互の情報交換や、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどによりこれら組織の日常化、訓練を促すものとし、自主的な防災活動の活性化を図るため、市町村や都道府県単位での連絡協議会の設置を進める。

2 地域住民による自主防災活動の推進

災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるためには、地域住民による初期対応が重要であり、消防団との連携等を通じて、自主防災組織の育成強化を促進するなど、地域住民による自主防災活動の推進を図る。

(1) 防災意識と連帯感の高揚

広報等による啓発、消防防災関係団体等との連携、研修の実施等により自主防災意識の高揚を図るとともに、普段からコミュニティ活動を促進し、連帯感の醸成に努める。

(2) 自主防災組織の育成

自主防災組織のリーダーの養成、活動方法等に関する指針や手引き書を作成するなど、地方公共団体における自主防災組織の育成について助言・支援等を行うとともに、教育訓練を含め、消防団との連携の強化を図るよう助言等を行う。

(3) 活動環境の整備

自主防災組織の活動拠点の整備に対する支援や、地域における防災教育の推進等により、自主防災活動が活性化するよう活動環境の整備を促進する。

(4) 自主防災組織の連絡協議会の設置

地域における防災力の強化の観点から自主防災組織の活性化を図るため、自主防災組織相互の協調・交流を行う場として、市町村あるいは都道府県単位での連絡協議会の設置を推進する。

3 事業所等における自主防災体制

地域における自主防災体制の強化を図るためには、地域住民による自主的な防災活動に加えて、事業所等においても、法令若しくは各種計画に基づき、又は自ら職員や財産の安全を確保するため、自主的な防災体制を整備することが重要である。

このため、地方公共団体との連携を図りながら、物資の備蓄、防災機器の設置、職員の訓練など職場における災害への自発的な備えについて呼びかけるとともに、地域の実情に応じ、防災上重要と認められる施設については、自主的な防災活動を実施するための組織の整備、防災訓練の実施、防災に関する施設、設備及び資機材の整備等自主防災体制の整備を図るよう地方公共団体に対し助言等を行う。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業継続計画の策定など、企業防災に係る各種の取組に資する情報提供等を進めるよう地方公共団体に対し助言等を行う。

さらに、危険物施設、石油コンビナート等の特定事業所、公衆の出入りする事業所等について、自衛消防組織等の整備を次のとおり進める。

(1) 危険物施設における自主防災体制の整備

危険物施設において、予防規程等に基づき、火災予防、初期消火、避難等が適切に講じられる体制を整備するとともに、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所等においては、自衛消防組織の設置、化学消防車等消防用設備の適切な維持管理、訓練の実施など自衛消防体制の確保が図られるよう地方公共団体に対し助言等を行う。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域における自衛防災体制の整備

石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所において、自衛防災組織の設置、防災規程に基づく防災資機材、特定防災施設等の適切な維持管理や訓練の実施など自衛防災体制が確保されるよう地方公共団体に対し助言等を行う。

(3) 公衆の出入りする事業所等における防火・防災管理体制の整備

公衆の出入りする事業所等において、防火管理者等の適切な選任、自衛消防組織の設置、消防計画に基づく消防用設備等の適切な維持管理や訓練の実施など防火・防災管理体制の確保が図られるよう地方公共団体に対し助言等を行う。

また、多数の外国人や障害者等の利用が想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設において、外国人や障害者等に配慮した情報伝達及び避難誘導が実施されるよう地方公共団体に対し助言等を行う。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内における防災力の向上を図るため、地区防災計画や消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第2項に規定する地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるなどにより、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等当該地区における自発的な防災活動を推進するよう地方公共団体に対し助言等を行う。

第4節 災害ボランティアの育成及び活動環境の整備

1 災害ボランティアの育成

災害ボランティアの育成を図るため、インターネットを通じて学習できる「e-カレッジ」の活用や地方公共団体等における研修機会の提供等の促進に関し、必要な助言等を行う。

2 え

地方公共団体において、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織（以下「災害中間支援組織」という。）を含めた連携体制の構築を図るよう助言等を行う。

また、災害時における地方公共団体による災害ボランティアの受入体制の整備等について、地方公共団体に対し助言等を行う。

3 応急手当ボランティアの活動体制の整備

応急手当技能を有するボランティアの養成を促進するとともに、災害時において組織的かつ効果的に活動を行うための体制の整備に関して助言等を行う。

第5節 防災訓練の実施

1 消防庁における防災訓練の実施

政府の実施する総合防災訓練等と連携して、職員の参集、関係機関との情報の収集・伝達、応援の要請等総合的な訓練を実施する。

また、実践的な対応力の向上を図るため、訓練の目的を具体的に設定した上で、広域に被害が及ぶ大規模な災害など随時様々な状況を想定した訓練を実施することとし、各種通信機器等の運用の習熟のための訓練や、通信及び交通の途絶等の場合も想定した職員の参集訓練、地方公共団体等と連携した情報の収集・伝達訓練、消防庁本庁舎が被災した場合を想定した訓練等を実施する。

また、定期的に一斉呼出装置を用いて、消防庁全職員対象の応答訓練を行う。

2 地方公共団体における訓練の実施

地方公共団体において、地域住民、障害者や外国人などの要配慮者、要配慮者を支援する者、防災関係機関など地域に関係する多様な主体と連携を図りつつ、総合的かつ実災害時の動きを想定した実践的な防災訓練を年1回以上実施するとともに、様々な状況を想定し、障害者や外国人などの要配慮者等や感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう助言等を行う。

3 自主防災組織等における訓練の実施

国民に対し、コミュニティレベルでの訓練への積極的な参加を呼びかけるとともに、自主防災組織等における消防機関など多様な主体と連携し実災害時の動きを想定した実践的な訓練の積極的な実施を促進する。

4 事業所等における訓練の実施

病院、社会福祉施設、旅館、ホテル、学校施設等及び危険物施設における防災訓練の実施徹底を図るため、地方公共団体に対し助言等を行う。

第6節 防災施設等の整備

1 災害に強い安全なまちづくりの推進

災害の発生を予防し、又は災害による被害を最小限に食い止めるためには、災害に強い安全なまちづくりを推進することが非常に重要である。このため、まちづくりを進めるに当たっては、防災上の観点に十分配慮するよう必要な助言等を行う。

2 防災施設等の整備及び日常の管理

国、都道府県及び市町村等は、それぞれの防災対策に必要な施設、設備、資機材（以下「防災施設等」という。）の整備を行う必要があるが、相互に十分な調整を図り、適切な役割分担の下、効率的な整備を行うことが重要である。

また、防災施設等については、災害時において十分機能を発揮するよう、常に点検整備を行うことが必要である。特に東日本大震災において多くの市町村庁舎、消防施設が被災したことを踏まえ、災害危険箇所・区域等との関係で、庁舎等の安全性の点検・必要な対策、非常用電源設備などの整備・点検を行う必要がある。

この考え方に沿って、消防庁の防災施設等の整備及び管理を行うとともに、地方公共団体に対しては助言等を行う。

3 消防庁における防災施設等の整備

(1) 災害応急対策に必要な防災施設等の整備

消防庁長官（以下「長官」という。）を本部長とする災害対策本部の設置運営に必要な施設等災害応急対策を効果的に実施するため、消防防災・危機管理センターの充実を行う等、必要な防災施設等の整備を推進するとともに、適切な点検整備を実施する。

また、初動期における職員の動員を迅速に行うため、参集手段等の整備を行う。

(2) 通信施設等の整備

災害時において、国、地方公共団体、地域住民、その他防災関係機関との間における迅速かつ確実な通信手段を確保するため、消防防災無線、衛星通信ネットワーク、防災行政無線、IP通信網、ケーブルテレビ網、災害時優先電話、全国瞬時警報システム（Jアラート）、衛星携帯電話等の通信ルートの多重化・耐震化を図るとともに、高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等の、映像やデータの通信等マルチメディアに対応した情報の収集・伝達手段の導入を推進する。また、定期的に保守点検を実施する。なお、通信施設等の整備に当たっては、災害に対する安全性の確保やバックアップ機能の確保に配慮する。

(3) バックアップ施設の確保

消防庁本庁舎が被災し、災害応急対策の実施に支障が生じた場合には、代替拠点において消防庁の災害対策業務を実施することとし、その際に活用可能な施設の整備充実を図るとともに、定期的に保守点検を実施する。

4 地方公共団体における災害に強い安全なまちづくりの推進

(1) 災害に強い地域構造の形成

防災性の向上に配慮しつつ、建築物の防災対策や公共施設等の耐震化・浸水対策等を促進するとともに、関係省庁と連携しながら防災対策事業、緊急防災・減災事業等の実施による安全なまちづくりを促進する。

(2) 防災拠点施設、消防施設等の整備

災害対策本部が設置されることとなる庁舎等の立地場所を含めた安全性の点検・必要な対策、及び非常用電源設備等の整備・充実並びにコンピューターシステム、データのバックアップ対策について助言等を行う。

消防力の整備指針に基づき、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の整備を図るとともに、消防水利の基準に基づき消防水利の多様化に配慮しつつ、消火栓、耐震性貯水槽等の整備を促進する。

また、消防庁舎の耐震化及び非常用電源設備の整備を図るとともに、消防団の活動拠点施設等の整備を促進する。消防庁舎や消防団の活動拠点の安全性の点検等について助言等を行う。

(3) 救助・救急用資機材等の整備

高規格救急車、救助工作車、救助用資機材等の高度化、電源車、救護用資機材等の整備の促進を図るとともに、緊急消防援助隊の被災地への迅速な進出に備え、小型・軽量化された資機材や活動環境を確保する資機材、高度な資機材の整備を促進する。

(4) 航空消防防災関係施設の整備

全国的な航空消防防災体制の強化を図るとともに、災害時における移動手手段の途絶等の発生に対応するため、消防防災ヘリコプターの増強並びにヘリポート及び緊急離着陸場の整備を促進する。

(5) 防災資機材等の整備

災害時における地域住民等の初期消火、情報連絡、救助、避難、救護等の活動に必要な防災資機材の整備充実の促進を図るとともに、防災資機材や物資、燃料の備蓄に必要な備蓄倉庫等の整備を促進する。

(6) 防災拠点等の整備

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所、被災者が避難生活を送るための指定避難所等(以下「避難先」という)、住民の安全を確保するために必要な避難先、避難路等の整備の促進を図るとともに、指定避難所となる施設の良好な生活環境の確保に係る換気、照明等の整備等について、助言等を行う。また、平常時には地域住民等の研修・訓練等の場、憩いの場となり、災害時には防災関係機関、地域住民、ボランティア等の防災活動の拠点、避難先ともなる防災拠点の整備を促進する。

第7節 情報の収集・伝達の体制の整備

1 通信手段の確保

災害時における迅速かつ確実な通信手段を確保するため、災害に対する安全性の強化及び災害時におけるバックアップ機能の確保に配慮しつつ、消防防災無線、防災行政無線、消防救急無線、画像伝送システム、衛星通信ネットワーク、全国瞬時警報システム(Jアラート)、衛星携帯電話等の整備を推進する。

特に、防災行政無線のデジタル化及び全国瞬時警報システム(Jアラート)の自動起動機等の整備を推進するとともに、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星通信ネットワークについて、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を推進する。

2 地方公共団体の災害対策本部機能の強化

災害情報を一元的に把握し、共有する体制を整備するため、防災情報に関するシステム等を活用した地方公共団体の災害対策本部の機能の充実・強化を促進する。また、災害対策を支援する地理情報システム(GIS)の構築及びその運用について、必要

な情報提供を実施するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）など、地方公共団体が災害対策本部の機能の充実・強化のため整備する防災情報に関するシステム等に影響を与える可能性のある国等が整備するシステムについて、必要な情報提供を実施する。

第8節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え

1 災害危険性の実態把握ととるべき措置

(1) 地域の災害危険性の把握

地域の災害危険性及び災害危険箇所・区域等を把握するため、気象、地形、地盤等の自然的条件、集落、公共施設等の社会的条件、災害履歴及び土地利用の変遷等を勘案しつつ、防災アセスメント等の実施の促進を図る。

(2) 被害想定の実施

地域の災害危険性に基づき、一定の災害が発生した場合における被害想定の実施を促進する。

(3) ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の整備

市町村において、防災アセスメント等の結果に基づき、コミュニティレベルの地図等に、市町村及び地域住民等が適切な防災活動を実施する上で必要な災害危険箇所・区域を記したハザードマップ、避難先等の情報を整理した防災マップ、地区別防災カルテ等の整備及びそれを用いた住民とのリスクコミュニケーションの充実などに関して助言等を行う。

(4) 災害危険箇所・区域の巡視及び事前措置

災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、あらかじめ災害危険箇所・区域を住民等に周知徹底するとともに、危険箇所・区域の巡視計画を定めて組織的かつ効率的な巡視を励行し、災害防除のために必要な事前措置を的確に行うよう助言等を行う。

2 公共施設等における災害予防

公共施設、公益施設等の防災点検を定期的実施するよう助言等を行う。

特に、防災活動上必要な公共施設等、避難先等については重点的に防災点検を実施するよう助言等を行う。

3 公衆の出入りする建築物等における災害予防

地下街、高層建築物、ホテル、旅館、文化財、学校、百貨店、工場など公衆の出入りする建築物等に対する立入検査を徹底するとともに、防火対象物点検報告制度、防災管理点検報告制度の的確な運用及び消防用設備等の適正な維持点検の実施等により、当該建築物等における災害の発生の未然防止を図るよう助言等を行う。

4 危険物施設等における災害予防

災害により施設の損傷を受けた場合に多大な被害が生ずるおそれのある危険物、爆発性・可燃性・有毒ガス等（以下「危険物等」という。）による災害の未然防止を図る。

(1) 危険物施設等における保安対策の徹底

立入検査等により危険物施設等の実態を把握するとともに、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう助言等を行う。

(2) 保安教育の実施促進

危険物保安監督者等の設置の徹底並びに保安管理及び危険物等に係る知識の向上を図るよう助言等を行う。

5 消防水利の充実

(1) 消防水利の確保

地域内の建築物の密集度及び構造状況に応じ、必要な水利の確保について助言等を行う。

(2) 自然水利の有効活用

自然水利の長所にかんがみ、河川、海水等の水利を有効活用するとともに、これら

の水利を効果的に利用するための施設等を整備するよう助言等を行う。

(3) 消防水利の開発

消防水利が不足する地域においては、プール、農業用水、河川、湖沼等、雨水、工業用水等を消防水利として確保するよう助言等を行う。

6 住民等の避難確保

(1) 避難指示等の発令基準の作成等

市町村長が避難指示等を適時的確に発令することができるよう、地方公共団体に対し、次の事項について助言等を行う。

① 具体的でわかりやすい避難指示等の発令基準及び発令対象区域の設定等

② 全庁的な災害対応体制の構築

また、避難指示等の発令状況等の全国的な調査を実施し、調査結果を基に情報提供等を行う。

(2) 避難先等の確保

災害時において住民等が迅速かつ的確な避難を行うため、道路の途絶による孤立等に留意しつつ、避難先、避難路の整備及び当該施設における避難の受入れに必要な機能の整備並びに避難先における JIS・ISO 化された図記号を用いた標識の設置を促進する。また、指定緊急避難場所や指定避難所の適切な指定について助言等を行う。

(3) 避難先等の周知徹底等

避難先については、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされており、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきであること等を含めて、地域住民等に周知徹底しておくとともに、安全性の確保を図るよう助言等を行う。特に、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域など災害危険箇所・区域に照らして、避難先等の指定や必要に応じ定期的な点検・見直しの実施及び住民への周知を図るよう助言等を行う。

(4) 避難誘導體制の整備

適切な住民等の避難誘導を図るため、防災関係機関、自主防災組織等との連携に留意しつつ、地域の災害危険性や水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮するよう努めた避難方法を定めるとともに、住民等への迅速な情報の伝達体制、要配慮者に対する支援体制の整備を図るよう助言等を行う。

(5) 広域避難・広域一時滞在への備え

災害時における広域一時滞在を円滑に実施するため、受入れ可能な避難所又はホテル、旅館などのリストの整備、被災住民の移動手段の確保などについて助言等を行う。

また、広域一時滞在中・長期間にわたることも想定した対策を講じるよう必要に応じ助言等を行う。

7 地方公共団体の業務継続性の確保

災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等による業務継続性の確保に関して、必要な助言等を行う。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるよう必要な助言等を行う。

8 物資等の確保

(1) 消防庁における物資等の確保

災害時に備えて、水、食料及び応急医薬品等の生活必需品の備蓄に努めるとともに、活動服、消火・救助資機材など職員の現地派遣を含む応急対策に必要な物資・資機材を確保する。

(2) 地方公共団体における物資等の確保

地方公共団体における備蓄倉庫の整備を促進するとともに、水、食料、生活必需品、

毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材、燃料等の備蓄及び調達について助言等を行う。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも応急対策に必要な物資・資機材等の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるよう助言等を行うとともに、整備の促進を図る。

9 緊急輸送体制の整備

迅速な広域応援及びその受入れの実施、傷病者の搬送、緊急物資の供給等を行うため、放置車両の運転者に対する車両の移動の命令等による緊急輸送路の確保や緊急離着陸場の確保、トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等の輸送手段の活用体制の整備を促進するとともに、交通規制が実施された場合の緊急通行車両の確認及び消防隊の通行に係る措置について助言等を行う。

また、関係機関との連携を図りながら、特に緊急を要する場合の消防隊の移動等について、あらかじめ適切な輸送手段の確保を図る。

10 要配慮者対策

(1) 要配慮者への防災知識の普及

地域の自主防災組織、老人ホーム等の関係施設、ボランティア団体等との連携を図りながら、要配慮者が災害に関する正しい知識や災害時の対応等を身につけることができるように努めるように助言等を行う。

(2) 情報伝達手段及び支援体制の確保

要配慮者に対する円滑な情報伝達のため、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、要配慮者の特性に配慮した避難施設等を整備し、災害時の適切な情報提供や避難誘導、避難先での安否確認等の支援体制の構築等を図るよう助言等を行う。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進し、作成に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう助言等を行う。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者本人の同意又は条例の定めがある場合に、個別避難計画については、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意若しくは条例の定めがある場合に、避難支援等関係者に対し、あらかじめ提供するとともに、避難行動要支援者に対する避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るよう助言等を行う。

(4) 外国人への情報伝達

外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう助言等を行う。

11 災害対応等における感染症対策

災害対策本部や災害対策本部に近接した執務スペースにおいて災害対応に従事する地方公共団体職員等に対する感染症対策に留意するとともに、災害が発生し、避難所を開設する際は、避難所における感染症対策について、適切に取り組むよう助言等を行う。

第4章 災害応急対策

第1節 応急体制の確立

1 消防庁の応急体制

(1) 第1次応急体制の整備

災害担当課室長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、別に定める基準に該当する場合には、災害に関する情報の収集・伝達等を行うため、消防庁災害対策室を設置する。

(2) 第2次応急体制の整備

国民保護・防災部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、別に定める基準に該当する場合には、災害に関する情報の収集・伝達、広域応援の円滑な実施その他災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、国民保護・防災部長を本部長とする消防庁災害対策本部を設置する。

(3) 第3次応急体制の整備

長官は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、別に定める基準に該当する場合には、災害に関する情報の収集・伝達、広域応援の円滑な実施その他災害応急対策等を迅速かつ的確に推進するため必要があると認める場合には、長官を本部長とする消防庁災害対策本部を設置する。

(4) 現地における応急体制

長官は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合、災害の状況から緊急消防援助隊の出動が見込まれる場合又は災害情報の収集等を迅速かつ円滑に行うために必要があると認める場合には、被災都道府県又は被災市町村に消防庁職員を派遣する。

(5) 災害対策本部のバックアップ

長官は、消防庁本庁舎が被災し、災害応急対策の実施等に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがあると認める場合には、長官を本部長とする災害対策本部を代替拠点に設置し、又はその機能の一部を代替拠点に移転する。

(6) 消防庁災害対策室及び消防庁災害対策本部の組織及び運営

災害担当課室長を長とする災害対策室、国民保護・防災部長を長とする災害対策本部及び長官を長とする災害対策本部（以下「消防庁本部等」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

2 消防庁職員の招集及び参集

(1) 消防庁への招集及び緊急参集

第1次応急体制又は第2次応急体制を整備したときは、あらかじめ指定した消防庁職員を招集する。

また、第3次応急体制を整備したときは、原則として消防庁全職員を招集する。

消防庁職員は、招集を受けたとき又は消防庁本部等の設置基準に該当すると認められる災害の発生を覚知したときは、最も迅速かつ確実な手段を用い速やかに消防庁に参集する。

その他消防庁職員の招集及び参集に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 内閣総理大臣官邸への緊急参集

大規模災害等が発生し、内閣危機管理監が関係省庁の局長級で構成される緊急参集チームの参集を指示した場合において、消防庁次長（以下「次長」という。）は、直ちに内閣総理大臣官邸に参集する。この場合において、次長の緊急参集が困難なときは、あらかじめ指定された職員が内閣総理大臣官邸に参集する。あらかじめ次長随行員等として指定されている消防庁職員も直ちに、同様に、内閣総理大臣官邸に参集する。

3 災害対策基本法に規定する特定災害対策本部又は非常災害対策本部の設置等

大規模な危険物災害（消防法（昭和23年法律第186号）で規定する危険物に係る災害）、大規模な火事災害及び大規模な林野火災が発生し、政府の特定災害対策本部及びその事務局又は政府の非常災害対策本部の事務局が消防庁内に設置された場合は、総務省内部部局と一体となって、災害応急対策等に当たるものとする。

特定災害対策本部又は非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、原則として総務副大臣を本部長とする現地対策本部を設置する。

4 政府本部への消防庁職員の派遣

災害対策基本法に規定する緊急災害対策本部、非常災害対策本部又は特定災害対策本部（以下「政府本部」という。）及び緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部（以下「政府現地本部」という。）が設置され、当該本部より事務局要員等が招集されたとき（３により設置されたときを除く。）は、あらかじめ指定した消防庁職員を派遣する。

原子力災害時においては、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会が設置され、当該本部より事務局要員等が招集されたときは、あらかじめ指定した消防庁職員を派遣する。

5 地方公共団体の応急体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域防災計画の定めるところにより速やかに災害対策本部を設置する等所要の措置を講ずるよう必要に応じて助言等を行う。

第２節 災害情報等の収集・伝達

1 消防庁における災害情報等の収集・伝達

(1) 災害情報等の収集・伝達体制

災害時において、内閣総理大臣官邸、内閣府等国の関係機関、都道府県及び市町村と情報の収集・伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、宿日直職員の配置、緊急連絡網及び連絡要領等の周知徹底並びに訓練の実施等による情報の収集・伝達体制の確立を図る。

(2) 災害情報等の収集

災害情報等の一次情報の受理は応急対策室において処理し、その後の収集・伝達及び記録は、原則として災害担当課室において行うものとする。

夜間、休日においては、災害担当課室職員が参集するまでの間、あらかじめ指定された初動対応要員及び宿日直職員が行う。

(3) 災害情報等の伝達

災害情報等を都道府県若しくは市町村から受理し、又は自ら覚知したときは、関係都道府県に対し、災害情報等を収集し、適切な応急措置を実施するよう連絡するとともに、別に定めるところにより、直ちに関係職員及び内閣府（政府本部の設置後は政府本部）、官邸[内閣官房]及び関係する省庁に伝達する。

(4) 被害規模の早期把握

災害発生直後においては、被害規模を推定するための概括的情報を迅速に収集・伝達することに特に配慮することとし、消防機関への１１９番通報の入電状況、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等による被災地の映像等に留意することとする。

(5) 事前に災害の発生が予測される場合の対応

災害の発生が事前に予測される場合には、関係都道府県等に対し、災害発生に対する警戒の強化、災害発生時の情報の収集・伝達等について必要に応じ助言等を行うとともに、関係機関との情報連絡を行い、必要に応じ、消防庁における体制の強化を行う。

(6) 被災地方公共団体等への情報伝達

政府本部等他の機関から収集した災害に関する情報、各機関の応急措置に関する情報について、被災地方公共団体その他関係地方公共団体に適宜伝達する。

(7) 通信手段の効果的運用と強化

災害情報等の収集・伝達の実施に当たっては、消防防災無線、衛星通信ネットワーク、災害時優先電話、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、衛星携帯電話等あらゆる通信手段を効果的に運用するとともに、必要に応じ通信設備及び通信回線の増強を行う。また、通信施設等が被災した場合には、直ちに応急復旧を行うとともに、必要がある場合には消防大学校の通信施設の活用を図る。

(8) 通信統制の実施

消防庁災害対策本部が設置された場合において、通信の円滑な運用を図るため必要と認めるときは、通信施設の使用制限、発信の承認、発着信専用通信施設の指定その他の通信統制を行う。

(9) 被災地における被害情報等の収集・伝達

通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、消防庁職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして被害情報等の収集・伝達を行い、車両その他の移動手段、通信機器等を確保する。その際、関係省庁との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

2 情報の分析

収集した情報により災害応急対策の円滑かつ効果的な実施を図るための分析を行うとともに、被災地方公共団体及び応援を行う被災地以外の地方公共団体に対し必要に応じ助言等を行う。

3 地方公共団体における情報の収集・伝達の促進

具体的かつ適切な災害応急対策に資するため、迅速かつ的確に情報を収集・伝達するとともに、通信連絡を確保するため通信施設の保全を図り、関係機関との密接な連絡体制を整備するよう必要に応じ助言等を行う。

その際、安否情報の効率的な収集・提供のため、安否情報システム等の活用を促進する。

(1) 都道府県における情報の収集・伝達体制の整備

災害時において、消防庁等国の機関や市町村その他防災関係機関等との間で、休日、夜間を含め常時迅速かつ的確な情報の収集・伝達が確保されるよう、必要な体制の整備、職員への周知徹底等に関して助言等を行う。特に死者・行方不明者数（以下「人的被害の数」という。）については、都道府県が一元的に集約、調整を行い、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集するとともに、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い直ちに消防庁へ報告するよう助言等を行う。また、都道府県に対し、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うよう助言等を行う。さらに、都道府県に対し、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるよう助言等を行う。

また、被災市町村が被災状況の報告ができない場合の対応について、必要に応じ助言等を行う。

(2) 市町村における情報の収集・伝達体制の整備

災害時において、都道府県や地域住民、消防庁等との間で、休日、夜間を含め常時迅速かつ的確な情報の収集・伝達が確保されるよう、必要な体制の整備、職員への周知徹底等に関して助言等を行う。

① 多様な情報伝達手段の整備・維持

地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、登録制メール、コミュニティFM、IP通信網、ケーブルテレビ網、Lアラート、インターネット（ホームページ、SNS等）等の多様な情報伝達手段を整備し、対象地域の周辺住民等に防災に関する情報を迅速かつ的確に伝達できるよう助言等を行う。特に、この助言等に当たっては、障害者・外国人等に対しても、確実に情報を伝達できるようにすることに留意する。

また、防災行政無線については、障害者世帯、高齢者世帯や土砂災害警戒区域等にある世帯について、戸別受信機も整備するよう助言等を行う。また、防災行政無線等の情報伝達手段が確実に動作するよう、設備の耐震性や非常用電源の確保とともに日頃からの点検を行うよう助言等を行う。さらに、障害者、外国人等が緊急の

通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みを整備するよう助言等を行う。

② 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を通じた情報伝達体制の確保

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）については、瞬時に住民へ必要な情報が伝達できるよう、防災行政無線を始め多様な情報伝達手段と接続するよう助言等を行う。また、確実な動作のため、非常用電源の確保や設定の確認等日頃から点検を行うよう助言等を行う。

③ 双方向の情報連絡体制の整備

住民から前兆現象や被害情報等の通報を受け、より早期かつ確実な被害状況の把握や避難指示等の発令を行うため、防災行政無線（移動系）等の双方向の情報連絡手段を確保するよう助言等を行う。また、土砂災害や大雪などで孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡手段を確保するよう必要に応じ助言等を行う。

④ 被災地の映像情報等の収集・伝達

市町村と都道府県や消防庁等との間で、被災地の被害状況を映像等にて情報共有を行うべく、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム及び消防庁映像共有システム等について、災害時での活用を推進するとともに、当該システムが適切に運用されるよう必要に応じ助言等を行う。

⑤ 地域衛星通信ネットワーク等を用いた情報伝達手段の確保

市町村、都道府県、消防庁等の間の情報伝達において、災害時における迅速かつ確実な情報伝達を行うべく、地域衛星通信ネットワーク、衛星通信電話等の衛星通信が確保されるよう助言等を行う。その際、災害時における確実な運用ができるよう、必要に応じて、日頃の点検並びに職員による動作方法の確認及び通信訓練を行うことに関しても助言等を行う。

第３節 災害応急対策の実施

１ 警報等の周知徹底

住民の保護のため、災害に関する警報、避難情報、応急措置の実施の状況等の情報が、防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティＦＭ、インターネット等の多様な情報伝達手段を通じて迅速かつ確実に住民に周知徹底されるよう必要に応じ助言等を行う。

２ 事前措置の実施

災害に関する予報又は警報が発せられたときは、地域防災計画に定められた事前措置を的確かつ円滑に実施するよう必要に応じ助言等を行う。

３ 消火活動の実施

災害時における火災の出火防止、拡大防止及び早期鎮圧を図り、消火活動を的確に実施するよう必要に応じて助言等を行う。

また、消火活動に係る応援の円滑な実施を図るため、地方公共団体と必要な連絡調整を行うとともに、消火活動の効果的な実施に必要があるときは、関係省庁との連絡調整に当たる。

４ 救助・救急活動の実施

災害時における人命救助の万全を図るため、特別高度救助隊の整備をはじめとする救助・救急業務の実施体制の整備及び救助・救急業務の的確な実施について必要に応じ助言等を行う。

また、救助・救急活動に係る応援の円滑な実施を図るため地方公共団体と緊密な連絡調整を行うとともに、救助・救急活動の効果的な実施に必要があるときは、必要に応じ関係省庁との連絡調整に当たる。

都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用するよう助言等を

行う。

5 危険物等の保安対策の実施

災害時における危険物等の保安対策については、関係機関との緊密な連携の下に、災害の種類、規模、態様及び災害地域における危険物等の貯蔵・取扱の状況に応じ、危険物施設等の点検などの確な対策を推進するよう必要に応じ助言等を行う。

6 住民等の避難確保

(1) 避難の実施

住民を災害から守るため、適切な避難指示等の発令及び解除並びに避難誘導の徹底を図るとともに、避難先、避難路の確保を推進するよう必要に応じ助言等を行う。

(2) 広域避難・広域一時滞在の推進

都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力等の広域避難に係る助言等を行う。また、広域一時滞在対策を実施する必要がある場合には、関係地方公共団体、政府本部、関係省庁、総務省内部部局及び関係団体と連携を図りつつ、公共宿泊施設等広域一時滞在施設の確保を図るとともに、住民転出転入手続きの円滑化、現地における広域一時滞在施設入居の受付窓口の設置等広域一時滞在の円滑な実施を促進する。

7 物資等の調達・供給活動の実施

(1) 物資等の調達・供給の円滑化

物資等の調達・供給が円滑に実施されるよう必要に応じ助言等を行うとともに、被災地以外の地方公共団体からの物資等の支援について、政府本部、関係省庁、総務省内部部局及び関係団体と連携を図りつつ、必要に応じて現地における需要及び支援状況等の把握並びに連絡調整を行う。

(2) 義援物資の受入れ

義援物資の受入れについて、被災地方公共団体及び関係団体等と連携しつつ、必要に応じ、被災地以外の地方公共団体に対しその内容を周知するとともに、政府本部、関係省庁、総務省内部部局及び関係団体と連携を図りつつ、住民からの問合せ及び支援の申出等に適切に対応するよう依頼する。

(3) 災害応急対策必要物資の確保

被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資等の支援要請を行うことが困難な場合には、政府本部、関係省庁、総務省内部部局及び関係団体と連携しつつ、被災地方公共団体に対する災害応急対策必要物資の供給を確保するため、必要に応じて連絡調整を行う。

8 緊急輸送対策の実施

消防機関による広域応援、緊急物資の輸送等の円滑な実施のため必要があるときは、関係省庁等と所要の連絡調整を行うものとする。

また、放置車両の運転者に対する車両の移動の命令等による緊急輸送路の確保、他の地方公共団体等による搬送の効率化、緊急通行車両の確認事務について必要に応じ助言・連絡等を行うほか、消防防災ヘリコプター等による緊急輸送の要請に関し、関係都道府県等と連絡調整を行う。

9 施設等の応急復旧

(1) 消防庁の応急復旧

消防庁の庁舎が被災した場合には、その緊急性を勘案しつつ、速やかに応急復旧を行い、又は代替手段の確保を図る。

(2) 地方公共団体における施設等の応急復旧

災害対策の中核的機能を有する施設、交通の確保を図るための施設等の被災状況を迅速に把握するとともに、これらの緊急性を勘案しつつ、速やかに応急復旧を行い、又は代替機能の確保を図るよう必要に応じ助言等を行う。

また、施設等の応急復旧のための被災地以外の地方公共団体からの人的支援、物資等の支援について、政府本部、関係省庁、総務省内部部局及び関係団体と連携を図り

つつ、必要に応じ連絡調整を行う。

10 広報の実施

(1) 消防庁における広報

被害状況、応急措置の実施状況その他災害応急対策の円滑な推進に資する情報を的確に収集し、報道機関等へ提供するとともに、報道機関及び国民等からの問合せについて、適切に対応できるようにする。

(2) 地方公共団体における広報

災害応急対策の円滑な実施及び住民の不安感の解消等を図るため、住民等に対する適切な広報が図られるよう必要に応じ助言等を行う。また、被災地以外の地方公共団体に対し、必要に応じ被災地で必要とするボランティア、物資等に関する情報など災害応急対策の円滑な推進に資する情報に関する広報及び住民からの問合せに対する適切な対応を依頼する。

11 二次災害の防止

災害発生後において、二次災害の発生を防止するため、火災及び土砂災害等の発生に対する警戒避難その他適切な措置を講ずるとともに、活動中の安全確保の徹底を図るよう必要に応じ助言等を行う。

12 複合災害への対応

複合災害が発生し、被災地方公共団体に対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等について、必要に応じ助言等を行う。

13 災害ボランティアの受入れ

被災地方公共団体におけるボランティアの受入れや社会福祉協議会、NPO・NGO等のボランティア団体等との情報共有する場の設置等、ボランティアとの円滑な連携や、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築について、必要に応じて助言等を行う。

14 要配慮者への配慮

地域の自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等との連携を図りながら、災害時において、障害者や外国人などの要配慮者の特性に配慮した、適切な情報提供、避難誘導、避難施設等の整備のほか、避難先での安否確認等を講じるよう助言等を行う。また、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう助言等を行う。

15 海外からの支援への対応

政府本部が受入れを決定した海外からの支援のうち、捜索・救助チームについて政府本部から情報収集するとともに、派遣先において、所定の活動の原則に沿った対応がなされているかを確認し、当該支援の受入れ対応が消防本部を含めた被災地の自治体の災害対応や緊急消防援助隊の活動の支障となっている場合には、これを解決すべく政府本部や関係省庁等と必要な調整を行う。

16 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動に従事する消防職団員の惨事ストレス対策を実施するよう助言等を行うとともに、消防機関から精神科医等の派遣の要請があった場合には、必要な調整を行い、適切に対応するものとする。

第4節 広域応援体制の確立

1 消防広域応援の実施

(1) 都道府県知事からの要請に基づく広域応援

大規模災害等が発生した場合において、消防の応援に関し災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、必要があると認めるときは、長官は、他の都道府県知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求める。

(2) 都道府県知事からの要請を待たずに行う広域応援

災害の規模等に照らし緊急を要し、(1)の要請を待ついとまがないと認められるときは、長官は、当該要請を待たないで、他の都道府県知事に対し、必要な措置をとることを求める。この場合において、災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(3) 特に緊急を要する場合の対応

(1)又は(2)の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、広域的に消防の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、長官は、災害発生市町村以外の市町村の長に対し、応援出動等の措置を求める。

この場合において、(1)の場合にあっては応援出動等を求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、(2)の場合にあっては当該都道府県の知事及び災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(4) 緊急消防援助隊の出動

(1)から(3)の場合において、長官は、緊急消防援助隊の出動が必要と認めるときは、(1)から(3)の手續に従い、緊急消防援助隊の出動を要請する。

また、南海トラフ地震等の大規模な災害又は毒性物質の発散等による特殊な災害に対処するために特別の必要があるときは、長官は、緊急消防援助隊の出動を指示することができる。

(5) 広域航空消防応援

(1)から(3)の場合において、長官は、消防防災ヘリコプターによる応援が必要と認めるときは、ヘリコプターの運航に関するデータベースを活用しつつ、(1)から(3)の手續に従い、ヘリコプターによる応援について、必要な措置を講じる。

(6) 相互応援協定に基づく応援

災害時における消防の相互応援協定に基づく応援の状況について把握するとともに、必要に応じ、円滑な消防の応援活動を確保するための助言等を行う。

(7) 消防庁職員の現地派遣による調整

第Ⅱ部第1編第4章第1節で定める場合において、派遣された消防庁職員は、消防の応援の円滑な実施を図るため消防の応援に関して助言等を行う。

(8) 自衛隊との連携

消防隊員及び資機材の迅速な移送等消防機関の広域応援に関し必要と認める場合には、自衛隊の協力について、必要な措置を講じる。

2 広域防災応援及びその受入れの実施

災害の状況に照らし、物資の提供、職員の派遣等消防機関以外による広域的な応援を実施する必要があると認められる場合には、政府本部、関係省庁、総務省内部部局、地方公共団体及び関係団体等と連携を図りながら、被災地において必要としている支援及び行われている支援の状況並びに被災地での支援の受入状況等の把握に努め、被災地への広域応援及びその受入れについて被災都道府県等との連絡調整を行う。

3 職員の派遣及びあっせん

災害応急対策の推進に際し、職員の派遣の要請又はあっせんの依頼があった場合には、政府本部、関係省庁、総務省内部部局及び関係団体と連携を図りつつ、これに協力するとともに、都道府県又は市町村及び関係団体等に対して適任者の派遣を要請し、併せて派遣職員の身分取扱いに関する助言等を行う等その円滑な実施を促進する。

4 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣が必要と認められる場合には、あらかじめ定めた自衛隊の派遣要請の方法、連絡方法等により迅速かつ適切な要請を行うよう助言等を行うとともに、自衛隊と密接な連絡調整を行うよう助言等を行う。

5 自衛防災組織等の応援

災害時に自衛防災組織等による他の自衛防災組織等又は消防機関等への支援活動が必要と認められる場合には、必要な情報提供及び連絡調整を行う。

6 関係機関との連携強化

被災地方公共団体への応援及びその受入れが効果的に実施されるよう、政府本部その他関係機関との連携体制を強化する。

7 部隊間の活動調整

消防の部隊が警察・海上保安庁・自衛隊の部隊と連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、政府本部、現地対策本部のほか、被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行うものとする。

第5章 災害復旧・復興

第1節 消防施設等の災害復旧の促進

被害状況及び被害額を迅速かつ的確に把握し、消防施設等の各種災害復旧事業の早急な実施及び財源の確保に適切な措置を講じ、災害復旧を促進する。

第2節 防災施設等の災害復旧

被害を生じた防災行政無線などの防災施設等については、早期復旧の実施、関連施設の改善等を促進する。

なお、被災施設等の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止の観点から、可能な限りの改良復旧等を行うよう助言等を行う。

第3節 被災者の援護を図るための措置

被災者の援護を図るため、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成に関して必要に応じて助言等を行う等とともに、地方公共団体が被災者に対して行うブルーシートの設置支援等に関して周知を図り、その円滑な実施を促進する。

第4節 復興の促進

被災地方公共団体の復興計画の作成と災害に強い安全なまちづくりの推進において、消防施設、防災施設等に関して必要に応じて助言等を行うとともに、その事業推進に対して、適切な支援措置を講じる。

第5節 職員の派遣及びあっせん

災害復旧・復興の推進に際し、職員の派遣の要請又はあっせんの依頼があった場合には、関係省庁、関係団体と連携しながら、これに協力するとともに、都道府県又は市町村等に対し適任者の派遣を要請し、併せて、派遣職員の身分取扱いに関して必要に応じ助言等を行う等その円滑な実施を促進する。

第2編 個別災害対策編

第1章 地震災害対策

第1節 基本的考え方

震災は、各種の災害が同時に複合的に生ずるところに特徴があり、また、極めて大規模な被害を生じるおそれがあることから、関係省庁、地方公共団体その他関係機関等との緊密な連携の下に総合的な対策の推進を図る。

また、地震災害対策においては、集落又は都市全体の耐震化、不燃化という極めて長期間を要する構造的対策を計画的に実施することが重要であるが、一方、いつ発生するかわからない地震に対処するため、地震が発生したときに備える対策、警戒宣言等東海地震に

関連する情報が発令・発表されたときの対策、地震の時間差発生時等における円滑な避難の確保、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたときの対策等も極めて重要である。このため、これらの対策を同時に促進する。

さらに、日本海溝・千島海溝沿いの地域においては、積雪や凍結等による避難の遅れ等の積雪寒冷地特有の課題や都市間の距離が長い等の地理的条件により、避難や広域的な支援が遅れ、被害が拡大する恐れがあることから、こうした課題を踏まえた防災対策を推進する。

第2節 防災体制

1 地方公共団体における防災体制

地震災害に対する各地方公共団体の防災体制の整備を図るため、地震防災対策強化地域においては、地震防災基本計画に基づき、地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき、首都直下地震緊急対策区域においては、緊急対策推進基本計画に基づき地震防災体制に関する必要な助言等を行う。

2 地震災害時の応援体制

(1) 地方公共団体による広域的な応援及びその受入れ体制

大規模な地震の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防の応援その他地方公共団体による広域的な応援及びその受入れ体制の整備を図る。

(2) 自衛隊に対する派遣要請

地震災害時（又は発生するおそれのある場合を含む。以下同じ。）の自衛隊に対する災害派遣要請については、地震発生から速やかに必要性を判断し要請を行うことができるようにするため、あらかじめ、地震災害の特性に即した具体的な連絡方法、要請方法、受入体制等について、関係機関と十分調整し、平素から連携を強化するよう助言等を行う。

3 自主防災体制の整備

(1) 地域住民による自主防災体制の整備

地震災害時、東海地震に係る警戒宣言発令時、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合（以下「地震災害時等」という。）において、出火防止、初期消火、救助、避難、救護、情報伝達等効率的な応急対策の実施を確保するため、地域住民による自主防災体制を整備するよう助言等を行う。

(2) 事業所等における自主防災体制の整備

地震災害時に、事業所等において、出火防止、初期消火、救助、避難、救護、情報伝達等効率的な応急対策を的確に実施するとともに、地域の自主防災組織等と連携協力が図られるよう助言等を行う。

第3節 被害想定の実施

各種の地震災害対策樹立の重要性にかんがみ、各地方公共団体において、地域の実情に即した被害想定の実施を促進し、地震防災戦略を踏まえて、数値目標、達成時期、対策の内容等を明示する「地域目標」を定めることに関して助言等を行う。

このため、地震災害時の被害想定技法の研究・開発及びモデル的被害想定を作成等を行うとともに、地震被害想定の実施に際しては、過去の地震災害事例が極めて重要であることにかんがみ、過去の地震災害に関する文書その他の資料の発掘、整理を積極的に行うよう助言等を行う。

第4節 調査研究

地震災害対策の一層の充実を図るため、関係省庁、地方公共団体等との連携を図りつつ、

地震災害対策に関する資料の収集及び分析を行い、次の事項について調査研究を推進する。

- (1) 地震災害時等における出火防止対策、大地震火災の延焼性状及び消防戦術、地震災害時に有効な消防水利の開発及びその効果的な活用方法、地震災害時における火災原因の調査方法その他地震災害時の防火及び消火に関する事項
- (2) 地震災害時における緊急かつ適切な救助・救急体制、活動方法、装備等の改善に関する事項
- (3) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言が発令された場合の関係機関の効果的な活動に関する事項
- (4) 地域防災計画における地震災害対策の充実及びその効果的な運用方法に関する事項
- (5) その他地震災害に関する事項

第5節 災害予防

1 地震災害に関する知識の普及

地震災害に関する知識の普及は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、教育機関等の協力を得つつ、次の事項に重点を置いて実施する。

- (1) 地震の特性と被害の態様に関する事項
- (2) 建物の耐震性の向上、家具の転倒防止、ブロック塀の補強等家庭での安全確保のための備えに関する事項
- (3) 家庭内、外出時、運転時の身の安全の確保、出火防止、初期消火、救助、救護、避難等に関する事項
- (4) 緊急地震速報に関する事項（住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含む。）
- (5) その他地震災害に対する備え及び地震災害時等における適切な行動を行うために必要な知識に関する事項

2 施設等における防災意識の高揚

防災業務に携わる者及び災害発生の危険性のある施設、災害拡大の要因となる施設、防災上重要な施設等を管理する者がその社会的責任を自覚し、地震災害に積極的に対処するよう防災意識の高揚に努める。

3 事業所等における事前の備え

消防計画、予防規程、防災規程、地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成すべき事業所等においては、当該計画又は規程等に地震災害時等にとるべき措置について定め、必要な体制を整備するよう助言等を行うとともに、その他の事業所等においても、自ら地震に対する備えを講じるよう呼びかけを行う。

4 防災訓練の実施

(1) 総合的訓練の実施

地震災害は広域にわたる複合的災害であることにかんがみ、情報の収集・伝達の方法、消防活動、避難誘導、救護活動、交通規制、道路啓開、公共施設の復旧等に重点をおき、関係機関と連携の下に、要配慮者をも含めた住民等の参加を得た総合的な防災訓練（実働訓練や図上型訓練等）を実施するよう助言等を行う。

(2) 共同訓練の実施

地震災害の特殊性にかんがみ、関係機関の連携の下に共同訓練を実施するよう助言等を行う。

(3) 警戒宣言発令時の訓練

地震防災対策強化地域にあつては(1)及び(2)の防災訓練のほか、警戒宣言等東海地震に関連する情報が発令・発表された場合の応急対策等も含めて実施するよう助言等を行う。

(4) 南海トラフ地震臨時情報等発表時の訓練

南海トラフ地震防災対策推進地域にあつては(1)及び(2)の防災訓練のほか、南海ト

ラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）が発表された場合の情報伝達も含めて実施するよう助言等を行う。

(5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報等発信時の訓練

北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時に防災対応をとるべき地域にあつては(1)及び(2)の防災訓練のほか、北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対し注意する措置等（以下「北海道・三陸沖後発地震注意情報等」という。）が発信された場合の情報伝達も含めて実施するよう助言等を行う。

(6) 防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう助言等を行う。

5 地震に強いまちづくりの推進

防災拠点、避難先、避難路等の整備、地震などの大規模な災害が発生した場合に被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる庁舎、学校、公民館などの公共施設等の非構造部材を含む耐震化・不燃化など地震災害対策上重要な施設等の整備のための防災対策事業、緊急防災・減災事業等の活用促進に関して助言等を行う。

なお、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び全域が首都直下地震緊急対策区域となる1都3県においては、防災拠点となる公共施設等の耐震化率100%を目指す。

6 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

地震災害時等における迅速かつ確実な情報の収集・伝達を行うため、通信ルートの多重化や通信手段の多様化を図るための施設等の整備を促進するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟に向け他の防災機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。併せて、非常用電源装置を整備するとともに、無線設備及び非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を行うよう助言等を行う。

また、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な震度情報ネットワークにおける震度観測点の確保及び次世代震度情報ネットワークの整備を促進する。

(2) 地域住民への情報の伝達体制の整備

地震発生時等の避難、救護に関する情報等を迅速かつ的確に地域住民に伝達するため、通信手段の整備を促進するとともに、伝達方法の確立と周知徹底を図るよう助言等を行う。

特に、警戒宣言の発令時及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時には、短時間で多数の住民等の避難が必要となることから、即時同報性を確保するよう助言等を行う。

(3) 放送機関との連携協力体制の整備

地震災害時等における放送機関の有する役割の重要性にかんがみ、放送機関との間の地震災害時等における放送要請に関する協定等を締結し、これらの円滑な運用を図ることができるよう助言等を行う。

7 被害予測システムの整備

地震発生直後の被害状況を即座に予測し、情報の空白期においても、地域の被害状況に応じた迅速な消火、救助その他の初動対応を可能とするため、被害予測システムの導入を促進するとともに、その円滑な運用を図ることができるよう助言等を行う。

8 公共施設等の点検

(1) 公共施設等の耐震性等の点検

地震災害時等における公共施設等の重要性にかんがみ、その耐震性、耐火性その他防災上の性能及び効果について計画的かつ定期的に点検するよう助言等を行う。

- (2) 公衆の出入りする建築物等に対する耐震性等の点検
公衆の出入りする建築物等における地震災害時の災害の特殊性にかんがみ、その耐震性、耐火性その他防災上の性能及び効果を点検するよう助言等を行う。
- 9 危険物施設等の耐震対策
危険物等を原因とする地震災害時の被害の拡大を防止するため、屋外タンク貯蔵所等の耐震対策の徹底を図るよう助言等を行う。
- 10 火災対策
 - (1) 出火防止対策
 - ① 出火防止の広報の徹底
地震災害時等における出火防止について、住民に対する広報等の徹底を図るよう助言等を行う。
 - ② 安全設備等の普及
感震ブレーカー、耐震自動消火装置、感震ガス自動供給停止装置その他地震に対する安全装置の普及を促進する。
 - ③ 電気等に起因する出火の防止
特に危険性の高い木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、地震発生後の電気等に起因する火災の発生を未然に防止するため、避難の際の安全措置の広報、復旧時の関係機関間の連絡体制の強化や感震ブレーカーの普及の加速を図るよう助言等を行う。
 - (2) 初期消火対策
 - ① 消防水利の確保
消防水利の確保のため、地震災害時に使用可能な自然水利の整備及び保全を行うとともに、耐震性貯水槽その他の地震災害時に有効な消防水利施設の設置を促進する。
 - ② 可搬式小型動力ポンプの整備
地震災害時における初期消火対策の推進を図るため、可搬式小型動力ポンプその他の初期消火資機材の整備を促進し、自主防災組織による初期消火体制の整備を図る。
 - ③ 地域住民による初期消火体制の整備
初期消火活動を効果的に実施するため、地域住民による初期消火体制の整備を促進する。
 - ④ 消防用設備等の耐震化等
スプリンクラー設備その他の消防用設備等について、地震により損傷しないような措置の普及を図る。
 - (3) 延焼拡大防止対策
消防力の重点運用のほか、道路・河川・耐火造建物等の地形・構造物を活用した延焼阻止線の設定等、木造密集市街地をはじめとした地震災害時の市街地大火に対する市町村消防計画の充実を促進する。また、木造密集市街地の解消などの都市計画の策定に際し、延焼拡大防止が考慮されるよう消防的見地からの意見の反映に努める。
- 11 避難体制の整備
 - (1) 避難先等の整備
地震、火災等の災害から住民の生命を守るため、地域の実情に応じた避難先、避難路、防災拠点及びこれらの附帯施設の計画的な整備を促進する。
 - (2) 避難誘導体制の整備
住民等の安全な避難を確保するため、避難誘導体制及びそのマニュアルの整備について助言等を行う。また、防災関係機関、自主防災組織、近隣居住者等との協力による迅速かつ的確な避難誘導体制の確立を図る。
- 12 救助・救護体制の整備
地震による倒壊物等を排除し、迅速に救助するために必要な救助用の防災資機材等の

整備及び活用体制の強化を促進する。

また、地震災害時においては、要救助事案が同時多発することが予想されることから、地域住民による自主的な救助・救護活動が迅速かつ効果的に実施できるよう必要な資機材、医薬品等の整備を促進する。

第6節 災害応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 収集すべき情報

特に発災初期においては、各地の震度等に関する情報を即座に把握するとともに、消防機関への通報状況、火災の状況、建物の倒壊状況その他被害規模及び災害の状況全体を推定するため必要な情報を最優先に収集する。この場合、上空からの偵察、映像情報の収集等多様な手段を効果的に活用して情報の収集に努める。

(2) 情報の処理及び分析

収集した情報の総合的分析を行い、応急対策実施のため、必要な情報を的確に関係機関に伝達する。

(3) 緊急地震速報の伝達

気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報等は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により、地方公共団体等に伝達するとともに住民等への伝達に関し地方公共団体に対し、必要に応じ助言等を行う。

(4) 南海トラフ地震臨時情報及び北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達

気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合には、直ちに関係都道府県に対しその旨を伝達する。

2 火災対策等の実施 地震発生直後の出火防止、初期消火の実施

(1) 地震発生直後における出火防止、初期消火についての住民に対する呼びかけを直ちに実施できるよう必要に応じ助言等を行う。この場合において、特に防災行政無線の活用、放送機関との連携を図るよう必要に応じ助言等を行う。

(2) 初期消火の徹底

自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等による初期消火の徹底を期するよう必要に応じ助言等を行う。

(3) 消防活動に対する関係機関の協力

消防機関と他の防災関係機関とが迅速な連絡を行い、地域防災計画等に基づき、統一のとれた消防活動を実施できるよう必要に応じ助言等を行う。

(4) 危険物等を取り扱う事業者等の緊急措置

危険物等を取り扱う事業者、ガス事業者、電気事業者等が行う地震災害時の応急措置、二次災害の防止等の対策の強化を必要に応じ助言等を行う。

3 施設等の応急復旧

(1) 通信の確保

地震災害時の防災関係機関相互間の通信連絡の確保のため通信施設の応急復旧を迅速に行うよう必要に応じ助言等を行う。

(2) 交通の確保

関係機関の緊密な連携による道路啓開等防災活動上重要な交通の確保のため交通施設の応急復旧を促進する。

4 避難収容活動の実施

(1) 消防機関等による避難対策の実施

市町村長等の避難の勧告又は指示があったとき等において、消防機関等により避難先、避難路の安全確保のための消火活動、延焼防止活動、水防活動等を円滑に実施するよう必要に応じ助言等を行う。

(2) 避難時における防災関係機関の相互協力

消防機関と他の防災関係機関との連携の下に適切な避難誘導を行うよう必要に応じ

助言等を行う。

(3) 応急収容のための施設の利用及び設置

避難を必要とする者を収容するため適切な公共施設その他の施設の利用を図るよう必要に応じ助言等を行う。

5 広報の実施

被災者等に対し、地震に関する正確かつわかりやすい情報を提供するとともに、情報不足による社会混乱の発生防止及び住民の安全確保、災害応急対策の円滑な実施に資する広報を適切に実施するよう必要に応じ助言等を行う。

6 救助・救急活動の実施

消防機関による迅速かつ適切な救助活動及び救急活動を実施するよう必要に応じ助言等を行う。

第7節 災害復旧・復興

被災地方公共団体の各種災害復旧事業の円滑な実施を促進するとともに、再度の災害を防止しうよう、耐震性、耐火性にすぐれた防災拠点等の整備を促進するために必要に応じ助言等を行う。

第8節 東海地震に係る地震防災応急対策

大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づく、地震防災応急対策に係る措置については、次のとおりとする。

1 地震予知情報等の伝達

(1) 東海地震に関連する調査情報の通知

気象庁から、東海地震に関連する調査情報に関する通知があったときは、直ちに各都道府県に対しその旨を通知する。

(2) 東海地震注意情報の通知

気象庁から、東海地震注意情報に関する通知があったときは、直ちに各都道府県に対しその旨を伝達する。

(3) 警戒宣言の伝達

警戒宣言が発せられ又は地震予知情報の通知があったときは、直ちに各都道府県に対し、その内容を伝達する。

2 警戒宣言前の情報に基づく防災対応

(1) 東海地震に関連する調査情報発表時

平常時の活動を維持しつつ、連絡用職員の確保など必要な情報収集体制を取る。

(2) 東海地震注意情報の発表時

気象庁から東海地震注意情報の通知があったときは、全職員の緊急参集等を行うとともに、関係機関・都道府県と相互に連携し、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

(3) 政府の準備行動を開始する旨の意思決定時

緊急時に備え、関係都道府県における緊急消防援助隊の派遣準備、物資や資機材の点検等の状況について情報収集を行う。

3 地震警戒本部の設置

(1) 消防庁地震警戒本部の設置

長官は、警戒宣言が発令・発表されたときは、消防庁地震警戒本部を設置する。消防庁地震警戒本部の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(2) 消防庁の応急体制

警戒宣言が発令・発表されたときは、直ちに消防庁全職員を招集するとともに、あらかじめ指定した職員を内閣府に設置された地震災害警戒本部（以下「政府警戒本部」という。）に派遣する。

(3) 地方公共団体の応急体制

東海地震注意情報等東海地震に関連する情報が発表されたときは、状況に応じ地震防災応急対策要員を参集し、準備体制の確立に努めるよう関係都道府県に対し助言等を行う。

また、警戒宣言が発せられたときは、関係都道府県に対し地震防災強化計画に定めるところにより、直ちに地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策（大規模地震対策特別措置法第2条第14号に規定する地震防災応急対策をいう。以下同じ。）に係る措置を講ずる体制を確立するよう助言等を行う。

4 情報の収集・伝達

(1) 地方公共団体からの情報の収集・伝達

地方公共団体から避難の状況、地震防災応急対策の実施状況その他の情報等を収集したときは、その内容を直ちに政府警戒本部及び関係機関に伝達する。

(2) 地方公共団体等への情報の伝達

政府警戒本部の決定事項その他地方公共団体に必要な情報を収集したときは、直ちにその内容を関係都道府県に伝達する。

5 消防対策の実施

(1) 出火防止等の広報

地震発生に備え、住民等に対する出火防止等の広報を直ちに実施するため放送要請に関する協定等に基づき、適切に広報を実施するよう助言等を行う。

(2) 出火防止の徹底

地震発生に備え、警戒宣言が発せられた場合の自主防災組織、施設、事業所等の自衛消防組織等による出火防止措置が徹底して行われるよう助言等を行う。

(3) 消防活動の準備

消防活動の事前準備が円滑に実施できるよう助言等を行う。

(4) 危険物を取り扱う事業者等の応急措置

危険物を取り扱う事業者等が行う地震防災応急対策に係る措置が実施できるよう助言等を行う。

第9節 南海トラフ地震臨時情報発表時の災害応急対策

気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の災害応急対策については、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 応急体制

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合には、第1次応急体制を整備し、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し、既に応急体制が整備されている場合にはその体制を継続する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合には、直ちに、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都府県に対して伝達する。また、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄しない道県に対しては参考情報として同様に伝達する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置に関する事項

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合に、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に

発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。) に対してとる警戒する措置及び当該期間経過後 1 週間、後発地震に対してとる注意する措置については、次のとおりとする。

(1) 応急体制

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合には、先行して発生した地震に関し整備された応急体制を継続する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合には、直ちに、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都府県に対して伝達する。また、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄しない道県に対して参考情報として同様に伝達する。

(3) 警戒する措置をとるべき旨の通知の伝達

緊急災害対策本部長が後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の通知を発した場合には、直ちに、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都府県に対して伝達する。また、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄しない道県に対して参考情報として同様に伝達する。

(4) その他の情報の収集・伝達

緊急災害対策本部の決定事項その他地方公共団体に必要な情報を収集したときは、直ちにその内容を関係都道府県に伝達する。

また、関係都道府県における緊急消防援助隊の派遣等の状況に関する情報を収集するとともに、地方公共団体から避難の状況、地震防災応急対策の実施状況その他の関係情報を収集したときは、その内容を直ちに緊急災害対策本部及び関係機関に伝達する。

(5) 消防対策の実施

① 出火防止の徹底

地震発生に備え、自主防災組織、施設、事業所等の自衛消防組織等による出火防止措置が徹底して行われるよう助言等を行う。

② 消防活動の準備

消防活動の事前準備が円滑に実施できるよう助言等を行う。

③ 危険物を取り扱う事業者等の応急的保安措置

危険物を取り扱う事業者等が行う応急的保安措置が実施できるよう助言等を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害応急対策に係る措置に関する事項

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合に、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対してとる注意する措置については、次のとおりとする。

(1) 応急体制

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合には、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表に伴い、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し整備された応急体制を継続する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合には、直ちに、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都府県に対して伝達する。また、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄しない道県に対して参考情報として同様に伝達する。

(3) 注意する措置をとるべき旨の通知の伝達

国が後発地震に対して注意する措置をとるべき旨の通知を発した場合には、直ちに、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都府県に対して伝達する。また、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄しない道県に対して参考情報として同様に伝達する。

(4) その他の情報の収集・伝達

関係省庁災害警戒会議（南海トラフ地震防災対策推進基本計画第4章第1節においてその開催をもって関係省庁災害警戒会議を開催したとみなすこととされている緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議若しくは特定災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議を含む。以下同じ。）の決定事項その他地方公共団体に必要な情報を収集したときは、直ちにその内容を関係都道府県に伝達する。

また、地方公共団体から避難の状況、地震防災応急対策の実施状況に関する情報その他の関係情報を収集したときは、その内容を直ちに関係省庁災害警戒会議及び関係機関に伝達する。

第10節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時の防災対応

気象庁が北海道・三陸沖後発地震注意情報を発信した場合に、先発地震の発生から1週間が経過するまでの間に講ずべき、後発地震に対して注意する措置については、次のとおりとする。

1 応急体制

気象庁が北海道・三陸沖後発地震注意情報を発信した場合には、第1次応急体制を整備し、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信前に発生した地震に関し、既に応急体制が整備されている場合にはその体制を継続する。

2 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達

気象庁が北海道・三陸沖後発地震注意情報を発信した場合には、直ちに、北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時に防災対応をとるべき地域を管轄する道県に対して伝達する。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時に防災対応をとるべき地域を管轄しない都府県に対して参考情報として同様に伝達する。

3 北海道・三陸沖後発地震注意情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけの伝達

内閣府が北海道・三陸沖後発地震注意情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけを行った場合には、直ちに、北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時に防災対応をとるべき地域を管轄する道県に対して伝達する。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時に防災対応をとるべき地域を管轄しない都府県に対して参考情報として同様に伝達する。

4 その他の情報の収集・伝達

関係省庁災害警戒会議（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画第4章第1節においてその開催をもって関係省庁災害警戒会議を開催したとみなすこととされている緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議若しくは特定災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議を含む。以下同じ。）の決定事項その他地方公共団体に必

要な情報を収集したときは、直ちにその内容を関係都道府県に伝達する。

また、地方公共団体から地域住民等に対する防災対応の呼びかけ状況に関する情報その他の関係情報を収集したときは、その内容を直ちに関係省庁災害警戒会議及び関係機関に伝達する。

第2章 津波災害対策

第1節 基本的考え方

津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であるところに特徴があり、大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であることから、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが極めて重要である。

また、津波災害対策においては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、及び最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とし、これに応じた防災拠点の整備、耐浪化や、避難体制の整備を促進する。

さらに、日本海溝・千島海溝沿いの地域においては、積雪や凍結等による避難の遅れ等の積雪寒冷地特有の課題や都市間の距離が長い等の地理的条件により、津波からの避難や広域的な支援が遅れ、被害が拡大する恐れがあることから、こうした課題を踏まえた防災対策を推進する。

第2節 防災体制

1 地方公共団体における防災体制

津波に対する各地方公共団体の防災体制の整備を図るため、地震防災対策強化地域においては、地震防災基本計画に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき、首都直下地震緊急対策区域においては、緊急対策推進基本計画に基づき津波防災体制に関する必要な助言等を行う。

2 津波発生時等の応援体制

(1) 地方公共団体による広域的な応援及びその受入れ体制

大規模な津波の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防の応援その他地方公共団体による広域的な応援及びその受入れ体制の整備を図る。

(2) 自衛隊に対する派遣要請

大津波・津波警報発表時及び津波発生時（以下「津波発生時等」という。）の自衛隊に対する災害派遣要請については、地震発生から速やかに必要性を判断し要請を行うことができるようにするため、あらかじめ、津波の特性に即した具体的な連絡方法、要請方法、受入体制等について、関係機関と十分調整し、平素から連携を強化するよう助言等を行う。

3 自主防災体制の整備

(1) 地域住民による自主防災体制の整備

津波発生時等において、迅速な避難等が実施できるよう、地域住民による自主防災体制を整備するよう助言等を行う。

(2) 事業所等における自主防災体制の整備

津波発生時等に、事業所等において、迅速な避難等が実施できるよう、地域の自主防災組織等と連携協力が図られるよう助言等を行う。

第3節 被害想定の実施

各種の津波災害対策樹立の重要性にかんがみ、各地方公共団体において、地域の実情に即した被害想定の実施を促進し、地震防災戦略を踏まえて、数値目標、達成時期、対策の内容等を明示する「地域目標」を定めることに関して助言等を行う。

このため、津波発生時等の被害想定技法の研究・開発及びモデル的被害想定を作成等を行うとともに、津波被害想定の実施に際しては、過去の津波災害事例が極めて重要であることにかんがみ、過去の津波災害に関する文書その他の資料の発掘、整理を積極的に行うよう助言等を行う。

第4節 調査研究

津波災害対策の一層の充実を図るため、関係省庁、地方公共団体等との連携を図りつつ、津波災害対策に関する資料の収集及び分析を行い、次の事項について調査研究を推進する。

- (1) 津波災害時における緊急かつ適切な避難等の改善に関する事項
- (2) 地域防災計画における津波災害対策の充実及びその効果的な運用方法に関する事項
- (3) その他津波災害に関する事項

第5節 災害予防

1 津波災害に関する知識の普及

津波災害に関する知識の普及は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、教育機関等の協力を得つつ、次の事項に重点を置いて実施する。

- (1) 津波の特性と被害の態様に関する事項
- (2) 津波災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合の迅速な避難方法(避難先・避難路)等に関する事項
- (3) 津波注意報、津波警報及び大津波警報(以下「津波警報等」という。)や避難指示が発表・発令された場合の対応に関する事項(住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含む。)
- (4) その他津波災害に対する備え及び津波発生時等における適切な行動を行うために必要な知識(ハザードマップ、避難先の標識及び浸水想定区域、津波フラッグ等)に関する事項

2 施設等における防災意識の高揚

防災業務に携わる者及び災害発生危険性のある施設、災害拡大の要因となる施設、防災上重要な施設等を管理する者がその社会的責任を自覚し、津波避難に関して積極的に対処するよう防災意識の高揚に努める。

3 事業所等における事前の備え

消防計画、予防規程、防災規程、地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成すべき事業所等においては、当該計画又は規程等に津波発生時等にとるべき措置について定め、必要な体制を整備するよう助言等を行うとともに、その他の事業所等においても、自ら津波に対する備えを講じるよう呼びかけを行う。

4 防災訓練の実施

(1) 津波避難訓練の実施

最大クラスの津波を想定し、津波警報等や避難指示の伝達等に重点をおき、要配慮者も含めた住民や事業所等の参加を得た実践的な避難訓練を実施するよう助言等を行う。特に南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域にあっては、積極的な取組を促す。

(2) 共同訓練の実施

津波災害の特殊性にかんがみ、関係機関の連携の下に共同訓練を実施するよう助言等を行う。

- (3) 警戒宣言発令時の訓練
地震防災対策強化地域にあつては(1)及び(2)の防災訓練のほか、警戒宣言等東海地震に関連する情報が発令・発表された場合の津波避難等の応急対策等も含めて実施するよう助言等を行う。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等発表時の訓練
南海トラフ地震防災対策推進地域にあつては(1)及び(2)の防災訓練のほか、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達も含めて実施するよう助言等を行う。
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報等発信時の訓練
北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時に防災対応をとるべき地域にあつては(1)及び(2)の防災訓練のほか、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合の情報伝達も含めて実施するよう助言等を行う。
- (6) 防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう助言等を行う。
- 5 津波に強いまちづくりの推進
防災拠点、避難先、避難路、津波避難タワー等の整備、地震などの大規模な災害が発生した場合に被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる庁舎、学校、公民館などの公共施設等の耐浪化・不燃化、救助資機材など津波災害対策上重要な施設等の整備のための防災対策事業、緊急防災・減災事業等の活用促進に関して助言を行う。また、地域の実情を踏まえつつ、特に津波到達時間が短い地域における対策に留意しながら、浸水の可能性の低い場所での防災拠点等の整備に関して必要な助言等を行う。
- 6 情報の収集・伝達体制の整備
 - (1) 情報の収集・伝達体制の整備
津波発生時等における迅速かつ確実な情報の収集・伝達を行うため、通信ルートの多重化や通信手段の多様化を図るための施設等の整備を促進するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟に向け他の防災機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。併せて、非常用電源装置を整備するとともに、無線設備及び非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐浪性があり、浸水のおそれのない場所への設置等を行うよう助言等を行う。
 - (2) 地域住民への情報の伝達体制の整備
津波警報等や避難指示及び津波発生に関する情報等を迅速かつ的確に地域住民に伝達するため、通信手段の整備を促進するとともに、伝達方法の確立と周知徹底を図るよう助言等を行う。特に、津波警報等の発表時には、短時間で多数の住民等の避難が必要となることから、即時同報性を確保するよう助言等を行う。
また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態での津波の到達を防止するため、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整備するよう助言等を行う。
 - (3) 放送機関との連携協力体制の整備
津波発生時等における放送機関の有する役割の重要性にかんがみ、放送機関との間の津波警報発表時等における放送要請に関する協定等を締結し、これらの円滑な運用を図ることができるよう助言等を行う。
- 7 公共施設等の点検
 - (1) 公共施設等の耐浪性等の点検
津波発生時等における防災拠点となる公共施設等の重要性にかんがみ、設置の位置、耐浪性、電源保持を計画的かつ定期的に点検するよう助言等を行う。
 - (2) 公衆の出入りする建築物等に対する耐浪性等の点検
公衆の出入りする建築物等における津波災害の特殊性にかんがみ、その耐浪性等を点検するよう助言等を行う。
- 8 危険物施設等の津波災害対策
危険物等を原因とする津波発生時等の被害の拡大を防止するため、屋外タンク貯蔵所

等の津波災害対策の徹底を図るよう助言等を行う。

9 避難体制の整備、安全確保

(1) 避難先等の整備

津波による危険が予想される地域については、住民が徒歩で短時間に避難できるようにするための避難路の整備、津波による浸水の危険性の低い高台や孤立の可能性が少ない位置での避難先の整備を進めるとともに、特に、周囲に高台等がない地域では、津波避難タワーの整備、いわゆる津波避難ビル等の指定について必要な助言等を行う。また、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等の設置を進めるよう助言等を行う。

(2) 避難誘導体制の整備

津波発生時等の避難については、要配慮者の避難支援など、自動車により避難せざるを得ない場合を除き、徒歩によることを原則として住民等の安全な避難を確保するため、津波ハザードマップや避難誘導体制及びそのマニュアルの整備について助言等を行う。特に津波災害に備え、沿岸住民に速やかに避難指示を伝達するため、あらかじめ、具体的な発令基準及び伝達方法・内容を定めるよう助言等を行うとともに、防災関係機関、自主防災組織等との協力による迅速かつ的確な要配慮者の避難誘導体制の確立を図る。

(3) 避難誘導者や防災対応者の安全確保

防災関係機関、消防団、自主防災組織等の避難誘導に当たる者や防災対応者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるよう必要な助言等を行う。

10 津波避難計画の策定推進

地域特性等を踏まえ、津波浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、指定緊急避難場所・避難路等の指定、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の策定を推進するための助言等を行う。

11 救助・救護体制の整備

津波による倒壊物等を排除し、迅速に救助するために必要な救助用の防災資機材等の整備及び活用体制の強化を促進する。

また、津波発生時等においては、要救助事案が同時多発することが予想されることから、地域住民による自主的な救助・救護活動が迅速かつ効果的に実施できるよう必要な資機材、医薬品等の整備を促進する。

第6節 災害応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 収集すべき情報

特に発災初期においては、各地の津波に関する情報を即座に把握するとともに、消防機関への通報状況、建物の倒壊状況その他被害規模及び災害の状況全体を推定するため必要な情報を最優先に収集する。この場合、上空からの偵察、映像情報の収集等多様な手段を効果的に活用して情報の収集に努める。

(2) 情報の処理及び分析

収集した情報の総合的分析を行い、応急対策実施のため、必要な情報を的確に関係機関に伝達する。

(3) 津波警報等の伝達

気象庁から受信した津波警報等は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により、地方公共団体等に伝達するとともに、住民等への伝達に関して地方公共団体に対し、必要に応じ助言等を行う。

2 施設等の応急復旧

(1) 通信の確保

津波発生時等の防災関係機関相互間の通信連絡の確保のため通信施設の応急復旧を

迅速に行うよう助言等を行う。

(2) 交通の確保

関係機関の緊密な連携による道路啓開等防災活動上重要な交通の確保のため交通施設の応急復旧を促進する。

3 津波災害に対する避難対策の実施

津波災害が発生するおそれがある場合における沿岸住民等への迅速かつ的確な避難指示等の伝達及び適切な避難誘導等について必要に応じ助言等を行う。

4 広報の実施

被災者等に対し、津波に関する正確かつわかりやすい情報を提供するとともに、情報不足による社会混乱の発生防止及び住民の安全確保、災害応急対策の円滑な実施に資する広報を適切に実施するよう必要に応じ助言等を行う。

5 救助・救急活動の実施

消防機関による迅速かつ適切な救助活動及び救急活動を実施するよう必要に応じ助言等を行う。

第7節 災害復旧・復興

被災地方公共団体の各種災害復旧事業の円滑な実施を促進するとともに、再度の災害を防止しうよう、耐浪性にすぐれた防災拠点等の整備を促進するために必要に応じて助言等を行う。

第3章 風水害対策

第1節 基本的考え方

風水害による被害を未然に防止し、又は軽減するため、風水害に対し脆弱性を有し、かつ被害を発生させる危険性の高い地域について、計画的な保全対策を推進し、風水害に強い地域構造を形成する。

一方で、集中豪雨、台風や竜巻等により、人命の損傷や家屋の倒壊等多くの被害が生じていることにかんがみ、関係省庁、地方公共団体その他関係機関等との緊密な連携の下、人命の安全確保を最重点として、警戒、避難、救助、水防等の総合的風水害対策を推進する。

第2節 調査研究

風水害対策の一層の充実を図るため、関係省庁、地方公共団体等との連携を図りつつ、風水害対策に関する資料の収集及び分析を行い、次の事項について、調査研究を推進する。

- (1) 風水害による危険性の把握方法に関する事項
- (2) 風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「風水害時」という。）における災害危険の監視及び効果的な警戒避難対策に関する事項
- (3) 風水害に対応した消防機関の警防戦術に関する事項
- (4) その他風水害に関する事項

第3節 災害予防

1 防災知識の普及

風水害に関する正しい知識を広く国民全体に普及浸透させるため、次の事項に重点を置いて啓発に努める。

- (1) 気象の特性と風水害の態様に関する事項
- (2) 浸水、強風、土砂災害等に対する建物等の安全性の確保に関する事項
- (3) 気象情報への注意、避難方法等、風水害時における適切な行動に関する事項
- (4) その他地域の特性に応じた風水害に対する備え及び災害時における適切な行動を行うために必要な知識に関する事項

2 防災訓練の実施

地域の災害危険性に配慮しつつ、関係機関及び住民の参加を得た実践的な防災訓練を行うよう助言等を行う。

3 風水害に強いまちづくりの推進

防災拠点、避難先、避難路等風水害対策上重要な基盤の整備を進めるため、防災基盤整備事業等を活用し風水害に強い地域構造の形成を促進する。

4 情報の収集・伝達体制の整備

関係機関との緊密な連携の下、通信施設、観測監視施設等を整備し、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気象予警報、雨量、水位その他風水害関係情報を適切に把握し、伝達できるようにするとともに、災害危険箇所・区域の住民等に対し、警戒・避難情報等を迅速かつ確実に伝達できる通信ルートを確認するよう助言等を行う。

また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した避難指示等の伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や運用上の課題等を考慮した上で検討するよう助言等を行う。

5 災害危険箇所・区域の警戒

土砂災害等の危険箇所、浸水危険箇所等の災害危険箇所・区域等について、地形、地質、土地利用の状況、災害履歴等を勘案し、適宜点検を行うよう、地方公共団体に対して助言等を行う。

また、標識の設置、広報誌、パンフレット、地区別防災カルテ、ハザードマップ、防災マップ等の配布及び説明会の開催等により、地域における災害危険箇所・区域、避難先及び避難経路が地域住民等に周知徹底されるよう、地方公共団体に対して助言等を行う。

特に、ハザードマップ等の配布等により、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知を図り、避難に関する情報の意味の理解を促進することについて、地方公共団体に対して助言等を行う。

第4節 災害応急対策

1 気象情報等の収集・伝達

気象予警報、雨量、水位等風水害関係情報を適切に把握し、関係機関及び地域住民等に迅速かつ的確に伝達するよう必要に応じ助言等を行う。

2 警戒避難対策

風水害関係情報の把握により、災害の発生が懸念されるときは、速やかに職員の動員配備を行い、災害危険箇所・区域の警戒巡視等警戒体制を強化するよう必要に応じ助言等を行う。

また、災害の発生するおそれがある地域においては、避難指示等の発令、関係住民への情報伝達、避難誘導、避難先の開設、安否確認の実施等適切な避難対策を講じるよう必要に応じ助言等を行う。その際、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、災害の状況や周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保といった避難行動を住民がとれるように留意するものとする。

防災担当部局や福祉担当部局などの関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援の体制を整備し、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等について必要に応じ助言

等を行う。

避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して発令すべきかの具体的で分かりやすい判断基準等について定めた避難指示等に関するマニュアルの整備及び必要に応じ定期的な見直しを行うよう必要に応じ助言等を行う。

3 救助・救急対策

風水害時における効果的な救助・救急活動の実施及び活動中の安全確保の徹底について必要に応じ助言等を行う。

4 二次災害の防止

気象情報や災害現場付近の状況等を勘案し、二次災害が発生するおそれのある場合には、引き続き警戒監視や避難指示等その他必要な措置を講じるとともに、避難指示等の解除に当たっては、十分な安全確認を行うよう必要に応じ助言等を行う。

また、行方不明者の搜索、応急復旧対策等の実施に際し、活動中の安全確保を図るよう必要に応じ助言等を行う。

第5節 災害復旧・復興

各種災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施と計画的な復興を促進するために必要に応じ助言等を行う。

第4章 火山災害対策

第1節 基本的考え方

火山災害は、その災害の発生の予測が困難であること、また、一旦災害が発生した場合には、爆発、火砕流、噴石、降灰、土石流、泥石流等災害の態様が多岐に亘るほか、広域化、長期化するおそれもあるなど他の災害にはみられない特殊性を持つことにかんがみ、関係省庁、地方公共団体その他関係機関等との緊密な連携の下、各火山の特性に配慮したまちづくりを促進するとともに、人命の安全確保を最重点として、警戒避難対策を始めとした総合的火山災害対策を推進する。

第2節 防災体制

1 地方公共団体の防災体制

火山災害に対する関係地方公共団体の防災体制の整備を図るため、次の事項について助言等を行う。

(1) 都道府県の防災体制

活動火山を有する都道府県又はその影響を受けるおそれのある都道府県においては、火山災害対策のための部会や専門委員を置き、その活用を図ること。

また、火山に関する最新資料の活用等により、都道府県地域防災計画の火山災害対策編及び関連マニュアルの整備充実に努めるとともに、職員、関係機関等に当該計画等の周知徹底を図ること。

(2) 市町村の防災体制

活動火山を有する市町村又はその影響を受けるおそれのある市町村においては、火山災害対策のための部会や専門委員を置き、その活用を図ること。

また、火山に関する最新資料の活用等により、市町村地域防災計画の火山災害対策編及び関連マニュアルの整備充実に努めるとともに、職員、関係機関等に当該計画等の周知徹底を図ること。

(3) 広域的な防災体制の確立

噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）の指定があったときは、都道府県及び市町村は、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門

家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えた火山防災協議会を組織すること。

火山防災協議会においては、様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、退避壕、退避舎等の必要性も含め、各地域の実情に応じて必要な事項を協議すること。

また、警戒地域に指定されている活火山以外の活火山の周辺地域においても、必要な警戒避難体制の確立を図ること。

2 関係機関との連携

火山災害に適切に対応するためには、火山観測を行っている気象官署・大学や消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安本部、河川・道路管理者等との緊密な連携が不可欠であることから、平素から火山防災協議会等を通じ、関係機関との緊密な連携を確保するよう助言等を行う。

第3節 調査研究

火山災害対策の一層の充実を図るため、関係省庁、地方公共団体等との連携を図りつつ、火山災害対策に関する資料の収集及び分析を行い、次の事項について、調査研究を推進する。

- (1) 火山災害による危険性の把握方法に関する事項
- (2) 火山災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「火山災害時」という。）における警戒避難対策に関する事項
- (3) 火山災害に対応した消防機関の警防戦術に関する事項
- (4) その他火山災害対策に関する事項

第4節 災害予防

1 防災知識の普及

火山災害に関する正しい知識を広く住民、観光客等に普及浸透させるため、火山活動や火山災害対策に関する教育施設等の整備を支援するとともに、次の事項に重点を置いて啓発に努める。

- (1) 火山災害の特性と被害の態様に関する事項
- (2) 火山の異常現象等の発見時の通報に関する事項
- (3) 火山災害関係情報への警戒、避難方法等火山災害時に適切な行動に関する事項
- (4) その他各火山の特性に応じた火山災害に対する備え及び災害時において適切な行動を行うために必要な知識に関する事項

2 防災訓練の実施

火山災害時における適切な応急対策の実施を図るため、防災関係機関、住民等が一体となって、火山災害関係情報の収集・伝達、住民等の避難活動、救護活動等に重点を置いた実践的な防災訓練を実施するよう助言等を行う。

3 火山災害に強いまちづくり

火山活動等による危険性が切迫した場合も想定しつつ、防災拠点、避難先、避難路の整備に加え、火山災害対策上重要な退避壕、退避舎等の活動火山対策避難施設の整備を促進する。

4 情報の収集・伝達体制の整備

火山災害に対し、適切な情報の収集・伝達を行うため、次の事項について助言等を行う。

- (1) 気象官署、大学等関係機関との緊密な連携の下、通信施設、観測監視施設等を整備し、噴火警報や雨量に関する情報等を迅速に把握し、関係機関に伝達するとともに、住民や観光客等に警戒・避難情報等を迅速に伝達できる体制の整備を図ること。
- (2) 短時間に多数の住民等の避難が必要となる場合を勘案し、放送機関の協力も得ながら、特に情報伝達の即時同報性を確保すること。

- (3) 火山防災情報を関係機関や住民、登山者等に対してより確実に伝達が行えるよう、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、広報車による呼びかけなど、地域の実情を踏まえた様々な方法を活用すること。なお、市町村においては、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達すること。
- 5 避難体制の整備
- 火山の特性や住民、観光客等の状況に配慮し、迅速かつ的確な避難対策を講じられるよう次の事項について助言等を行う。
- (1) 住民、観光客等に迅速かつ確実に避難指示等を伝達する体制の整備を図ること。
- (2) 火山防災協議会等における検討を通じ、各火山の特性を考慮した、複数の噴火シナリオの作成、火山防災マップの整備を行うとともに、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成すること。その際、観光客、登山者等に対する立入規制の実施、短時間での大量避難の方法、船舶等移送手段の確保などその他地域の実情に応じた避難方法を確立しておくこと。
- (3) 警戒地域の指定を受けた市町村にあつては、地域の実情等を踏まえた上で、必要と考えられる施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付けること。その場合、所有者等に対し、当該施設利用者の避難確保を図るための必要な計画を作成し、避難誘導等の体制等を整備することを求めること。
- (4) 退避壕、退避舎等の緊急避難施設、多数の避難者を収容可能な大規模避難施設等を確保するとともに、火山の特性に応じて相当期間避難可能な避難施設の機能、物資等を確保すること。
- 6 災害危険箇所・区域に対する警戒
- 火山災害の危険性の高い地域については、火山防災協議会等における検討を通じ、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテの配布等により住民、観光客等に周知するとともに、観測監視体制の整備、立入禁止の措置等により安全確保対策を講じるよう助言等を行う。

第5節 災害応急対策

- 1 警戒体制の強化
- 噴火警報、異常現象の通報等により火山災害情報を把握したときは、速やかに職員の動員配備を行い、必要な警戒体制を確立するよう必要に応じ助言等を行う。
- 2 避難対策
- 火山災害の発生するおそれがある地域においては、関係住民等に迅速な情報伝達を行うとともに、専門家の意見を踏まえつつ、必要に応じ、避難指示等の発令、警戒区域の設定、避難誘導、避難先の開設等適切な避難対策を講じるよう必要に応じ助言等を行う。
- 3 広報の実施
- 火山災害の危険性や災害応急対策の実施状況について、住民等に対し正確な情報を広報するとともに、流言、飛語等による混乱の防止を図るよう必要に応じ助言等を行う。
- 4 二次災害の防止
- 継続的な監視や避難指示等の発令、土石流等への警戒など二次災害防止のための措置を講じるとともに、避難対策や応急復旧対策の実施等に当たっての安全確保を図るよう助言等を行う。

第6節 災害復旧・復興

火山災害の長期化、継続的な災害の発生に対する安全性の確保等に留意しつつ、各種災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施と計画的な復興を促進するために必要に応じて助言等を行う。

第5章 雪害対策

降積雪期及び融雪出水期においては、雪崩や融雪等に伴う出水及び土砂災害等による被害、雪害防止活動中の事故及び大雪に伴う通行止めによる孤立地域等が発生することにかんがみ、関係省庁、地方公共団体その他関係機関等との連携を図りながら、人命の安全確保を最重点とした雪害対策の推進を図る。

1 雪害に強いまちづくりの推進

雪害に配慮した道路、河川等の公共基盤の整備、雪崩や土砂災害等の危険箇所・区域への対策、積雪寒冷対策を備えた災害活動拠点、指定避難所等の整備など雪害に強いまちづくりを促進する。

2 雪害防止に関する住民意識の向上

雪害に関する気象情報への注意、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止、大雪、暴風雪時の不要不急の外出を控えることなど雪害防止を住民等に呼びかけること及び地域コミュニティの共助による除雪対策を実施することについて助言等を行う。

また、集中的な大雪が予測される場合は、国民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう呼びかけることについて助言等を行う。

3 情報の収集・伝達体制の整備

関係機関との連携の下、雪崩、融雪出水等に関する情報を的確に把握し、危険箇所・区域や孤立することが懸念される地域の住民や車両ドライバー等に対し、早い段階から的確かつ速やかに伝達できる体制を整備するよう助言等を行う。

4 危険箇所・区域の点検と住民への周知徹底

雪害に関する危険箇所・区域の巡視点検を行うとともに、標識の設置、地区別防災カルテ、防災マップ等の配布等により、住民等に対し災害危険箇所・区域の周知徹底を図るよう助言等を行う。

5 避難体制の整備

積雪により雪崩、融雪に伴う土砂災害等の発生が想定される地域においては、雪害に関する警戒情報の住民等への伝達、積雪、融雪等の状況を勘案した速やかな避難指示等の発令、警戒区域の設定、避難誘導、避難所の開設等適切な避難対策を講じるよう助言等を行う。

6 除雪体制の整備

除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について協定の締結など除雪体制の整備を図り効率的・効果的な除雪に努めるよう助言等を行う。

7 広域的な防災体制の確立

積雪により孤立や雪崩、融雪に伴う土砂災害等が発生した場合には、相互応援協定に基づく応援及びその受入れ、緊急消防援助隊の出動の要請、自衛隊への派遣要請等などの広域的な防災体制の確立を図るよう必要に応じ助言等を行う。

また、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、雪害の少ない地方公共団体においては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結についても考慮するよう助言等を行う。

第6章 林野火災対策

林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災であり、その多発や住宅地等への影響が懸念されている。このため、関係省庁、地方公共団体その他関係機関等との連携を行いながら、総合的な林野火災対策の推進を図る。

1 林野火災対策推進の体制整備

林野火災の発生又は拡大の危険の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画の作成の推進が図られるよう助言等を行う。

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるため、消防及び林野部局を中核とした関係部局や森林管理署、自衛隊、警察、林業関係団体、地域住民等との連携を図るよう助言等を行う。

2 調査研究

急激に延焼拡大する林野火災への対応能力を強化するため、諸外国の事例も参考としつつ、林野火災の延焼状況の早期把握方法、延焼シミュレーション、有効な消防資機材、災害発生場所の状況に応じた消火手段・方法、ヘリコプターによる空中消火に対応した消火戦術等について調査研究を推進する。

3 防火意識の高揚

林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発の推進が図られるよう助言等を行う。なお、周知・啓発は、その対象に応じた効果的な手法や多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向を踏まえたタイミング等にも十分留意する。国民の正しい理解を得るため、我が国の置かれた自然条件等を踏まえた林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努める。

4 林野火災用消防施設等の整備

林野火災の被害の軽減を図るため、防火水槽、簡易防火用水など初期消火のための施設の配備を促進する。

また、消防車両等の進入に配慮した道路の開設、空中消火のための活動拠点の確保など林野火災対策に関して助言等を行う。

5 防災訓練の実施

関係機関、地域住民、林業関係者等の協力の下、広域応援及びその受入れ等、様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用したより実践的な林野火災訓練の実施を促進する。

6 出火に対する警戒体制

火入れの許可情報やたき火の届出情報の消防本部における把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うことについて助言等を行う。

少雨や乾燥・強風等の気象状況に応じた林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令、住民等に対する注意喚起、警戒パトロール等も含めた防火指導の強化や火の使用制限の徹底等の対応を行うよう助言等を行う。

また、火災警報発令等の判断に資するよう、火災気象通報の効果的な運用について気象庁等関係機関と調整を図る。

7 消火体制の整備

消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の見直し等を含む効果的な消火活動体制整備について助言等を行う。

熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のために、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。

ヘリコプターによる空中消火の積極的な活用のために、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を促進する。

消防団における火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の整備、建設業者等の所有

車両の活用に向けた連携を促進する。

8 消火にかかる応急対策

消防機関による無人航空機等を活用した、夜間も含め刻々と変化する災害の状況の的確な把握について助言等を行う。

被災地方公共団体が実施する林野火災対応の指揮体制の早期確立、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整について助言等を行う。

消防機関が、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有することについて助言等を行う。

消防機関等が、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携による迅速かつ効果的な消火活動が行えるよう助言等を行う。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うよう助言等を行う。

航空機による空中消火においては、安全に十分留意した上で活動空域に見合う十分な機数を確保し、連続的な散水に努める等の消火効率を高める運用を行うよう助言等を行う。

気象条件等により急激に状況が変化するとともに、特に夜間の延焼拡大を阻止するため昼夜を通じて消火活動に従事する必要があるため、早期に長期ローテーションを確立するなど、隊員の疲労管理について助言等を行う。

消防機関等の消火活動の実施における、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理について助言等を行う。

応援部隊の人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両の活用について助言等を行う。

9 消防防災ヘリコプター等の積極的活用

消防防災ヘリコプターの空中消火用資機材、消防防災航空隊の充実強化や、活動拠点等の整備を促進するとともに、自衛隊等と活動区域や役割分担を適切に行う等の連携を図りつつ、消防防災ヘリコプターを活用した、林野火災の情報収集及び空中消火を積極的に実施するよう助言等を行う。

10 情報の収集・伝達体制の整備

隣接地方公共団体、自衛隊等との情報収集・伝達体制の整備及び山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備・活用について促進する。

消防団における悪条件下での情報伝達体制の強化を促進する。

11 広域応援の実施

都道府県内応援部隊の調整を行う代表消防機関に対し、同一都道府県内の火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関との応援部隊の派遣に係る調整などの支援の実施について助言等を行う。

被災市町村の消防機関に対し、他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊への早期の応援要請等について助言等を行う。また、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、直ちに緊急消防援助隊の派遣等を行えるよう、被災地方公共団体、都道府県等と緊密に連絡調整を行う。

応援部隊と、地域の実情に精通した消防団を含む被災市町村の消防機関との情報共有を密にした連携について助言等を行う。

第7章 危険物施設災害対策

危険物施設災害においては、一旦災害が発生すると、大規模な被害に拡大するおそれがあり、法令上の技術基準の遵守の徹底等の災害予防対策及び適切な初期対応の実施等の災害応急対策に万全を期す必要がある。これらを踏まえ、関係省庁、地方公共団体その他関係機関等との連携の下、次の事項について、効果的な危険物施設災害対策の推進を図る。

- 1 危険物施設に係る保安基準の遵守の徹底
危険物施設に対する立入検査を徹底するとともに、危険物施設において法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう助言等を行う。
- 2 自主保安体制の強化
一定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いを行う危険物施設における危険物保安監督者等の選任、自衛消防組織の設置、危険物施設保安員等の指定及び予防規程の作成並びに定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備が図られるよう助言等を行う。
- 3 調査研究
危険物に係る有効な消火方法等及び危険物施設における火災・流出事故等に関する保安対策について調査研究を推進する。
- 4 保安教育の推進
危険物施設の設置者、危険物取扱者、保安監督者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図るとともに、危険物安全週間等の機会を通じて、国民に対し、危険物に関する安全意識の高揚を図る。
- 5 化学消防車等の資機材の整備
危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄を促進するよう助言等を行うとともに、消防機関による化学消防車等の資機材の整備等を促進する。
- 6 危険物等の把握と活動中の安全確保
消防職員等に対し危険物施設災害に係る知識、技術等についての教育訓練を推進するとともに、消防活動阻害物資の届出の徹底等により危険物等の貯蔵・取扱状況の把握に努め、危険物等の種類に応じた適切な防災活動と活動中の安全確保を図るよう助言等を行う。
- 7 防災訓練の充実
消防機関、自衛消防組織等による危険物施設災害に対する防災訓練の実施を促進するとともに、地域における防災訓練の実施に当たっては、危険物施設災害を想定した訓練を組み入れるよう助言等を行う。
- 8 危険物に関する判定体制の充実
科学技術の進歩、国際化の進展等に伴う危険物の生産、流通実態の変化に適切に対応するため、危険物判定体制の充実を図るよう助言等を行う。
- 9 関係機関相互の協力体制の強化
災害時における関係行政機関との連絡体制を強化するとともに、資機材の調達等に係る事業所間の相互応援体制の整備を促進するよう助言等を行う。
- 10 事業者による応急措置等の実施の徹底
災害時に、危険物施設において、事業者が的確な応急点検及び応急措置等を講じるとともに、消防機関等への通報を徹底するよう助言等を行う。また、事業者が危険物施設の風水害対策の実施に努めるよう助言等を行う。
- 11 災害時の応急対策
災害時において、必要に応じ、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去を始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施するよう助言等を行う。

第8章 石油コンビナート等災害対策

危険物等が大量に集積している石油コンビナート等は、一旦災害が発生すると、大規模な災害となることが懸念される。このため、石油コンビナート等災害防止法を始めとする関係法令の適切な運用を図るとともに、関係省庁、都道府県の石油コンビナート等防災本部、地方公共団体、特定事業所その他関係機関等との連携の下、総合的な防災対策の推進を図る。

1 地方公共団体における防災体制

石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の所在する都道府県における防災体制の整備を図るため、次の事項について助言等を行う。

(1) 石油コンビナート等防災本部会議の開催

関係都道府県においては、石油コンビナート等防災本部の防災会議を積極的に開催するとともに、専門員を十分活用すること。

(2) 石油コンビナート等防災計画の見直し

石油コンビナート等防災計画の見直しを毎年実施するとともに、必要に応じ関連マニュアルの整備充実に努め、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画とするよう努めること。また、職員、関係機関等に当該計画及び関連マニュアルの周知徹底を図ること。

2 消防力の強化と活動中の安全確保

石油コンビナート等における災害の特殊性に対処し得る消防力の強化を図るため、大型化学消防車その他の防災資機材等の整備充実に促進する。

また、石油コンビナート等の防災に当たる消防職員等が、十分な知識及び技術等を習得し得るよう必要な教育訓練の実施を推進するとともに、危険物等の状況を把握し、活動中の安全確保を図るよう助言等を行う。

3 広域的消防体制の確立

緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の運用に際して、市町村間の消防に関する相互応援協定に基づく応援及びその受入れ、訓練の実施など広域的な消防体制の確立を図るよう必要に応じ助言等を行う。

4 特定事業所の防災体制

第1種事業所のレイアウトに関する規制を実施するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の設置、特定防災施設等や防災資機材等の整備と適切な維持管理、訓練の実施など特定事業所における自衛防災体制が確保されるよう助言等を行う。

5 石油コンビナート等の災害に対する支援体制

大規模かつ特殊な災害に適切に対処するため、地方公共団体による広域応援及び事業所の自衛防災組織等による支援が円滑に行われるような体制を確保するよう助言等を行う。

6 調査研究

過去の災害事例等の収集、災害想定手法の研究・開発等を行い、石油コンビナート等の防災体制の整備に資するとともに、防災資機材の高度化、防災活動の支援体制等について調査研究を推進する。

7 防災訓練の実施

石油コンビナート等の災害の特殊性を踏まえつつ、地方公共団体、事業所その他防災関係機関等が一体となって、実践的な防災訓練を実施するよう助言等を行う。

8 情報の収集・伝達体制と避難体制の整備

石油コンビナート等の災害の特殊性を勘案し、市町村又は消防と事業所、石油コンビナート等防災本部、警察、海上保安本部その他関係機関との通信手段を確保し、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うとともに、周辺住民等に迅速に避難情報等を伝達し、適切な避難を行うことができる体制の整備に関して助言等を行う。

9 特別防災区域上空における航空機による災害防止

航空機の墜落に伴う災害を未然に防止するため、特別防災区域の安全高度以下の飛行に関する国土交通省の許可について、必要に応じて助言を行う。

10 地震防災応急対策等の推進

特別防災区域について警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害応急対策に係る措置及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応が防災規程に基づき円滑に実施されるよう計画の充実及び訓練の実施等に関して助言等を行う。

第9章 地下街等及び高層建築物災害対策

地下街等や高層建築物での災害、特に火災は、煙による人的被害が多く、避難及び消火活動が困難性であり、集団的に恐慌状態が起こることが懸念される上、高層建築物においては、窓ガラスの飛散等による人的被害も考えられる。

地下街等における災害対策は、地下街等の配置・利用計画、火災防止対策、交通対策等があり、また、浸水についても、避難には困難が伴うため、不特定多数の者を迅速的確に安全な場所へ避難誘導できるよう、情報伝達や避難先等についてあらかじめ調整しておくことが必要である。高層建築物における災害対策には、建築物の構造規制対策、避難対策、交通対策等がある。

このように、地下街等、高層建築物ともに災害対策は多岐にわたることとなることから、関係省庁、地方公共団体その他関係機関等との連携の下、総合的な対策の推進を図る。

1 調査研究

地下街等及び高層建築物における災害対策の一層の充実を図るため、避難対策、防火、防煙等の消防用設備等、消火手段・方法等について、調査研究を推進する。

2 安全な地下街等の設置及び高層建築物の建設

地下街等の設置及び高層建築物の建設に当たっては、火災等の災害の防止に最大限に配慮し、通路、階段、火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等を図るとともに、スプリンクラー設備、排煙設備など消防用設備等の設置の徹底を図るほか、次の事項について助言等を行う。

(1) 地下街等においては、緊急ガス遮断装置などの整備を促進する。

(2) 一定の高さ以上の高層建築物においては、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置を促進する。

3 地下街等及び高層建築物における防災体制

消防法の規定に基づき、地下街等及び高層建築物における防火管理者等の選任、消防計画の整備・充実等を徹底するほか、総合操作盤及び必要な要員の配備を通じて防災センターを整備し、消防防災システムのインテリジェント化を図り、災害の発生に対する万全の監視・対応体制が確立されるよう助言等を行う。

4 防災訓練の実施

地下街等及び高層建築物の関係者、消防機関等が一体となって、情報の収集・伝達、避難、消火、止水等を行う防災訓練を実施するよう助言等を行う。

5 情報の収集・伝達体制の整備

地下街等及び高層建築物の防災センターと消防機関等とが迅速に連絡できる通信手段を確保するとともに、これら建築物等と地上及び接続している周辺の防火対象物との緊急連絡手段の確保を徹底するよう助言等を行う。

6 可燃物及び火気の取扱制限

地下街等や高層建築物の広告物、装飾品等における防災物品等の使用や店舗等における火気の使用制限、ガス漏れ防止等を講じた安全なガスの使用に関して助言等を行う。

7 避難対策

緊急時の避難経路を確保の上、分かりやすく表示し、地下街等及び高層建築物の関係者にその周知徹底を図るとともに、緊急時の避難計画を作成し、利用者等を円滑に避難誘導できる体制の整備を図るよう助言等を行う。

第10章 原子力災害対策

原子力災害は、人間の五感で感じることができない放射線又は放射性物質の放出を伴い、その影響が広範囲に及ぶなど他の災害にはない特殊性がある。緊急事態応急対策、原子力災害事後対策等については原子力事業者に一義的責任があるが、万一の原子力災害の発生

に備えて、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者その他関係機関と連携の下に総合的な防災対策の推進を図る。

1 防災体制

原子力災害に対する各地方公共団体の防災体制の整備を図るため、原子力規制委員会など関係省庁、関係地方公共団体、原子力事業者その他関係機関と連携し体制の整備を図るよう助言等を行う。

また、関係機関が参加する訓練を活用し、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

2 調査研究

関係省庁、地方公共団体等との連携を図りつつ、原子力災害対策に関する資料の収集及び分析を行い、原子力施設、輸送時及び原子力艦の災害の特殊性に応じた救助・救急及び消火活動、避難誘導における体制及び資機材等について、調査研究を推進する。

3 原子力災害に係る研修の実施

消防大学校における教育訓練において、原子力防災に関する講義等の内容充実を図るとともに、都道府県における講習会の実施、関係省庁、指定公共機関等が実施する研修の活用等により、防災業務関係者に対する研修を積極的に実施するよう助言等を行う。

4 防災訓練及び事後評価の実施

国の定める防災訓練に関する計画に基づく総合的な防災訓練を実施するに当たり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定し、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が協力し、住民の参加を考慮した実践的な訓練となるよう助言等を行う。

また、要素ごとの訓練を実施するとともに、訓練の事後評価を実施し、防災体制の向上に努めるよう助言等を行う。

5 情報の収集・連絡体制の整備・充実

関係省庁、関係地方公共団体、原子力事業者その他関係機関との間において、情報の収集・連絡体制の整備・充実を図るよう助言等を行う。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図るよう助言等を行う。さらに、原子力事業者等が迅速な通報を実施するよう助言等を行う。

6 救助・救急及び消火体制の整備

救助・救急及び消火活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、平常時から原子力事業者等と連携を図るよう助言等を行う。

また、原子力事業所における資機材の整備等防災体制の整備状況等について関係機関と共有するよう助言等を行う。

7 防災業務関係者の安全確保

応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、関係省庁、関係地方公共団体、原子力事業者その他関係機関との間において相互に密接な情報交換を行うよう助言等を行うとともに、防災業務関係者の安全確保のための資機材の保有状況を把握し、防護資機材、放射線測定機器等適切な資機材の整備に努めるよう助言等を行う。

8 その他原子力災害の特殊性に対応した対策の推進

緊急輸送対策等原子力災害の特殊性に対応した対策を推進するよう助言等を行う。

第 11 章 航空機災害対策

航空機災害の発生に備えて、関係省庁、地方公共団体、空港関係者その他関係機関等との連携を図りつつ、次の事項について、効果的な対策の推進を図る。

1 調査研究

航空機災害に関する消火体制及び消防資機材等について調査研究を推進する。

2 消火・救難体制の整備促進

空港及びその周辺における消火救難体制の充実のため、空港所在市町村の消防力の整備並びに近隣消防機関及び空港関係者との協力体制の整備を促進する。

3 搜索・救助体制の連携確保

航空機の遭難時等における迅速な搜索及び救助を図るため、空港関係者、地元消防機関、近隣消防機関、周辺医療関係者その他関係機関の相互の連絡体制と緊密な連携を確保できるよう助言等を行う。

4 防災訓練の実施

地元消防機関を始めとする地方公共団体、空港関係者、近隣消防機関及び周辺医療関係者等の参加した実践的訓練の実施を促進する。

第 1 2 章 海上災害対策

海上災害は、事故等による直接の被害のみならず、周辺住民等にも重大な被害を及ぼすおそれがあり、また発生時の消防活動、救助活動が著しく困難であることにかんがみ、沿岸部の対策に重点をおき、海上保安庁、地方公共団体その他関係機関等との分担協力を図りつつ、次の事項について、効果的な対策の推進を図る。

1 調査研究

船舶の種類及び火災性状にあった消防体制、消火方法、消火手段等について、調査研究を推進する。

2 消防資機材等の整備

消防艇を始めとする海上災害用消防資機材の整備充実を促進する。

3 流出油等対策

流出油等による広域的な災害に備え、防災関係機関相互の連絡、応援体制及び防災資機材の調達体制等の整備に関して助言等を行う。

4 海上保安庁との連携体制の整備

大規模な海上災害の発生に備え、地元消防機関と海上保安庁との業務協定等による連携した消火活動等を行うための体制の整備に関して助言等を行う。

5 防災訓練の実施

海上保安庁、消防機関その他関係機関の分担協力による実践的訓練の実施を促進する。

第 1 3 章 毒劇物等災害対策

関係省庁、地方公共団体その他関係機関等との連携の下、毒劇物又はその原料となり得る物質（以下「毒劇物等」という。）による災害に対する効果的な対策の推進を図る。

1 教育訓練の実施

毒劇物等に関する知識、その種類に応じた防災活動及び活動中の安全確保に係る知識・技能等を習得するための教育訓練を促進する。

2 資機材の整備

分析機器、中和剤、防毒マスク、防毒衣など毒劇物等災害対策に効果的な資機材の整備を促進する。

3 毒劇物等の貯蔵・取扱状況の把握

毒劇物等に係る防災対策の円滑な推進と活動中の安全確保を図るため、毒劇物等に係る届出の徹底などその貯蔵・取扱状況の把握に努めるよう助言等を行う。

4 毒劇物等災害への対応

毒劇物等災害が発生したときは、毒劇物等の種類を迅速に把握するとともに、安全対策を講じつつ、その種類に応じた救助・救急、住民等の避難、毒劇物等の防除などの適切な対策を実施するよう助言等を行う。

第 1 4 章 車両火災対策

車両火災の発生に備えて、関係省庁、地方公共団体、鉄軌道事業者その他関係機関等との連携を図りつつ、次の事項について、効果的な対策の推進を図る。

1 調査研究

トンネル及び地下駅で発生した自動車火災及び鉄道車両火災の特性に応じた消火体制及び消防資機材等について調査研究を推進する。

2 消火体制の整備促進

トンネル及び地下駅における自動車火災及び鉄道車両火災に対する消火体制の充実のため、市町村の消防力の整備並びに鉄軌道事業者及び道路管理者との協力体制の整備を促進する。

3 防災訓練の実施

地元消防機関と鉄軌道事業者及び道路管理者が連携した実践的訓練の実施を促進する。

第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準

第1編 基本対策編

第1章 地域防災計画作成の基本

- 1 防災基本計画、防災業務計画等を踏まえつつ、地域の災害危険性等地域の実情に即して、具体的かつ実践的な計画とすること。
- 2 簡潔明快で、数値目標設定等定量的な記述とし、実行計画として機能するものにする
- 3 災害の初動対応について時間経過に即して記述するとともに、必要に応じて関連するマニュアルを整備すること。
- 4 災害及び防災対策に関する調査研究の成果並びに災害の経験等を勘案して、毎年及び随時検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行うものとする。

第2章 地域の災害危険性の把握

- 1 防災アセスメントを実施することにより、地域の自然的・社会的要因による災害に対する脆弱性、災害履歴、土地利用の変遷及び地域の社会構造の変化等を総合的に勘案した地域の災害危険性を把握し、地域防災計画に記載すること。
- 2 把握した地域の災害危険性に基づき、被害想定を行い、被害想定的基本的な考え方、想定される災害の種類、規模等及びそれに伴い想定される被害を明らかにすること。

第3章 防災施策の基本方針

地域の災害危険性と被害想定を有機的に関連づけながら、当該地方公共団体の防災行政を進める上での基本姿勢、住民の防災に対する心構え、災害に強い安全なまちづくりについての方針、防災体制の強化等防災施策の基本方針（防災ビジョン）を確立し、明らかにすること。

第4章 防災体制

第1節 関係機関等の防災業務の大綱の策定と責任の明確化

都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設等の管理者、自主防災組織、ボランティア、災害の発生危険性のある施設又は災害の発生拡大の要因となるおそれのある施設の管理者等が、防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及びこれら相互の関係並びにこれらの機関等の間の責任分担について定めること。

都道府県にあっては、市町村が甚大被害を受けた場合の支援体制について留意すること。また、市町村にあっては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第1項に基づく、地域防災力の充実強化について定めるとともに、消防機関等の整備、自主防災体制の充実に留意すること。

第2節 広域的な防災体制

大規模災害、特殊な災害等に対処するため、災害の種類、規模、態様に応じ、次のような広域的な防災体制について定めること。

(1) 市町村間及び都道府県下の応援体制

市町村間の消防相互応援協定(消防団に係るものを含む。)の締結の促進、都道府県下の消防広域応援体制の整備を行うための方策に関する事項

(2) 緊急消防援助隊の体制

ア 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画並びに緊急消防援助隊運用要綱等に基づく応援等実施計画及び受援計画の策定に関する事項

イ 緊急消防援助隊の迅速な進出や効果的な活動による体制強化及び車両・装備資機材の充実を図るとともに、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制、後方支援体制及び通信支援体制の強化のための施設・設備の整備等を推進するための方策に関する事項

ウ 南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生に備え、被害想定や消防庁が策定するアクションプラン等の内容を踏まえ、進出拠点、宿営場所及び進出ルート確保等、多数の応援隊を迅速に受け入れるための体制を整備するための方策に関する事項

(3) 緊急消防援助隊の運用

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練、都道府県防災訓練等を通じて、緊急消防援助隊の応援及び受援の体制等の検証を図るとともに、緊急消防援助隊の技術の向上及び関係機関との連携強化等を推進するための方策に関する事項

(4) 緊急消防援助隊と他の関係機関との連携

被災地への出動及び被災地での活動に関して、緊急消防援助隊と警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT、TEC-FORCE 等との連携強化を推進するための方策に関する事項

(5) 広域防災応援及びその受入れ体制

広域防災応援協定等に基づき、物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用、広域避難・広域一時滞在等に関する広域応援及びその受入れを迅速かつ効率的に機能させるための方策（受援計画の策定を含む）に関する事項

(6) 関係機関との連携協力

防災関係機関及び防災に関し重要な役割を担う民間ボランティア・企業等の多様な主体との協定の締結など連携協力に関する事項

第3節 防災力の調査・把握

大規模災害の備えとして、各種の調査を実施し、その結果を踏まえた地域防災計画の見直しその他防災体制の整備について定めること。

第4節 自主防災体制

災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限度にとどめるため、消防団との連携等を通じて、自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等の育成強化など自主防災体制の強化について定めるとともに、これらとの協力関係について定めること。

第5節 男女共同参画及び多様な主体の視点を取り入れた防災体制

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することについて定めること。

また、高齢者、障害者、外国人などの多様な主体の視点を取り入れた防災体制を確立することについて定めること。

第5章 調査研究

第1節 調査研究体制の整備

指定行政機関、指定地方行政機関、他の地方公共団体、指定地方公共機関、研究機関等との連携を図りながら、調査研究を推進する体制の整備について定めること。

第2節 資料の収集及び分析

災害及び防災対策に関する資料の収集及び分析の方針と方法等について定めること。

第3節 調査研究事項

地域の実情に即して、防災対策の強化を図るために必要と認められる調査研究事項について定めること。

第6章 災害予防

第1節 防災上必要な教育及び訓練の推進

1 職員の防災教育訓練

当該地方公共団体の防災関係職員の役割等を踏まえ、活動時の安全管理に関して特に留意しながら、各地方公共団体における首長及び一般職員の危機管理能力の向上を図るため、実災害時の動きを想定した実践的な防災教育訓練が行われるようその内容及び方法について定めるとともに、防災関係職員以外の職員に対する防災教育訓練についても定めること。

また、都道府県にあっては、市町村長及び市町村一般職員に対する活動時の安全管理に関し留意した実践的な防災教育訓練の内容及び方法についても定めること。

2 消防職団員等に対する防災教育訓練

消防学校の教育訓練の基準等に基づき、消防学校における消防職員、消防団員及び住民の自主的な防災組織に対する防災教育訓練について定めるとともに、地域防災計画の運用その他防災全般に関する教育訓練が的確に行われるようその内容及び方法について定めること。その際、活動時の安全管理について特に留意すること。

3 e-カレッジ等による防災教育訓練

防災担当職員・消防職員を始めとした地方公共団体の職員、消防団員、自主防災組織、災害ボランティア、一般市民等に対する、「防災・危機管理e-カレッジ」等のインターネットを通じた学習ツールを活用した防災教育の実施について定めること。

第2節 防災思想の普及、防災意識の向上・知識の普及及び災害教訓の伝承

1 普及・向上すべき内容

自らの身の安全は自らが守るという防災の基本について住民が自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災思想の普及徹底について定めるとともに、防災意識の向上や知識の普及を図るべき次のような防災知識の内容について定めること。

(1) 災害の態様と地域の災害危険性に関する事項

(2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池）の準備、住宅の補強、住宅用防災機器等の設置、緊急警報放送を受けて自動で起動するテレビ等の普及など家庭、職場等における災害に対する備えに関する事項

(3) 災害時の身の安全の確保、警報・注意報の発表時や避難指示等の発令時における災害種別毎のとりべき行動（指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は緊急安全確保等）、立ち退き避難の場合の避難先及び着目すべき情報、初期消火方法、救助及び応急手当の方法、要配慮者への支援、流言飛語の防止など災害時における適切な対応に関する事項

2 普及・向上方法

(1) 広報誌等の活用に関する事項

(2) マスメディア等による普及に関する事項

(3) 火災予防運動、防災週間、危険物安全週間、救急の日、国民安全の日、津波防災の日、防災とボランティア週間等各種キャンペーンの実施による普及に関する事項

- (4) 地区別防災カルテ、防災マップ、ハザードマップ、パンフレット、ビデオ、行動マニュアル等の作成・配布に関する事項
 - (5) 表彰の実施、講習会の実施、防災センター、体験型学習施設や専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用など地域の実情に応じた効果的な防災知識の普及に関する事項
 - (6) 住民等による実災害時の動きを想定した実践的な訓練を通じた普及に関する事項
 - (7) 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ等の社会活動や学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を通じた普及に関する事項
- 3 災害教訓の伝承
- 大災害に関する調査分析結果や各種資料の収集・保存・公開等及び災害に関する石碑等に関する事項について定めること。

第3節 自主防災体制の整備

1 自主防災活動の推進

災害の未然防止を図るとともに、災害時における適切な初期対応や避難行動等が実施されるよう、地域の実情に応じ、次の事項について定めること。

- (1) 自主防災意識と連帯感の高揚に関する事項
- (2) 自主防災組織の組織化、リーダーの養成、活動推進の指導等自主防災組織の育成に関する事項
- (3) 自主防災組織の活動拠点の整備、防災資機材の整備、訓練中の事故等に対する補償等自主防災活動の活動環境の整備に関する事項
- (4) 防災訓練等の実施に関する事項
- (5) 要配慮者の支援体制に関する事項
- (6) 消防団との連携に関する事項
- (7) 自主防災組織の連絡協議会の設置に関する事項
- (8) その他防災関係機関との連携等自主防災体制の整備に必要な事項

2 事業所等における自主防災体制の整備

事業所等における自主的な防災体制の整備を図るため、次の事項について定めること。

- (1) 事業等の職場における災害への自発的な備えの呼びかけに関する事項
- (2) 防災上重要と認められる施設における防災のための組織の整備、防災訓練の実施、防災に関する施設等の整備に関する事項
- (3) 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業継続計画の策定など、企業防災に係る各種の取組に資する情報提供等に関する事項
- (4) 危険物施設における自主防災体制の整備に関する事項
- (5) 石油コンビナート等特別防災区域における自衛防災体制の整備に関する事項
- (6) 公衆の出入りする事業所等における防火・防災管理体制の整備に関する事項
- (7) その他事業所等の防災に関する講習会の開催、防災関係機関との連携協力など事業所等の自主防災体制の整備に関し必要な事項

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内における防災力の向上を図るため、地区防災計画や消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第2項に規定する地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるなどにより、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等当該地区における自発的な防災活動が推進されるよう定めること。

第4節 災害ボランティアの育成及び活動環境の整備

災害時におけるボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、次の事項について定めること。なお、内閣府において整備する登録ボランティア人材及び災害対策基本法第33条の2に規定する登録被災者援護協力団体のデータベースの活用について留意すること。

と。

- (1) 災害時においてボランティアに期待する役割に関する事項
- (2) ボランティア意識の醸成に関する事項
- (3) 研修機会の提供、応急手当ボランティアの養成等災害ボランティアの育成に関する事項
- (4) 指導的役割を果たす災害ボランティア、専門的な技能を有する災害ボランティア等の登録、災害ボランティアの組織化の推進に関する事項
- (5) 災害時における受入体制の整備に関する事項
- (6) 災害中間支援組織を含むボランティア関係団体との連携に関する事項
- (7) 活動拠点の整備その他災害ボランティアの活動環境の整備に関し必要な事項

第5節 防災訓練の実施

1 各種防災訓練の実施

災害時において迅速かつ的確な対応ができるよう、訓練の目的を具体的に設定した上で、地域住民、障害者や外国人などの要配慮者、要配慮者を支援する者、防災関係機関など地域に関係する多様な主体との連携を図りつつ、次のような各種防災訓練の実施について定めること。

- (1) 指定地方行政機関、自衛隊、他の地方公共団体、指定地方公共機関、自主防災組織、ボランティア関係団体、企業、住民等との連携による総合的な防災訓練（実働訓練や図上型訓練等）の実施に関する事項
- (2) コミュニティレベル及び事業所等における防災訓練の実施に関する事項
- (3) 関係機関との情報の収集・伝達訓練の実施に関する事項
- (4) 職員の参集訓練の実施に関する事項
- (5) その他災害の態様、発災時間等様々な状況設定に基づく防災訓練の実施に関する事項

2 防災訓練における配慮事項

他の地方公共団体や自衛隊との連携、要配慮者の支援体制の確立、複合的災害の発生への対応など実災害時の動きを想定した実践的な防災訓練を実施するために配慮すべき事項について定めること。また、障害者や外国人などの要配慮者等や感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう留意すること。

3 防災訓練の検証

防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ改善措置を講じるため、防災訓練終了後の検証について定めること。

第6節 防災施設等の整備

1 防災施設等の整備

災害に強い安全なまちづくりを推進するための事業推進の方針について定めるとともに、防災対策事業や緊急防災・減災事業等を活用し、関係機関等の防災業務の責任分担に応じ、概ね次の事項について、防災施設等の整備目標、整備数等を定めること。施設の設置場所を含めた安全性、非常用電源等に留意すること。

- (1) 災害対策本部を設置する庁舎等に関する事項
- (2) オープンスペースの確保、道路等の整備、面的な都市基盤の整備、公共施設等の不燃・耐震化、電線類の地中化、街路樹等の植栽、水道の耐震化、自然災害防止事業の実施など災害に強い地域構造の形成に関する事項
- (3) 消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、消防団活動拠点施設など消防施設等の整備及び消防庁舎の耐震化に関する事項
- (4) 救急救助用資機材等の整備に関する事項
- (5) 消防防災ヘリコプター、緊急離着陸場等航空消防防災関係施設等の整備に関する事項

- (6) 防災行政無線のデジタル化、地域衛星通信ネットワーク等の衛星通信ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-アラート）の自動起動機等の整備など情報通信施設等の整備に関する事項
 - (7) 地域住民等の防災活動に必要な防災資機材及び備蓄倉庫の整備に関する事項
 - (8) 自主防災組織、ボランティア等の活動拠点又は防災に関する教育の場となる施設の整備に関する事項
 - (9) コミュニティ防災拠点、地域防災拠点及び広域防災拠点並びに避難先・避難路の整備に関する事項
- 2 防災施設等の維持管理
- 防災施設等が所期の効果を十分発揮できるようその維持管理について定めること。また、コンピューターシステムやデータのバックアップ対策について定めること。

第7節 情報の収集・伝達体制の整備

- 1 情報連絡網の整備
- 災害時に迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うための次の情報連絡網について定めること。
- (1) 国、都道府県、市町村相互間の連絡網
 - (2) 地方公共団体間の広域的な連絡網
 - (3) 都道府県と関係機関間の連絡網
 - (4) 市町村と地域住民間の連絡網
 - (5) 市町村と関係機関間の連絡網
- 2 情報の収集・伝達体制の整備
- 上記の連絡網を休日、夜間を含め常時機能させるため、要員の配置等体制の整備について定めること。
- また、都道府県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めること。
- 3 通信手段の確保
- 住民の避難等の情報伝達に主眼を置くとともに、通信ルートの多重化、バックアップ機能の確保、映像や無人航空機、ヘリコプター、高所監視カメラ等の活用等情報収集手段の多様化等に配意し、通信手段の確保及び各種通信機器に習熟するための方策について定めるとともにこれが被災した場合の応急復旧、代替手段の確保について定めること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星通信ネットワークについて、大規模災害発生時における輻輳を回避しつつ、消防庁、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的なネットワークとなるよう留意すること。
- 4 災害対策本部機能の強化
- 災害情報を一元的に把握し、共有する体制を整備するため、防災情報に関するシステム等を活用した災害対策本部の機能の充実・強化について留意すること。

第8節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え

- 1 災害危険性の実態把握ととるべき措置
- (1) 地域の災害危険性の実態把握
- 土砂災害等地盤災害の危険箇所・区域、洪水、高潮等による浸水想定区域、津波浸水予想区域、火災危険区域等地域の災害危険箇所・区域の実態を明らかにすること。
- (2) 災害危険箇所・区域に対する措置
- 住民への災害危険箇所・区域の周知方法、災害危険箇所・区域の組織的な巡視及び災害危険箇所・区域の補強等の危険防止対策について定めること。また、ハザードマップ等を活用した住民とのリスクコミュニケーションに留意すること。
- 2 公共施設等の防災点検の実施

公共施設等、特に防災活動上必要な公共施設等、避難先等の防災点検の実施について定めること。

3 公衆の出入りする建築物等における災害予防

予防査察、防火対象物定期点検報告制度の運用、消防用設備等の維持点検等公衆の出入りする建築物等における災害予防の方策について定めること。

4 危険物等の災害予防

危険物施設等の実態把握、保安基準の遵守の徹底、危険物保安監督者等の設置の徹底、保安教育の推進など危険物施設等の災害予防の方策について定めること。

5 消防水利の充実

消防水利の充実を図るための次の事項について定めること。

- (1) 地域内の建築物の密集度等に応じた消防水利の確保に関する事項
- (2) 自然水利の有効活用とその他の施設等の整備に関する事項
- (3) 消防水利の不足する地域における消防水利の開発に関する事項

6 住民等の避難確保

(1) 避難指示等の判断基準及び対象区域の設定等

市町村は、避難指示等を適時的確に発令できるよう、具体的で分かりやすい判断基準、対象区域を設定すること。また、災害発生のおそれが高まっている場合には、気象台や消防機関等の関係機関から情報を収集し、時機を失することなく避難指示等を発令できるよう、全庁的な災害対応に切り替え、優先すべき業務、その分担を明確化するように留意すること。

都道府県においては、避難指示等の発令基準の策定支援など、市町村の防災体制確保に向けた支援について定めること。

(2) 避難先等の指定及び把握

道路の途絶による孤立等に留意しつつ、避難先、避難路の指定及び避難の受入れに必要な機能の整備について定めること。その際、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するよう努めること。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めること。

(3) 避難先等の周知徹底等

避難先等の地域住民等への周知の方法、耐震性など安全性確保の方策について定めること。特に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、津波浸水想定区域など災害危険箇所・区域に照らして避難先等の指定を行うとともに、必要な点検・見直し、住民への周知を図る必要があることに留意すること。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされており、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきであることについて住民等へ周知を図るよう留意すること。

(4) 避難誘導體制の整備

地域の災害危険性に応じた避難方法、住民等への情報の伝達方法、要配慮者に対する支援体制及び適切な避難誘導を実施するための防災関係機関、自主防災組織等との連携について定めること。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(5) 広域避難・広域一時滞在対策

市町村の区域を越えた避難が必要となる場合に備えた広域避難・広域一時滞在に係る事項について定めること。

他の地方公共団体からの被災住民の受入れを要請される場合に備え、受入れ可能な施設などについて定めること。

なお、被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとし、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供することに留意すること。

7 地方公共団体の業務継続性の確保

災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等による業務継続性の確保について定めること。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めること。

8 物資等の確保

(1) 物資等の備蓄

市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表すること。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めること。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮すること。さらに防災対策用の資機材・燃料等の備蓄についても定めること。

都道府県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資の備蓄について定めるよう努めることとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表すること。さらに防災対策用の資機材・燃料等の備蓄についても定めること。

(2) 物資等の調達、供給活動

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資等についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資等の供給のための計画を定めておくよう努めること。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めること。

新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資 拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握すること。

9 緊急輸送体制の整備

災害時の緊急輸送を実施するための交通の確保、トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送手段及び輸送拠点施設の確保等について定めること。

特に、輸送手段の確保に当たっては、総合的・積極的に緊急輸送ができるよう、陸・海・空のあらゆる手段を利用することを定めること。また、緊急輸送路の確保に当たっては、放置車両の運転者に対する車両の移動の命令等について定めること。

また、災害時の交通規制を実施したときの措置及び当該規制に係る緊急通行車両の確認について定めること。

10 要配慮者対策

要配慮者に係る次のような対策について、要配慮者対策の項目を立てて又はそれぞれの項目の中で定めること。

- (1) 地域の自主防災組織、老人ホーム等の関係施設、ボランティア団体等との連携
- (2) 要配慮者への防災知識の普及
- (3) 災害時の適切な情報提供や避難誘導
- (4) 要配慮者の特性に配慮した避難施設等の整備、避難先での安否確認等の支援体制
- (5) 避難行動要支援者名簿に関する事項

避難行動要支援者名簿を作成した上で、避難行動要支援者本人の同意又は条例の定めがある場合は、避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿を提供すること。なお、名簿の作成に当たっては、デジタル技術を活用するよう検討すること。

- (6) 個別避難計画に関する事項

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努め、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意若しくは条例の定めがある場合には、避難支援等関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供すること。なお、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めること。また、計画の作成に当たっては、デジタル技術を活用するよう検討すること。

- (7) その他要配慮者に関し必要な対策

情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等。

なお、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備について留意すること。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう留意すること。

11 帰宅困難者対策

首都圏を始めとする大都市圏においては、帰宅困難者対策について定めること。

第7章 災害応急対策

第1節 応急体制の確立

1 災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集・伝達その他災害応急対策等を推進するための体制を速やかに確立できるよう、次の事項について定めること。

- (1) 災害対策本部の設置及び廃止の基準
- (2) 責任者不在時等も含めた意思決定手続
- (3) 災害対策本部の組織及び運営
- (4) 連絡員の派遣その他関係機関との連携に関する事項
- (5) 現地災害対策本部の設置に関する事項
- (6) 政府現地本部との連携に関する事項（合同会議等を通じた情報の共有や状況認識の統一）
- (7) その他災害対策本部の設置までの間の警戒本部の設置など応急体制の確立に必要な事項

2 動員配備体制

迅速な職員の動員配備を行うため、次の事項について定めること。

- (1) 職員の参集基準及び必要な応急対策に応じた参集職員の範囲と配備
- (2) 参集職員への伝達方法
- (3) 参集手段等迅速かつ確実な参集を確保するための方策
- (4) その他交通通信の途絶時の対応など職員の動員配備に関し必要な事項

第2節 災害情報等の収集・伝達

1 情報の収集・伝達体制

災害時における国、都道府県、市町村その他関係機関間の情報の収集・伝達及び住民等との間の情報の収集・伝達における各防災関係機関の役割について定めること。都道府県は、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう留意すること。特に人的被害の数については、都道府県が一元的に集約、調整を行い、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集するとともに、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い直ちに消防庁へ報告するよう留意すること。また、都道府県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う留意すること。さらに、市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行い、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

2 情報の収集・伝達

情報の種類に応じ、収集・伝達の基準、情報の内容、収集・伝達系統及び伝達手段を定めること。この場合、休日・夜間、特に緊急を要する場合及び連絡が通じない場合等の対応や、安否情報システム等各種システムの活用も勘案して定めること。

また、災害の発生直後においては、消防機関への119番通報の殺到状況、被災地の映像情報その他被害規模を推定するための概括的情報の収集・伝達について特に留意するよう定めること。

都道府県においては、被災市町村が被災状況の報告ができない場合を想定し、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めること。

3 情報の共有化と分析

情報の一元集約など防災関係機関や住民等において災害情報等を共有するための方策について定めるとともに、被害予測システムの導入や専門家の意見聴取など情報の分析方法等について定めること。

4 災害情報の記録

災害情報の収集を図り、災害応急対策に資するため、災害の記録の保持について定めること。

5 通信手段の確保

国、都道府県、市町村その他防災関係機関間の情報収集・伝達及び住民等との間の情報の収集伝達に活用できる通信手段とその活用方法等について定めるとともに、これらが被災した場合の応急復旧、代替手段の確保について定めること。

(1) 多様な情報伝達手段の活用

地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、登録制メール、コミュニティFM、IP通信網、ケーブルテレビ網、Lアラート、インターネット（ホームページ、SNS等）等の多様な情報伝達手段を活用し、対象地域の周辺住民等に災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達できるよう留意すること。特に、対象地域の障害者・外国人等に対しても、確実に情報を伝達できるように留意すること。防災行政無線（同報系）については、障害者世帯、高齢者世帯や土砂災害警戒区域等にある世帯について、戸別受信機も活用するよう留意すること。また、防災行政無線等の情報伝達手段が確実に動作するよう、設備の耐震性や非常用電源の確保とともに日頃からの点検を行うよう留意すること。さらに、障害者、外国人等が緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みを整備するよう留意すること。

(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の活用

全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）については、瞬時に住民へ必要な情報が伝達できるよう、防災行政無線（同報系）を始め多様な情報伝達手段と接続するよう留意すること。また、確実な動作のため、非常用電源の確保や設定の確認等日頃から点検を行うよう留意すること。

(3) 双方向の情報連絡手段の活用

住民から前兆現象や被害情報等の通報を受け、より早期かつ確実な被害状況の把握や避難指示等の発令を行うため、防災行政無線（移動系）等の双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。また、土砂災害や大雪などで孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。

(4) 映像情報等伝達手段の活用

市町村と都道府県や消防庁等との間で、被災地の被害状況を映像にて情報共有を行うべく、災害時において、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム及び消防庁映像共有システム等を活用した映像情報等を伝達できるよう留意するとともに、適切な運用を行うことができるように運用方法をあらかじめ整理するように留意すること。

(5) 地域衛星通信ネットワーク等を用いた情報伝達手段の活用

市町村、都道府県、消防庁等の間の情報伝達において、災害時における迅速かつ確実な情報伝達を行うべく、地域衛星通信ネットワーク、衛星携帯電話等の衛星通信が確保され、災害時において当該伝達手段を活用できるように留意すること。その際、災害時における確実な運用ができるよう、必要に応じて、日頃の点検並びに職員による動作方法の確認及び通信訓練を行うことに留意すること。

6 通信統制の実施

通信施設の使用制限、発信の承認、発着信専用通信施設の指定等災害時の通信統制について定めること。

7 被災地における被害情報等の収集・伝達

都道府県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等において、都道府県自らが主体的に情報を収集するために被災地に職員を派遣したり、無人航空機、ヘリコプター、高所監視カメラ等の機材や各種通信手段を効果的に活用するなど、あらゆる手段を尽くして情報収集を行うことについて定めること。

第3節 災害応急対策の実施

1 警報等の周知徹底と事前措置

災害に関する警報、避難指示等、応急措置の実施の状況等の情報について、防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティFM、インターネット等の多様な情報伝達手段を通じて迅速かつ確実に住民に周知徹底を図る方法について定めるとともに、これに対応した消防機関等の出動、災害防除のための物件の除去等事前の措置について定めること。

2 消火活動

災害時における火災の出火防止、拡大防止及び早期鎮圧を図るための実施方法について定めること。

3 救助・救急活動

災害時における人命救助の万全を期するため、要配慮者への配慮を含め、集団救急体制等の救助・救急体制及びその実施方法等について定めること。

都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用するよう定めること。

4 危険物等の保安対策

災害時における危険物施設等の点検等の保安対策について定めること。

5 住民等の避難確保

市町村は、適切な避難の受入れを実施するため、次の事項について定めること。

- (1) 避難指示等の内容、伝達方法など避難指示等の発令及び解除に関すること。
- (2) 避難誘導の手順、関係機関の連携、移送手段の確保など避難誘導の実施に関すること。
- (3) 避難先の開設及び備蓄に関すること。
- (4) 関係機関との連携や時間経過等を勘案した避難先の管理・運営体制、避難先での応急救護、保健衛生対策等避難先の管理・運営や避難所における感染症対策に関すること。
- (5) 国、他の地方公共団体との連携等による広域避難・広域一時滞在施設の確保及びその円滑な実施に関すること。

また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するとともに、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言することを定めること。

6 物資等の調達、供給活動

- (1) 物資等の調達・供給の円滑化

他の地方公共団体、民間、国の機関等からの調達も勘案しつつ、供給する物資等の種類や対象者等など物資の供給方法、調達方法について定めること。

- (2) 義援物資の受入れ

義援物資への適切な対応を行うため、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないもの等に関する情報の整理と広報の方法、義援物資の仕訳と配給方法などについて定めること。

- (3) 災害応急対策必要物資の受入れ

災害応急対策必要物資への適切な対応を行うため、あらかじめその仕分けと配給方法などについて定めること。

7 緊急輸送対策

緊急輸送の円滑な実施を図るため、交通の確保、輸送手段及び輸送拠点施設の確保等について定めること。特に、緊急輸送路の確保に当たっては、放置車両の運転者に対する車両の移動の命令等について定めること。また、交通規制が行われた場合の緊急通行車両の確認事務の実施について必要な事項を定めること。

8 施設等の応急復旧

防災対策の円滑な実施を促進するため、緊急性を勘案した、被災施設等の応急復旧又は代替手段の確保について定めること。

9 広報活動

報道機関等に適切に対応するとともに、住民等に必要な情報を提供するため、次の事項について定めること。

- (1) 警戒避難情報、応急対策の推進状況、生活情報、安否情報など提供する情報の種類
- (2) 報道機関等への協力要請も含め広報活動に活用する手段に関すること。
- (3) 報道機関等との窓口、発表方法など報道機関等の取材への対応に関すること。

10 二次災害の防止

火災及び土砂災害等の発生に対する警戒避難など二次災害の防止について定めるとともに、活動中の安全確保についても定めること。

11 複合災害への対応

複合災害が発生した場合において、対策本部がそれぞれ別に設置された場合における重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整について定めること。

12 災害ボランティアの受入れ

災害時におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、活動内容に応じ、ボランティア活動団体との分担及び連携を図りつつ、次の事項について定めること。なお、内

閣府において整備する登録ボランティア人材及び災害対策基本法第 33 条の 2 に規定する登録被災者援護協力団体のデータベースの活用について留意すること。

- (1) ボランティアの受付、調整体制に関する事項
 - (2) ボランティアに対するニーズの把握及びボランティアに対する当該情報の提供方法に関する事項
 - (3) 必要に応じた資機材、連絡手段、活動拠点等の提供等ボランティア活動に対する支援提供に関する事項
- 13 要配慮者への配慮
- 障害者や外国人などの要配慮者の特性に配慮した適切な情報提供、避難誘導、避難施設等の整備のほか、避難先での措置等の対策及びその対策に係る自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等との連携について、項目を立てて、又はそれぞれの項目の中で定めること。また、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう留意すること。
- 14 惨事ストレス対策
- 救助・救急又は消火活動に従事する消防職団員への惨事ストレス対策に関して定めること。
- 15 部隊間の活動調整
- 災害現場で活動する消防・警察・海上保安庁・自衛隊・DMAT 等の部隊が、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有及び調整、部隊間の相互協力を行うことについて定めること。
- 16 航空機の運用調整
- 都道府県は、航空機を最も有効適切に活用するため、災害対策本部内に、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置すること及びその運営方法等について定めること。また、現地対策本部と連携して必要な調整を行うよう留意すること。

第 4 節 広域応援体制の確立

1 消防広域応援

- (1) 相互応援協定に基づく応援、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援その他の消防の広域応援の実施について、要請手順及び受入体制の確立など迅速かつ円滑な応援の実施に必要な事項について定めること。
- (2) 都道府県は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、消防応援活動調整本部を災害対策本部及び政府現地本部（設置された場合に限り）に近接した場所に設置し、被災地消防本部、消防団、当該都道府県内の消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整並びに自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等の関係機関との連絡調整が図れるよう、消防応援活動調整本部の組織、運営方法等について定めること。
- (3) 市町村は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、消防本部に指揮本部を設置し、緊急消防援助隊の受援体制の確立、市町村が行う災害対策との連携、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との活動調整が図られるよう、指揮本部の組織、運営方法等について定めること。
- (4) 市町村は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、緊急消防援助隊指揮支援本部が設置される場合は、当該指揮支援本部が、市町村の指揮本部及び災害対策本部と緊密に連携し、被災地消防本部、消防団、当該都道府県内の消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整並びに自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等の関係機関との活動調整が図られるよう、指揮支援本部の設置場所、情報共有方法等について定めること。

2 広域防災応援及びその受入れ

他の地方公共団体による消防以外の応援の実施について、応援要請が可能な内容、応援要請手順及び応援受入手順並びにその担当窓口など広域防災応援及びその受入れの迅

速かつ円滑な実施に必要な事項について定めること。

都道府県は、市町村の上記の事項の策定や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めること。

3 職員の派遣

指定行政機関、地方公共団体からの職員の派遣について、派遣の要請及びあっせんの手順、派遣を依頼する内容、身分取扱い並びに担当窓口など職員の円滑な派遣に必要な事項について定めること。また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めること。

4 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣が円滑に行われるようにするため、関係部隊等と十分協議の上、次の事項について定めること。

- (1) 市町村長から都道府県知事への災害派遣の要求及び要求ができない場合の自衛隊への通知も含めた自衛隊への災害派遣要請の手順
- (2) 派遣要請の際明らかにすべき事項
- (3) 連絡調整窓口の設置、通信手段の確保、災害時における相互の情報提供など自衛隊との情報連絡に関する事項
- (4) その他自衛隊の活動内容、経費の負担区分等自衛隊の災害派遣に関し必要な事項

5 民間団体等による活動

災害時における自衛防災組織や民間ボランティア・企業等の支援活動について、協定等に基づく要請手続、要請事項等必要な事項について定めること。また、災害時に公共的団体や民間団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めること。

都道府県は、市町村に対して効果的な災害応急対策等を行う上で、協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めること。

第8章 災害復旧・復興

早期の復旧・復興と災害に強い安全なまちづくりを進めるための消防・防災施設等に関して基本的な方針について定めるとともに、当該施設の災害復旧・復興事業等を推進するための体制づくり、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成に関して必要に応じ助言等を行う等の被災者の援護を図るための措置、財政制度等の方策等について定めること。

第2編 個別災害対策編

第1章 地震災害対策

第1節 被害想定を作成

1 地震災害履歴の把握

過去の地震災害に関する文書、その他の資料の発掘、整理を積極的に行い、その概要を明らかにすること。

2 被害の実施

過去の地震災害に関する文書や、地形、地質の調査など科学的知見に基づく調査を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震に基づく被害想定を実施し、その内容を明らかにすること。なお、原子力発電所等が設置されている地域において、その立地等を踏まえて行うこと。

第2節 防災体制

1 地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域においては、地震防災基本計画に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置に関して定めること。

また、首都直下地震緊急対策区域においては、緊急対策推進基本計画に基づき定めた事項との整合に留意すること。

2 広域的な応援及びその受入れ体制の整備

地震被害の特殊性にかんがみ、近隣地方公共団体のみでなく、より広域にわたる応援協力及びその受入れ体制について定めること。

3 自主防災体制の整備

地震被害の大規模化、同時多発性等にかんがみ、公衆等の出入りする建築物、危険物施設その他の事業所等及び地域住民による自主防災体制の整備について定めること。

第3節 災害予防

1 地震災害知識の普及

一般住民に対する地震災害に関する知識の普及、防災業務に携わる者に社会的責任の自覚を高めること等について定めること。

2 防災訓練の実施

地震災害の特殊性にかんがみ、関係機関及び住民の参加を得た総合的な防災訓練（実働訓練や図上型訓練等）の実施について定めること。

3 地震に強いまちづくりの推進

防災拠点、避難先、避難路等の整備、地震などの大規模な災害が発生した場合に被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる庁舎、学校、公民館などの公共施設等の非構造部材を含む耐震化・不燃化、ヘリポートの整備など地震に強いまちづくりについて定めること。

また、地震防災緊急事業五箇年計画等の作成及びその推進について定めること。

4 公共建築物の耐震改修の促進

建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月27日中央防災会議決定）に基づき、防災拠点となる庁舎及び消防本部、避難先となる小中学校、公民館等の耐震改修を促進するため、特に次の事項について定めること。

- (1) 各施設の耐震診断実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、災害時の対策に適切に反映するとともに、住民への周知を図る等の取組を積極的に促進する。
- (2) 被災直後から対策活動が求められる施設においては、倒壊を防止するだけでなく、施設内に設置された機材にも被害が生じないようにするなど、施設の特性に応じた対策を積極的に促進する。
- (3) 具体的な数値目標の設定に努めるとともに、緊急性の高い施設を絞り込み、重点化を図りながら着実に耐震性を確保する。

5 情報の収集・伝達体制の整備

地震災害時等の迅速かつ的確な情報伝達を行うため、特に次の事項に配慮して定めること。

- (1) 通信施設の耐震性の確保、通信ルートの多重化、通信手段の多様化等地震災害の特性に対応した情報の収集・伝達体制の整備
- (2) 迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な震度情報ネットワークにおける震度観測点の確保及び次世代震度情報ネットワークの整備
- (3) 即時同報性を確保した住民等への情報収集・伝達体制の整備
- (4) 放送機関との連携協力体制の確保

- (5) 被害予測システムの導入等による情報分析
- 6 公共施設等の点検
公共施設等の耐震性、耐火性その他防災上の性能の点検の実施について定めること。
- 7 危険物施設等の耐震対策
危険物等を原因とする地震災害時の被害の拡大を防止するため、屋外タンク貯蔵所等の耐震対策の徹底について定めること。
- 8 火災対策
防火思想の徹底、自主防災組織等による初期消火体制の整備、耐震性貯水槽等の消防水利、消防施設等の整備、安全設備等の普及、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域における感震ブレーカーの設置や耐震自動消火装置のついた火気設備の使用など地震災害時等に備えた出火防止対策、住宅用消火器・消火訓練等による初期消火対策、住宅用火災警報器や防災品等による延焼拡大防止対策について定めること。
- 9 避難体制及び救助・救護体制の整備
地震災害による大量の避難者及び要救助者の発生、津波に対する短時間の避難、孤立地域の発生等も想定し、避難先等の確保、救助・救護用資機材の整備、関係機関の連携等について定めること。
- 10 地震防災対策強化地域等における施設等の整備
地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域においては、災害時の拠点となる公共施設等の耐震診断及び改修を推進するとともに、所有する施設のリストを公表するほか、防災行政無線の整備方針及び計画について定めること。

第4節 災害応急対策

- 1 応急体制の確立
地震災害時等における災害対策本部の設置基準、その運営等について定めるとともに、自主参集も含めた参集基準、交通の途絶等も勘案した参集手段及び参集職員の確保等について定めること。
- 2 情報の収集・伝達
 - (1) 地震災害時における情報収集・伝達の基準、優先的に収集・伝達すべき情報の内容、収集・伝達系統及び手段について定めるとともに、被害予測システムによる情報分析や通信統制の実施について定めること。
 - (2) 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報入手が困難な被災者等に対し、確実に情報伝達ができるよう、必要な体制の整備について定めること。
- 3 活動拠点の確保
消防、警察、自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の活動拠点の確保について定めること。
- 4 火災対策
地震発生直後における出火防止、初期消火についての広報の徹底、耐震性貯水槽等の消防水利、消防施設等の確保、自主防災組織等と防災関係各機関と連携のとれた活動の確保等について定めること。
- 5 避難対策
消防機関等による避難対策、避難時における防災関係機関の連携、避難先の確保及び適切な避難誘導の方法等について定めること。
- 6 救助・救急活動
地震災害時における迅速かつ適切な救助・救急活動の実施について定めること。
- 7 施設等の応急復旧
緊急性を勘案しつつ、情報連絡網及び交通網の応急復旧など施設の応急復旧について

定めること。

8 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次災害の防止のため、施設の点検、応急措置、関係機関との相互協力その他円滑な初期対応等について定めること。

また、地震による斜面の崩壊、地盤の緩み等に伴う土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における通電火災の防止及び火災警戒など二次災害の防止について定めること。

第5節 災害復旧・復興

耐震性、耐火性にすぐれた防災拠点等の整備を促進するため、長期的視野に立った総合的な都市計画及び土地利用計画に基づく地震災害の復興計画の策定の方針において防災拠点等となりうる公共施設等について定めるとともに、災害復旧・復興事業の早期推進のための体制づくり、方策等について定めること。

第6節 東海地震に係る地震防災応急対策等

1 地震災害警戒本部等の設置等防災体制の確立

地震災害警戒本部等の設置、その組織及び任務分担、職員の招集及び参集、通信統制など、地震警戒宣言が発せられた場合において地震防災応急対策を円滑に実施するための防災体制の確立について定めること。

2 警戒宣言前の情報に基づく防災対応

(1) 東海地震に関連する調査情報発表時

連絡用職員を確保し、続報を受信するとともに確実に伝達するのに必要な情報収集体制について定めること。

(2) 東海地震注意情報の発表時

東海地震注意情報が発表された際の、担当職員の緊急参集や関係機関等との連携方策、迅速かつ的確な情報収集体制等について定めること。

(3) 政府の準備行動を開始する旨の意志決定時

緊急時に備えた、緊急消防援助隊の派遣準備、物資や資機材の点検方法について定めること。

3 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

(1) 情報の収集・伝達

休日・夜間も含めた警戒宣言発令時における情報連絡の責任体制を定めること。この場合、特に迅速性の確保に留意するとともに、公衆通信が規制される場合を考慮し、伝達ルートの多重化、通信統制について定めること。

(2) 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、防災資機材、人員等の配備手配について、調達、輸送等の方法、経路等を定めること。

(3) 警戒宣言発令時等の広報

東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止するため、警戒宣言の性格やこれに基づきとられる措置の内容、東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、地震防災応急対策の実施状況等を速やかに住民等に周知せしめる方法について定めること。

(4) 避難対策

警戒宣言発令時の避難の勧告・指示の対象地区の選定、適切な避難の勧告・指示の徹底方法及び避難先、避難路の確保について定めること。

(5) 消防機関及び水防団の活動

情報の収集・伝達、火水災等の防除のための警戒、避難誘導、避難路の確保、出火防止等に関する住民への広報及び自主防災組織等の防災活動に関する指導など、消防機関及び水防団が実施すべき活動について定めること。

- (6) 飲料水、電気、ガス、通信及び放送の確保
地震発生時における飲料水、電気、ガスの供給の確保、通信、放送の継続に必要な警戒宣言発令時の対策について定めること。
- (7) 生活必需品の確保等
警戒宣言発令時の食料等生活必需品の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰防止に必要な関係業者への要請や指導方針等について定めること。
- (8) 緊急輸送対策
緊急輸送の対象となる人員、物資等及び輸送方針並びに警戒宣言発令時の準備行動について定めること。
- (9) 他機関に対する応援要請
地震防災応急対策を実施する上で必要な応援要請等及び自衛隊の地震防災派遣要請に備えた手続上の措置について定めること。
- (10) 帰宅困難者・滞留旅客対策
交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん方法について定めること。
- (11) 地方公共団体が管理又は運営する施設に関する対策
特に防災活動上必要な公共施設等及び避難先に指定されている公共施設等に対する警戒宣言発令時の措置について定めること。
- (12) その他の対策
警戒宣言発令時の交通規制その他交通対策及び事前の住民等への情報提供について定めるとともに、犯罪及び混乱の防止等に関し講ずる措置について定めること。
- 4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
大規模な地震に関し、避難先、避難路、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備について定めること。
- 5 大規模な地震に関する防災訓練に関する事項
広域にわたる複合的災害を想定して、情報の収集・伝達、消防活動、避難誘導、交通規制等に重点をおき、関係機関及び地域住民の参加を得た総合的な防災訓練（実働訓練や図上型訓練等）の実施について定めること。
- 6 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
職員並びに防災業務に携わる者に対する警戒宣言発令時にとるべき措置及び地震災害時の活動方法等に関する教育の実施について定めるとともに、住民等に対する地震災害に関する知識の普及のための教育又は広報について、その実施内容、方法を定めること。

第7節 南海トラフ地震に係る対策

- 1 地震防災上緊急に整備すべき施設等
本編第1章第3節3の規定に準ずる。
- 2 関係者との連携協力の確保に関する事項
第Ⅲ部第1編第7章及び本編第1章第4節に準ずる。
- 3 時間差発生時等における円滑な避難の確保等に関する事項
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報伝達の経路、体制及び方法について定めること。
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
 - ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等機関内部、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容

- その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）を伝達する経路及び方法、災害対策本部の設置運営方法その他の事項などについて定めること。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知
- ア 地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する体制及び周知方法について定めること。
- イ 地域住民からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を定めること。
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
- ア 災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制について定めること。
- イ 災害対策本部等からの指示事項等を伝達する経路及び方法について定めること。
- ウ 避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う部局、報告等の対象となる事項等を定めること。
- ④ 災害応急対策をとるべき期間等
- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を定めること。
- ⑤ 避難対策等
- ア 地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を定めるとともに、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を定めること。
- イ 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとし、その方針、避難所の場所、その経路及び方法について定めること。
- ウ 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとし、その方針を定めること。
- エ 高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を定めること。
- オ 避難所への避難後の救護の内容を定めること。
- ⑥ 関係機関のとるべき措置
- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置について定めること。
- イ 必要な飲料水を供給する体制を確保することについて定めること。
- ウ 道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発

表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法について定めること。

エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定めること。

オ 在港船舶の避難等対策について、地域別に定めること。

カ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について定めること。

キ 地方公共団体等は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について定めること。

ク 庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について定めること。

ケ 動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等について定めること。

コ 各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制を定めること。

サ 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を定めること。

⑦ 関係者との連携協力の確保

滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容について定めること。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、地方公共団体の災害に関する会議等の設置等

機関内部、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」という。）を伝達する経路及び方法、災害に関する会議の設置運営方法その他の事項などについて定めること。

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された時の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する体制及び周知方法について定めること。

③ 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、その内容について定めること。

④ 関係機関のとりべき措置

ア 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を定めること。

イ 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容を定めること。

4 防災訓練に関する事項

第Ⅲ部第1編第6章第5節、本編第1章第3節2及び同第6節5に準ずるほか、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の情報伝達に係る訓練について定めること。

5 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第Ⅲ部第1編第6章第1節から3節、本編第1章第3節1及び同第6節6（警戒宣言発令時にとるべき措置を除く）に準ずるほか、職員等に対する南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識、職員等が果たすべき役割に関する教育の実施について定めるとともに、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識の教育・広報について定めること。

第8節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る対策

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等

本編第1章第3節3の規定に準ずるほか、積雪寒冷地特有の課題（積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等）に配慮するものとする。

2 関係者との連携協力の確保に関する事項

第Ⅲ部第1編第7章及び本編第1章第4節に準ずるほか、積雪寒冷地特有の課題に配慮するものとする。

3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、地方公共団体の災害に関する会議等の設置等

機関内部、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、北海道・三陸沖後発地震注意情報等や関係省庁災害警戒会議等からの指示事項を伝達する経路及び方法、災害に関する会議の設置運営方法その他の事項などについて定めること。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された時の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する体制及び周知方法について定めること。

(3) 防災対応をとるべき期間等

先発地震発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずるものとし、その内容について定めること。

(4) 関係機関のとるべき措置

ア 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を定めること。

イ 日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備えるものとし、その内容を定めること。

4 防災訓練に関する事項

第Ⅲ部第1編第6章第5節、本編第1章第3節2及び同第6節5に準ずるほか、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、気象庁が北海道・三陸沖後発地震注意情報を発信した場合の情報伝達に係る訓練について定めること。

5 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第Ⅲ部第1編第6章第1節から3節、本編第1章第3節1及び同第6節6（警戒宣言

発令時にとるべき措置を除く)に準ずるほか、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育の実施内容、方法等を定めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報の実施方法及びその内容について定めること。

第2章 津波災害対策

第1節 被害想定作成

1 津波災害履歴の把握

過去の津波災害に関する文書、その他の資料の発掘、整理を積極的に行い、その概要を明らかにすること。

2 被害想定の実施

過去の津波災害に関する文書や、地形、地質の調査など科学的知見に基づく調査を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に基づく被害想定を実施し、その内容を明らかにすること。なお、原子力発電所等が設置されている地域において、その立地等を踏まえて行うこと。

津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、及び最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とすること。

その際、防災基本計画において、次のように記載されていること等に留意すること。

津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

第2節 防災体制

1 地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域においては、地震防災基本計画に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき津波防災に関する措置に関して定めること。

また、首都直下地震緊急対策区域においては、緊急対策推進基本計画に基づき定めた事項との整合に留意すること。

2 広域的な応援及びその受入れ体制の整備

津波被害の特殊性にかんがみ、近隣地方公共団体のみでなく、より広域にわたる応援協力及びその受入れ体制について定めること。

3 自主防災体制の整備

津波被害の特殊性にかんがみ事業所等及び地域住民による自主防災体制の整備について定めること。

第3節 災害予防

1 津波災害知識の普及

一般住民に対する津波災害に関する知識の普及、防災業務に携わる者に社会的責任の自覚を高めること等について定めること。

2 防災訓練の実施

津波災害の特殊性にかんがみ、関係機関及び住民の参加を得た津波避難訓練の実施について定めること。

3 津波に強い地域づくりの推進

防災拠点施設、避難先、避難路、津波避難タワー等の整備、津波などによる大規模な災害が発生した場合に被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる庁舎、

学校、公民館などの公共施設等の耐浪化・不燃化、救助資機材の整備、ヘリポートの整備など地震に強いまちづくりについて定めること。

また、地震防災緊急事業五箇年計画等の作成及びその推進について定めること。

4 避難指示の発令基準の作成等

津波災害に係る避難指示については、津波警報等が発表された場合に直ちに発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するよう留意すること。

5 情報の収集・伝達体制の整備

津波発生時等の迅速かつ的確な情報伝達を行うため、特に次の事項に配慮して定めること。

- (1) 通信施設の耐浪性（非常用電源設備を含む。）の確保、通信ルートの多重化、通信手段の多様化等津波災害の特性に対応した情報の収集・伝達体制の整備
- (2) 即時同報性を確保した住民等への情報収集・伝達体制の整備
- (3) 強い揺れを伴わない津波地震等に対応した津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制の整備
- (4) 放送機関との連携協力体制の確保

6 津波災害警戒区域に対する措置

- (1) 市町村は津波災害警戒区域の指定のあった場合、当該地域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めること。
- (2) 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定めること。
- (3) 津波災害警戒区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難先及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (4) 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等に関して定めること。

7 公共施設等の点検

公共施設等の耐浪性その他防災上の性能の点検の実施について定めること。

8 危険物施設等の津波災害対策

危険物等を原因とする津波発生時等の被害の拡大を防止するため、屋外タンク貯蔵所等の津波災害対策の徹底について定めること。

9 火災対策

防火思想の徹底、自主防災組織等による初期消火体制の整備、耐震性貯水槽等の消防水利、消防施設等の整備、安全設備等の普及など、津波災害時等に備えた出火防止対策、初期消火対策、拡大防止対策について定めること。

10 津波避難計画等の作成

防災教育等による住民等への津波避難意識の啓発、津波浸水想定区域図の整備、沿岸部の地形や都市化の状況を考慮した地域ごとの津波避難計画策定推進方策について定めること。この際、地域防災計画、国民保護計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などに留意すること。

11 避難体制及び救助・救護体制の整備

津波による大量の避難者及び要救助者の発生、津波に対する短時間の避難、孤立地域の発生等も想定し、避難先、避難路等の確保、救助・救護用資機材の整備、関係機関の

連携等について定めること。消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールについて定めること。また、要配慮者の避難について定めること。

12 地震防災対策強化地域等における施設等の整備

地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域においては、災害時の拠点となる公共施設等の耐浪診断及び改修を推進するとともに、所有する施設のリストを公表するほか、防災行政無線の整備方針及び計画について定めること。

第4節 災害応急対策

1 応急体制の確立

津波発生時等における災害対策本部の設置基準、その運営等について定めるとともに、自主参集も含めた参集基準、交通の途絶等も勘案した参集手段及び参集職員の確保等について定めること。

2 情報の収集・伝達

(1) 津波警報等及び避難指示の沿岸住民等への迅速かつ確実な伝達体制について、要配慮者への伝達についても配慮しながら定めること。

(2) 津波警報等、海面監視等に基づく情報伝達について定めること。

被害状況を映像として早期把握できるよう、画像伝送システム（可搬型画像伝送システム、消防本部地球局施設、消防用高所監視施設等）の整備を推進し、応急対応に当たっては、これらの情報を生かすとともに、防災機関相互の連携を図ること。

(3) 避難誘導等の発出基準・権限の委任規定等について定めること。

3 活動拠点の確保

消防、警察、自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の活動拠点の確保について定めること。

4 火災対策

耐震性貯水槽等の消防水利、消防施設等の確保、自主防災組織等と防災関係各機関と連携のとれた活動の確保等について定めること。

5 避難対策

消防機関等による避難対策、避難時における防災関係機関の連携、避難先の確保及び安全確保に配慮した適切な避難誘導の方法等、沿岸事業者、住民等との連携協力による避難誘導等について定めること。また、要配慮者の安否確認等について定めること。

6 救助・救急活動

津波発生時等における迅速かつ適切な救助・救急活動の実施について定めること。

7 施設等の応急復旧

緊急性を勘案しつつ、情報連絡網及び交通網の応急復旧など施設の応急復旧について定めること。

8 二次災害の防止

津波による危険物施設等における二次災害の防止のため、施設の点検、応急措置、関係機関との相互協力その他円滑な初期対応等について定めること。

また、津波による輸送活動の支障などに対する対策について定めること。

第5節 災害復旧・復興

耐浪性にすぐれた防災拠点等の整備を促進するため、長期的視野に立った総合的な都市計画及び土地利用計画に基づく津波災害の復興計画の策定の方針において防災拠点等となりうる公共施設等について定めるとともに、災害復旧・復興事業の早期推進のための体制づくり、方策等について定めること。

第6節 南海トラフ地震に係る対策

1 津波防災上緊急に整備すべき施設等

本編第2章第3節3の規定に準ずるほか、消防団による避難誘導のための拠点施設や緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設等の整備について定めること。

2 津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項

- (1) 津波による被害のおそれのある地域において、津波に対する安全性や迅速かつ確実な操作等に配慮しながら、防潮堤や水門等の整備について定めること。
- (2) 津波警報等の伝達のための体制及び施設・設備の充実について定めること。
- (3) 住民や自主防災組織等が策定する地域ごとの津波避難計画作成等に対する消防機関による指導について定めること。
- (4) 消防機関等の津波警報等の情報の的確な収集及び伝達、津波からの避難誘導、土嚢等による応急浸水対策、救助・救急等について定めること。
- (5) 津波からの円滑な避難を確保するための水道、電気、ガス、通信、放送に係るとるべき措置について定めること。
- (6) 津波の危険度が高いと予想される道路・鉄道区間及び船舶交通のふくそうが予想される海域における、安全確保のための対策について定めること。
- (7) 庁舎等公共施設のうち防災対策上重要な役割を果たす施設については、その機能を果たすため、非常用電源、通信手段、資機材等の確保、備蓄体制の整備その必要な措置について定めること。

また、不特定かつ多数の者が出入りする施設の場合、併せて災害情報の入場者等への伝達、円滑な避難誘導等必要な措置について定めること。

- (8) 上記のほか、第Ⅲ部第1編第6章第6節及び本編第2章第3節4に準ずる。

3 時間差発生時等における円滑な避難の確保等に関する事項

本編第1章第7節3に準ずる。

4 防災訓練に関する事項

第Ⅲ部第1編第6章第5節、本編第2章第3節2に準ずるほか、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の情報伝達に係る訓練について定めること。

5 関係者との連携協力の確保に関する事項

第Ⅲ部第1編第7章及び本編第2章第4節に準ずるほか、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合の滞留旅客等に対する措置について定めること。

6 津波防災上必要な教育及び広報に関する事項

第Ⅲ部第1編第6章第1節から3節、本編第2章第3節1に準ずるほか、職員等に対する南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識、職員等が果たすべき役割に関する教育の実施について定めるとともに、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識の教育・広報について定めること。

7 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業計画を作成する場合には、当該事業の実施方針及び事業の概要を定めること。

第7節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る対策

1 津波防災上緊急に整備すべき施設等

本編第2章第3節3の規定に準ずるほか、消防団による避難誘導のための拠点施設や緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設等の整備について定めること。また、積雪寒冷地特有の課題に配慮するものとする。

2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- (1) 津波による被害のおそれのある地域において、津波に対する安全性や迅速かつ確実な操作等に配慮しながら、防潮堤や水門等の整備について定めること。

- (2) 津波警報等の伝達のための体制及び施設・設備の充実について定めること。
- (3) 住民や自主防災組織等が策定する地域ごとの津波避難計画作成等に対する消防機関による指導について定めること。
- (4) 消防機関等の津波警報等の情報の的確な収集及び伝達、津波からの避難誘導、土嚢等による応急浸水対策、救助・救急等について定めること。
- (5) 津波からの円滑な避難を確保するための水道、電気、ガス、通信、放送に係るとるべき措置について定めること。
- (6) 津波の危険度が高いと予想される道路・鉄道区間及び船舶交通のふくそうが予想される海域における、安全確保のための対策について定めること。
- (7) 庁舎等公共施設のうち防災対策上重要な役割を果たす施設については、その機能を果たすため、非常用電源、通信手段、資機材等の確保、備蓄体制の整備その必要な措置について定めること。
また、不特定かつ多数の者が出入りする施設の場合、併せて災害情報の入場者等への伝達、円滑な避難誘導等必要な措置について定めること。
- (8) 上記のほか、第Ⅲ部第1編第6章第6節及び本編第2章第3節4に準ずる。また、積雪寒冷地特有の課題に配慮するものとする。
- 3 関係者との連携協力の確保に関する事項
第Ⅲ部第1編第7章、本編第1章第8節2及び第2章第4節に準ずる。
- 4 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
本編第1章第8節3に準ずる。
- 5 防災訓練に関する事項
第Ⅲ部第1編第6章第5節、本編第1章第8節4及び第2章第3節2に準ずる。
- 6 津波防災上必要な教育及び広報に関する事項
第Ⅲ部第1編第6章第1節から3節、本編第1章第8節5及び第2章第3節1に準ずる。
- 7 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
津波避難対策緊急事業計画を作成する場合には、当該事業の実施方針及び事業の概要を定めること。

第3章 風水害対策

第1節 災害危険性の把握

集中豪雨、台風等過去の風水害履歴及び浸水、土砂災害、その他風水害に対する災害の危険性を把握し、明らかにすること。

第2節 災害予防

1 防災知識の普及

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、風水害の態様や日常の備え、避難方法など住民等に対し普及を行う防災知識の内容及びその普及方法等について定めること。

2 防災訓練の実施

気象条件や地域の災害危険性に配慮しつつ、関係機関及び住民の参加を得た実践的な防災訓練の実施及びその内容について定めること。

3 風水害に強いまちづくりの推進

防災拠点、避難先・避難路等の整備など風水害に強いまちづくりについて定めること。

4 避難指示等の発令基準の作成等

(1) 避難指示等を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを付して提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進すること。

- ① 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定すること。その際、警戒レベル3高齢者等避難は、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるよう留意すること。
- ② 警戒レベル5緊急安全確保は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等に、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容を求める場合に発令される情報である。警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示の段階の避難を促すことが重要であることに留意した上で、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準を設定すること。
- (2) 洪水等に係る避難指示等については、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するよう留意すること。さらに、それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により同様に具体的な避難指示等の発令基準を設定するよう留意すること。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直しを行うよう留意すること。
- (3) 土砂災害に係る避難指示等については、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに発令することを基本とした発令基準とするよう留意すること。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直しに努めるよう留意すること。
- (4) 高潮災害に係る避難指示等については、高潮警報等が発表された場合に直ちに発令することを基本とした発令基準とするよう留意すること。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水想定区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう留意すること。
- 5 情報の収集・伝達体制の整備
気象予警報、水位、雨量等の風水害関係情報を適切に把握する通信施設、観測監視施設等の整備及びこれらの収集・伝達ルートについて定めるとともに、住民等への通信ルートの確保について定めること。
また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した避難指示等の伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や運用上の課題等を考慮した上で検討するよう留意すること。
- 6 浸水想定区域に対する措置
浸水想定区域の指定があった場合、浸水想定区域ごとの、洪水予報等の伝達方法（地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下施設がある場合、当該施設利用者へ伝達方法を含む。）、避難先、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、及びこれらの公表周知方法について定めること。
- 7 災害危険箇所・区域に対する措置
防災関係機関と協議の上、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の災害危険箇所・区域を明らかにするとともに、調査・点検の実施について定めること。
また、標識の設置、地区別防災カルテの配布など住民等に災害危険箇所等の周知を徹

底するための方策について定めること。

なお、盛土による災害の防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づいた対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になる場合があることに留意すること。

8 土砂災害警戒区域に対する措置

土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設であって、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要と認められるものがある場合には、当該施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めること。

土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

9 高潮対策に関する措置

海岸保全施設の整備、高潮に強いまちづくり、防災体制の強化に関する事項について定めること。

第3節 災害応急対策

1 応急体制の確立

災害対策本部や警戒本部等の設置基準、その運営、職員の動員配備の基準など応急体制の確立に必要な事項について定めること。

2 気象情報等の収集・伝達

風水害による停電や通信障害等も勘案しつつ、気象情報等を的確に把握し、伝達するための方法、伝達ルート、伝達基準等について定めること。特に、災害危険箇所・区域周辺の住民等に対しては、迅速かつ確実に伝達できる方法の確保について定めること。

3 警戒活動

災害の発生が懸念される場合における災害危険箇所・区域、河川等の警戒巡視の実施等について定めること。

4 避難対策

避難指示等の発令基準や要配慮者を含む住民等への伝達方法、要配慮者の避難支援計画、避難誘導の手順、関係機関の連携、避難先の開設と管理・運営、安否確認の実施など適切な避難対策の実施に必要な事項を定めること。この場合、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、災害の状況や周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保といった避難行動を住民がとれるように努めるものとする。また、交通孤立地区が生じた場合の移送方法等についても定めること。

高齢者等避難の発令により、避難行動に時間を要する者の迅速な避難や、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するよう留意すること。

5 救助・救急活動

風水害時における救助・救急その他住民等の保護に関し必要な事項を定めること。

6 二次災害の防止

継続的な警戒巡視や避難指示等、シートによる被覆や応急排水など二次災害防止のための措置について定めるとともに、行方不明者の搜索、応急工事等の活動に当たっての安全確保について定めること。

第4節 災害復旧・復興

再度災害の防止に留意しつつ、各種災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施と計画的な復興のための基本的方針と推進体制等について定めること。

第4章 火山災害対策

第1節 防災体制

噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、警戒地域の指定があったときは、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えた火山防災協議会を組織すること。

火山防災協議会においては、様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、退避壕、退避舎等の必要性も含め、各地域の実情に応じて必要な事項を協議すること。

また、警戒地域に指定されている活火山以外の活火山の周辺地域においても、必要な警戒避難体制の確立を図ること。

第2節 火山災害の危険性の把握

火山活動や噴火に関する記録、過去の火山災害の履歴等に関する資料を収集するとともに、観測研究機関からの意見等を踏まえ、地域における火山災害の危険性について把握すること。

第3節 災害予防

1 防災知識の普及

火山災害の特性、災害時の避難行動など住民等に対し普及を行う防災知識の内容及び教育施設等の整備を含めた普及方法等について定めること。

この場合、観光客、登山者等に対する普及についても考慮するとともに、異常現象の発見者からの通報義務の周知徹底について定めること。

2 防災訓練の実施

火山の特性等に応じ、関係機関、住民等が一体となった実践的な防災訓練の実施及びその内容について定めること。なお、複数の地方公共団体に被害が及ぶおそれがある場合には、関係地方公共団体による合同訓練の実施についても定めること。

3 火山災害に強いまちづくり

火山活動等による切迫した場合も想定し、防災拠点、避難先・避難路の整備に加え、火山災害対策上重要な退避壕、退避舎等の活動火山対策避難施設の整備について定めること。

4 情報の収集・伝達体制の整備

気象官署等との間の情報連絡手段の確保、観測監視施設の整備、異常現象の通報窓口など防災関係機関における情報収集・伝達体制について定めること。特に、火山防災情報を関係機関や住民、登山者等に対してより確実に伝達が行えるよう、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、広報車による呼びかけ、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の実情を踏まえた様々な方法を活用することに留意すること。なお、市町村においては、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達すること。

また、放送機関との連携も含め、即時同報性を確保した住民等への情報伝達手段の確保について定めること。

5 避難体制の整備

各火山の特性を考慮した、複数の噴火シナリオの作成、火山防災マップの整備及び避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成について定めること。

短時間大量避難、避難生活の長期化という火山災害の特殊性を勘案しつつ、緊急避難施設、大規模避難施設等、大量移送手段等の確保、長期化に対応した避難施設の機能、物資等の確保について定めること。

警戒地域の指定を受けた市町村にあつては、地域の実情等を踏まえた上で、必要と考えられる施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付けること。その場合、所有者等に対し、当該施設利用者の避難確保を図るための必要な計画を作成し、避難誘導等の体制等を整備することを求めること。

6 災害危険箇所等に対する措置

表示施設の設置、火山防災マップの配布等災害危険箇所・区域の住民等への周知方法について定めるとともに、立入規制等住民の安全確保対策についても定めること。

第4節 災害応急対策

1 応急体制の確立

災害対策本部や警戒本部等の設置基準、その運営、職員の動員配備の基準など応急体制の確立に必要な事項について定めること。

2 情報の収集・伝達

噴火警報の発令、異常現象の通報等があったときの伝達手段、伝達ルート、伝達基準等について定めること。また、即時同報性を確保した住民等への伝達手段、伝達ルートについて定めること。

3 避難対策

火山災害の特性を勘案しつつ、適切な避難対策を実施するため次の事項について定めること。この場合において、船舶を活用した短時間大量避難の実施など地域の実情等に応じた対策について検討し、定めること。

(1) 避難指示等、警戒区域の設定の実施者、実施・解除基準、周知方法等に関する事項

(2) 避難先の指定、避難経路、移送手段、避難誘導方法等に関する事項

(3) 学校、保育所その他の施設等における集団避難に関する事項

(4) 避難の長期化等を想定した避難所の運営、避難者の生活等に関する事項

(5) その他地域の実情に応じ避難対策のために必要な事項

4 救助活動

火山災害時における救難、救助その他住民等の保護に関して、地域の実情に応じ必要な事項を定めること。

5 広報の実施

火山災害の危険性や災害応急対策の実施状況など住民等への広報の内容及びその方法について定めること。

6 二次災害の防止

継続的な監視や避難指示等、土石流等への警戒など二次災害防止のための措置について定めるとともに、避難対策や応急復旧対策の実施等に当たっての安全確保について定めること。

第5節 災害復旧・復興

火山災害の長期化、継続的な災害の発生に対する安全性の確保等に留意しつつ、各種災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施と計画的な復興のための基本的方針と推進体制等について定めること。

第5章 雪害対策

- 1 雪害に強いまちづくりの推進
雪害に配慮した道路、河川等の公共基盤の整備、雪崩や土砂災害等の危険箇所・区域の補強、積雪寒冷対策を備えた災害活動拠点、指定避難所等の整備など雪害に強いまちづくりについて定めること。
- 2 雪害防止に関する住民意識の向上
雪害に関する気象情報への注意、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止など雪害防止の住民の意識向上のための啓発、地域コミュニティの共助による除雪対策の実施及び広報について定めること。
- 3 情報の収集・伝達体制の整備
関係機関との間の雪害に関する情報の収集・伝達体制及び危険箇所・区域や孤立することが懸念される地域の住民や車両ドライバー等に対する情報の伝達体制の整備について定めること。
- 4 危険箇所・区域の点検と住民への周知徹底
雪害に関する危険箇所・区域の巡視点検及び標識の設置、地区別防災カルテ、防災マップ等の配布など住民等に対する災害危険箇所・区域の周知徹底の方策について定めること。
- 5 避難体制の整備
警戒情報の住民等への伝達、避難対策、積雪寒冷対策を備えた避難所の整備など避難体制の整備について定めること。
- 6 除雪体制の整備
除雪機械、除雪要員等の動員など除雪体制の整備について定めること。
- 7 広域的な防災体制の確立
雪害時における相互応援協定に基づく応援及びその受入れ、緊急消防援助隊の出動の要請、自衛隊への派遣要請、自衛隊への派遣要請等などの広域的な防災体制について定めること。

第6章 林野火災対策

- 1 林野火災対策推進の体制整備
林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画の作成・推進について定めること。
林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるため、消防及び林野部局を中核とした関係部局や森林管理署、自衛隊、警察、林業関係団体、地域住民等との連携について定めること。
- 2 防火意識の高揚
林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発について定めること。なお、周知・啓発は、その対象に応じた効果的な手法や多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向を踏まえたタイミング等にも十分留意すること。
- 3 林野火災用消防施設等の整備
林野火災の被害の軽減を図るため、防火水槽、簡易防火用水など初期消火のための施設の配備について定めること。
また、消防車両等の進入に配慮した道路の開設、空中消火のための活動拠点の確保など林野火災対策について定めること。
- 4 防災訓練の実施
消防機関による、近隣市町村等も含む地方公共団体、関係機関、地域住民、林業関係

者等の協力の下、広域応援及びその受入れなど様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用したより実践的な防災訓練の実施及びその内容について定めること。

5 出火に対する警戒体制

火入れの許可情報やたき火の届出情報の消防本部における把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うことについて定めること。

少雨や乾燥・強風等の気象状況に応じた林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令、住民等に対する注意喚起、警戒パトロール等も含めた防火指導の強化や火の使用制限の徹底等の対応を行うことについて定めること。

6 消火体制の整備

消防機関による、消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の見直し等を含む効果的な消火活動体制整備について定めること。

熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のために、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備について定めること。

ヘリコプターによる空中消火の積極的な活用のために、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備について定めること。

消防団における火災対応能力の向上に必要な資機材等の整備について定めること。

林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進について定めること。

水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の整備、建設業者等の所有車両の活用に向けた連携について定めること。

7 消火にかかる応急対策

消防機関による無人航空機等を活用した、夜間も含め刻々と変化する災害の状況の的確な把握について定めること。

地方公共団体における林野火災対応の指揮体制の早期確立、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整等について定めること。

消防機関が、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生に係る消防機関からの他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊への情報共有及び早期の応援要請について定めること。また、都道府県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うことについて定めること。

消防機関等による、速やかな火災の状況把握並びに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携による、迅速かつ効果的な消火活動について定めること。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うことについて定めること。

気象条件等により急激に状況が変化するとともに、特に夜間の延焼拡大を阻止するため昼夜を通じて消火活動に従事する必要があるため、早期に長期ローテーションを確立するなど、隊員の疲労管理を行うことについて定めること。

消防機関等の消火活動の実施における、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理について定めること。

消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火の実施のため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整の実施とともに、地上及び空中の消火活動の連携について定めること。

応援部隊の人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両の活用について定めるよう努めること。

林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮することについて定めること。

8 空中消火の積極的推進

ヘリコプターの配備や空中消火用資機材や活動拠点等の整備について定めるとともに、空中消火の積極的な実施を図るためのヘリコプター保有団体との連携、自衛隊への派遣要請及び自衛隊出動時の消防防災ヘリとの活動区域や役割分担について定めること。その際、連続的な散水に努める等の消火効率を高める運用を行うことに留意すること。

9 情報の収集・伝達体制の整備

隣接地方公共団体、自衛隊等との情報収集・伝達体制の整備及び山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備・活用について定めること。

消防団における悪条件下での情報伝達体制の強化について定めること。

10 被災地方公共団体に対する応援

応援部隊と、地域の実情に精通した消防団を含む被災市町村の消防機関との情報共有を密にした連携について定めること。

第7章 危険物施設災害対策

1 危険物施設に係る保安基準の遵守の徹底

危険物施設に対する立入検査の徹底及び危険物施設の技術基準の遵守の徹底について定めること。

2 自主保安体制の強化

危険物施設における危険物保安監督者の選任、自衛消防組織の設置、予防規程の作成、定期点検・自主点検の実施など自主保安体制の整備促進について定めること。

3 保安教育の推進

危険物施設の設置者、危険物取扱者、保安監督者等に対する講習会、研修会の実施等について定めるとともに、危険物安全週間を通じた啓発など住民の危険物に関する意識の高揚を図るための方策について定めること。

4 化学消防車等の資機材の整備

危険物施設における化学消火薬剤等の備蓄、消防機関の化学消防車等の資機材の整備について定めること。

5 危険物等の把握と活動中の安全確保

適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害に係る教育訓練、消防活動阻害物資の届出の徹底等による危険物等の貯蔵・取扱状況の把握等について定めること。

6 防災訓練の実施

消防機関、自衛消防組織等による危険物施設災害に対する防災訓練の実施、危険物施設災害も組み込んだ地域の防災訓練の実施の促進について定めること。

7 危険物に対する判定体制の充実

危険物の生産、流通実態の変化に対応した危険物判定体制の充実について定めること。

8 関係機関相互の協力体制の強化

災害時における防災関係機関との連絡体制、資機材の調達等に係る事業所間の相互応援体制について定めること。

9 事業者による応急対策等

災害時における危険物施設の応急点検、応急措置、消防機関等への通報など事業者の講じるべき応急対策について定めること。また、危険物施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の該当性並びに被害想定に応じた、事業者の講じるべき防災のため必要な措置について定めること。

10 災害時の応急対策

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去を始め、住民等の避難、事業者等に対する応急措置命令、危険物施設の緊急停止命令など災害時の応急対策について定めること。

第8章 石油コンビナート等災害対策

石油コンビナート等災害防止法第31条第1項から第4項までの規定に基づき、石油コンビナート等防災計画として次の事項について定めること。

1 関係機関等の防災業務等の大綱

特別防災区域に係る災害に対する関係機関等の役割分担、共同実施等を明確にしつつ、立入検査、応急業務等関係機関の防災業務について定めること。

2 防災アセスメントの実施と災害想定

災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行い、特別防災区域において予想される災害の態様及び範囲について、過去の災害事例、当該石油コンビナート等の特性、周囲の状況等を検討して、適切な防災活動を実施するために必要な想定を行うこと。

3 石油コンビナート等災害に対する防災体制

石油コンビナート等防災本部、自衛防災組織等の組織と運営、現地本部の設置とその業務内容、災害危険の急迫度に応じた要員等の動員・配備等など石油コンビナート等災害に対する防災体制について定めること。

4 防災教育及び防災訓練の実施

特定事業所の防災要員等の対応力の向上を図るための研修、訓練等の実施について定めるとともに、消防職員等に対し適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るための教育訓練について定めること。

また、地方公共団体、事業所その他防災関係機関等が一体となった実践的な防災訓練の実施について定めること。

5 防災施設、防災資機材の整備等

大型化学消防車等消防機関における防災資機材等及び特定事業所における特定防災施設等や防災資機材等について、その設置や管理、調達、輸送方法等について定めること。

6 石油コンビナート等の災害に対する支援体制

地方公共団体による広域応援及び事業所の自衛防災組織等の相互応援について、要請の手続、応援の内容等石油コンビナート等災害に対する円滑な支援に必要な事項を定めること。

7 情報の収集・伝達と広報

市町村、消防、事業所、石油コンビナート等防災本部その他関係機関間の通信手段、連絡ルート等について定めるとともに、周辺住民等への連絡方法等について定めること。また、石油コンビナート等災害に係る広報の実施方法等について定めること。

8 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の活動基準

当該特別防災区域の実情を勘案して、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の活動基準について定めること。

9 事故災害及び自然災害に対する応急措置

特別防災区域における火事、爆発、漏洩又は流出等の事故及び地震、津波その他の異常な自然現象による災害に際して、石油コンビナート等の防災に関し応急に実施すべき措置について定めること。また、市町村間の消防に関する相互応援協定に基づく応援及びその受け入れ、緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の出動要請など石油コンビナート等の防災に関し広域的に実施すべき措置について定めること。

10 避難対策等の実施

災害時等における避難や交通規制、警戒区域の設定等について、基準や方法等その実施に際し必要な事項について定めること。

11 公共施設の災害復旧

特別防災区域における災害想定に応じた公共施設の災害復旧の方法について、あらかじめ定めておくこと。

12 その他の防災対策

以上のほか、特別防災区域における危険物等の貯蔵・取扱状況の把握、特別防災区域における航空機の飛行に関すること、調査研究の推進等について定めること。

第9章 地下街等及び高層建築物災害対策

1 安全な地下街等の設置及び高層建築物の建設

通路、階段、火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、消防用設備等の設置の徹底、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場の設置など安全な高層建築物の建設など安全な地下街の設置及び高層建築物の建設について定めること。

2 地下街等及び高層建築物における防災体制

消防法の規定に基づく防火管理者等の選任及び消防計画の整備・充実等の徹底、地下街等及び高層建築物の防災センターにおける総合操作盤及び要員の配備など、地下街等及び高層建築物における防災体制の整備に関する方策について定めること。

3 情報の収集・伝達体制の整備

地下街等及び高層建築物の防災センターと消防機関等、地下街等と地上及び接続している周辺の防火対象物との情報連絡について、その手段、方法等について定めること。

4 可燃物及び火気の取扱制限

地下街等及び高層建築物における防災物品等の使用や店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用について定めること。

5 避難対策

緊急時の避難経路の確保及びその周知方法並びに利用者等の避難誘導のための避難計画について定めること。

6 防災訓練の実施

地下街等及び高層建築物の関係者や消防機関等が一体となった防災訓練の実施及びその内容等について定めること。

第10章 原子力災害対策

原子力災害対策指針や地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル等を踏まえ、原子力施設の特性や、各地域の自然的、社会的周辺状況等を勘案して原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲を定めるとともに、原子力災害の特殊性に鑑みて必要な事項について定めること。

原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性に鑑みて必要とされる場合、関係自治体の地域防災計画において、その対応について定めること。

1 防災体制の整備等

防災組織の整備、研修及び訓練の実施、情報の収集・連絡体制の整備、屋内退避及び避難体制の整備、救助・救急及び消火体制の整備、防災業務関係者の安全確保のための情報交換や資機材等の整備その他災害予防に関し必要な事項について定めること。

2 応急体制の確立等

災害時における災害対策本部の設置、原子力災害合同対策協議会への出席、屋内退避・避難収容等の防護活動、緊急輸送活動等応急対策の実施体制の確立、災害の状況の的確な把握、関係機関への連絡体制及び周辺住民等への情報伝達その他の災害応急対策に関し必要な事項について定めること。

第11章 航空機災害対策

1 消火・救難体制の整備促進

空港所在市町村の消防力の整備並びに近隣消防機関及び空港関係者との協力体制の整

備について定めること。

2 捜索・救助体制の連携確保

航空機の遭難時等における迅速な捜索及び救助を図るため、空港関係者、地元消防機関、近隣消防機関、周辺医療関係者その他関係機関の相互の連絡体制と緊密な連携を確保する方策について定めること。

3 防災訓練の実施

地元消防機関等の地方公共団体、空港関係者、近隣消防機関、周辺医療関係者等の参加した実践的訓練の実施及びその内容について定めること。

第 12 章 海上災害対策

1 消防資機材等の整備

消防艇を始めとする海上災害用消防資機材の整備充実について定めること。

2 流出油等対策

流出油等による広域的な災害に対する防災関係機関相互の連絡、応援体制及び防災資機材の調達体制等の整備について定めること。

3 海上保安庁との連携体制の整備

大規模な海上災害の発生に備え、地元消防機関と海上保安庁との業務協定等による連携した消火活動等を行うための体制の整備について定めること。

4 防災訓練の実施

海上保安庁、消防機関その他関係機関の分担協力による実践的訓練の実施及びその内容について定めること。

第 13 章 毒劇物等災害対策

1 教育訓練の実施

毒劇物等に関する知識、その種類に応じた防災活動及び活動中の安全確保に係る知識・技能等を習得するための教育訓練の実施及びその内容について定めること。

2 資機材の整備

分析機器、中和剤、防毒マスク、防毒衣など毒劇物等災害対策に効果的な資機材の整備について定めること。

3 毒劇物等の貯蔵・取扱状況の把握

毒劇物等に係る届出の徹底などその貯蔵・取扱状況の把握に関する方策について定めること。

4 毒劇物等災害への対応

毒劇物災害発生時における毒劇物等の種類の迅速な把握、活動中の安全対策、毒劇物等の種類に応じた救助・救急、住民等の避難、毒劇物等の防除など、毒劇物等災害への対策について定めること。

第 14 章 車両火災対策

1 消火体制の整備促進

トンネル及び地下駅で発生した自動車火災又は鉄道車両火災の特性に応じた消防力の整備並びに近隣消防機関、鉄軌道事業者及び道路管理者との協力体制の整備について定めること。

2 防災訓練の実施

地元消防機関等の地方公共団体、鉄軌道事業者及び道路管理者の参加した実践的訓練の実施及びその内容について定めること。

